平成２８年　第２回定例会

摂津市議会会議録

平成２８年６月　９日　開会
平成２８年６月２４日　閉会

摂　津　市　議　会

目　　次

平成２８年第２回定例会

○６月９日（第１日）
出席議員、地方自治法第１２１条による出席者（説明員）、出席した
議会事務局職員 ----------1－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件 ----------1－ 2
開会の宣告 ----------1－ 3
市長挨拶
開議の宣告 ----------1－ 3
会議録署名議員の指名 ----------1－ 3
日程１　議席の一部変更の件 ----------1－ 3
日程２　会期の決定 ----------1－ 3
日程３　議案第４９号～議案第５８号 ----------1－ 3
提案理由の説明（総務部長、上下水道部長、保健福祉部長、建設部長、
市民生活部長、選挙管理委員会事務局長）
委員会付託
日程４　報告第２号----------1－ 9
報告（総務部長）
採決
日程５　報告第３号～報告第５号 ----------1－10
報告（建設部長、総務部長、上下水道部長）
質疑（野口博議員）
日程６　常任委員会の所管事項に関する事務調査報告の件 ----------1－13
報告（総務常任委員長、建設常任委員長、文教常任委員長）
休会の決定 ----------1－13
散会の宣告 ----------1－13

○６月２３日（第２日）
出席議員、地方自治法第１２１条による出席者（説明員）、出席した
議会事務局職員 ----------2－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件 ----------2－ 2
開議の宣告 ----------2－ 3
会議録署名議員の指名 ----------2－ 3
日程１　一般質問
野原修議員 ----------2－ 3
水谷毅議員 ----------2－14
村上英明議員 ----------2－21

福住礼子議員 ----------2－27
東久美子議員 ----------2－34
増永和起議員 ----------2－42
藤浦雅彦議員 ----------2－51
山崎雅数議員 ----------2－60
上村高義議員 ----------2－66
延会の宣告 ----------2－72

○６月２４日（第３日）
出席議員、地方自治法第１２１条による出席者（説明員）、出席した
議会事務局職員 ----------3－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件 ----------3－ 2
開議の宣告 ----------3－ 3
会議録署名議員の指名 ----------3－ 3
日程１　一般質問
渡辺慎吾議員 ----------3－ 3
安藤薫議員 ----------3－11
野口博議員 ----------3－17
森西正議員 ----------3－25
中川嘉彦議員 ----------3－32
木村勝彦議員 ----------3－35
日程２　議案第４９号～議案第５８号 ----------3－39
委員長報告（総務常任委員長、建設常任委員長、文教常任委員長、
民生常任委員長、駅前等再開発特別委員長）
採決
日程３　議会議案第７号～議会議案第１２号 ----------3－40
討論（山崎雅数議員）
採決
市長挨拶 ----------3－41
閉会の宣告 ----------3－43

☆添付資料
審議日程 ---------- 資料－ 1
議案付託表 ---------- 資料－ 2
一般質問要旨 ---------- 資料－ 3
議決結果一覧 ---------- 資料－ 6

摂　津　市　議　会　会　議　録

平成２８年６月９日

（第１日）

平成２８年第２回摂津市議会定例会会議録

平成２８年　６月　９日（木曜日）
午前１０時　４分　開　会
摂　津　市　議　会　議　場

１　出席議員　（２１名）

１番	上村高義	２番	木村勝彦
３番	森西　正	４番	中川嘉彦
５番	福住礼子	６番	藤浦雅彦
７番	村上英明	８番	三好義治
９番	東　久美子	１０番	渡辺慎吾
１１番	大澤千恵子	１２番	増永和起
１３番	弘　豊	１４番	山崎雅数
１５番	水谷　毅	１６番	南野直司
１７番	嶋野浩一朗	１８番	市来賢太郎
１９番	野原　修	２０番	安藤　薫
２１番	野口　博		

１　欠席議員　（０名）

１　地方自治法第１２１条による出席者

市長	森山一正	教育長	箸尾谷知也
市長公室長	乾　富治	総務部長	杉本正彦
市民生活部長	登阪　弘	環境部長	北野人士
保健福祉部長	堤　守	保健福祉部理事	平井貴志
建設部長	山口　繁	上下水道部長	山口　猛
上下水道部理事	石川裕司	教育委員会教育総務部長	山本和憲
教育委員会次世代育成部長	前馬晋策	監査委員・選挙管理委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局長	井口久和
消防長	樋上繁昭		

１　出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	事務局参事兼局次長	橋本英樹

１ 議　事　日　程

1,				議席の一部変更の件
2,				会期決定の件
3,	議	案 第	４９号	平成２８年度摂津市一般会計補正予算（第１号）
	議	案 第	５０号	平成２８年度摂津市水道事業会計補正予算（第１号）
	議	案 第	５１号	平成２８年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
	議	案 第	５２号	平成２８年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第１号）
	議	案 第	５３号	財産の交換の件
	議	案 第	５４号	指定管理者指定の件（摂津市立別府コミュニティセンター）
	議	案 第	５５号	摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	５６号	摂津市立集会所条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	５７号	摂津市自転車安全利用倫理条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	５８号	摂津市千里丘新町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件
4,	報	告 第	２号	摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件
5,	報	告 第	３号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件
	報	告 第	４号	平成２７年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件
	報	告 第	５号	平成２７年度摂津市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越報告の件
6,				常任委員会の所管事項に関する事務調査報告の件

---

１ 本日の会議に付した事件
　日程１から日程６まで

（午前１０時４分　開会）

○南野直司議長　ただいまから平成２８年第２回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　おはようございます。

本日、平成２８年第２回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆さんには何かとお忙しいところ、ご参集賜り、厚くお礼申し上げます。

最初に、先ほど南野議長から伝達されましたが、このたび、第９２回の全国市議会議長会総会におきまして、山崎議員、そして野原議員が１０年の永年勤続表彰を受賞されました。改めまして心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。長年にわたる市政発展へのご尽力に深く感謝と敬意を表するとともに、今後とも摂津市のまちづくりに、より一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。今後のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。

さて、今回お願いいたします案件は、報告案件といたしまして、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件ほか３件、予算案件といたしまして、平成２８年度摂津市一般会計補正予算ほか３件、条例案件といたしまして、摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件ほか３件、その他の案件といたしまして、財産の交換の件ほか１件、合計１４件のご審議をお願いいたすものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

○南野直司議長　挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、上村議員及び木村議員を指名します。

日程１、議席の一部変更の件を議題とします。

お諮りします。

議席はただいま着席のとおり変更することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

日程２、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から６月２４日までの１６日間とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

日程３、議案第４９号など１０件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

（杉本総務部長　登壇）

○杉本総務部長　議案第４９号、平成２８年度摂津市一般会計補正予算（第１号）につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回の補正の内容としましては、歳入は個人番号カード交付事業費補助金などとなっています。歳出は千里丘西地区市街地再開発支援事業に係る補助金などの追加補正となっております。

補正予算の第１条は、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８，４７０万１，０００円を追加し、その総額を３４８億２，４７０万１，０００円とするものです。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

２ページの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりです。

まず、歳入の内容ですが、款１２分担金及び負担金、項１負担金は、正雀保育所民営化の延期に伴い、市立保育所保育料など２５万６，０００円を増額しております。

款１４国庫支出金、項１国庫負担金１，１１６万３，０００円の減額は、教育・保育給付費負担金などです。

項２国庫補助金３，２７６万円の増額は、個人番号カード交付事業費補助金などです。

款１５府支出金、項１府負担金６９２万８，０００円の減額は、教育・保育給付費負担金です。

款１８繰入金、項２基金繰入金６，７６３万７，０００円の増額は、今回の補正財源を調整するため、財政調整基金繰入金を増額するものです。

款１９諸収入、項４雑入は、在宅高齢者日常生活支援短期入所利用料など２１３万９，０００円増額しております。

続きまして、歳出ですが、款２総務費、項１総務管理費２，６５６万円の増額は、文化ホール管理事業に係る緞帳設置業務委託料などです。

項３戸籍住民基本台帳費２，００１万円の増額は、個人番号カード交付事業に伴う個人番号カード関連事務交付金です。

款３民生費、項１社会福祉費は、敬老金や住宅改造費用助成などの継続に伴い、１，７３８万７，０００円を増額しております。

項２児童福祉費１，６７４万４，０００円の増額は、児童扶養手当法改正に伴う加算手当分及び正雀保育所民営化の延期に伴う運営経費でございます。

款７土木費、項４都市計画費４００万円の増額は、千里丘西地区市街地再開発支援事業に係る摂津市再開発推進団体等補助金でございます。

以上、平成２８年度摂津市一般会計補正予算（第１号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第５６号、摂津市立集会所条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明いたします。

本件は、デイハウスましたの新築及び千里丘公民館の増設に伴い、それぞれの施設に集会所機能が統合されるため、摂津市立第１集会所及び摂津市立第３９集会所を廃止する条例の改正を行うものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）の１６ページを併せてご参照願います。

それでは、議案書の条文に従いまして改正内容をご説明いたします。

第２条の名称及び位置の表から、名称、摂津市立第１集会所、位置、正雀本町一丁目２０番１７号及び名称、摂津市立第３９集会所（千里丘三丁目老人常設集会所）、位置、千里丘三丁目９番４７号の項を削除するものです。

なお、附則でございますが、この条例は、規則で定める日から施行するものでございます。

以上、議案第５６号、摂津市立集会所条例の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

○南野直司議長　上下水道部長。

（山口上下水道部長　登壇）

○山口上下水道部長　それでは、議案第５０号、平成２８年度摂津市水道事業会計補正予算（第１号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回お願いする補正予算の内容といたしましては、平成２７年度に実施した水道施設更新事業の財源に充てるため、財務省及び地方公共団体金融機構から企業債を元利

均等償還方式にて借り入れたところでございますが、実際の借入利率が予定した借入利率を下回ったことから、平成２８年度、元金償還金が増加することになり、当該増加相当額を増額補正するものでございます。

それでは、補正予算書１ページをご覧いただきたいと存じます。

第１条は、総則を定めたものでございます。

第２条は、資本的支出の予定額の補正を定めたもので、款１資本的支出は、既決額２７億４，６０４万８，０００円から１０７万３，０００円を増額し、補正後の額を２７億４，７１２万１，０００円とするものでございます。

項２企業債償還金は、既決額２億３，５８７万６，０００円から１０７万３，０００円を増額し、補正後の額を２億３，６９４万９，０００円とするもので、これは企業債元金償還金の増加が要因でございます。

また、平成２８年度摂津市水道事業会計予算第４条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額２４億９，７８０万８，０００円を２４億９，８８８万１，０００円に改めるとともに、補填財源として、当年度分損益勘定留保資金１億９，３３３万６，０００円を当年度分損益勘定留保資金１億９，４４０万９，０００円に改めるものでございます。

なお、２ページには補正予算実施計画、３ページには予定貸借対照表、４ページは補正予算予定キャッシュ・フロー計算書、５ページは補正予算実施計画説明書を記載いたしておりますので、ご参照賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、平成２８年度摂津市水道事業会計補正予算（第１号）の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第５１号、平成２８年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回補正をお願いする予算の内容といたしましては、交付金の増額に伴い、雨水整備に係る設計委託料を増額するものでございます。

それでは、補正予算書１ページをご覧ください。

第１条では、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，０６０万円を追加し、その総額を６２億８，７３０万９，０００円といたすものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、３ページの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款３国庫支出金、項１国庫補助金は２，０７０万円を増額いたしております。これは交付金の確定に伴い増額するものでございます。

款６、項１市債は１０万円を減額いたしております。これは、交付金の増額に伴い交付対象事業が増加した一方で、単独事業が減少したことによるものでございます。

次に、歳出についてでございますが、款１下水道費、項２下水道事業費で２，０６０万円の増額で、これは雨水整備に係る設計委託料を追加計上したものでございます。

次に、第２条地方債の補正につきましては、交付金の増額に伴い限度額を変更するもので、４ページ、第２表地方債の補正に記載のとおりでございます。

以上、平成２８年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）の内容説明

とさせていただきます。

○南野直司議長　保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　議案第５２号、平成２８年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第１号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします内容につきましては、平成２８年第１回定例会におきまして、敬老事業をはじめとする市単独扶助費の見直しについて、再度検討させていただくことになりましたことから、関連いたします介護保険特別会計の家族介護支援事業に係る介護用品給付費につきまして、事業継続実施に伴う予算の計上をお願いするものでございます。

それでは、予算書の１ページをご覧いただきたいと存じます。

第１条でございますが、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１２７万５，０００円を追加いたしております。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、２ページの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款３国庫支出金、項２国庫補助金４９万７，０００円の増額、款５府支出金、項２府補助金につきましては２４万９，０００円の増額でございます。

また、款６繰入金、項１一般会計繰入金は２４万９，０００円の増額、同じく款６、項２基金繰入金は２８万円の増額でございます。

これらの増額につきましては、家族介護支援事業に係る介護用品（紙おむつ等）給付費の増額に係る国・府・市の補填負担分でございます。

なお、歳出につきましては、家族介護支援事業に係る介護用品（紙おむつ等）給付費１２７万５，０００円の増額でございます。

以上、補正予算内容の説明とさせていただきます。

○南野直司議長　建設部長。

（山口建設部長　登壇）

○山口建設部長　議案第５３号、財産の交換の件について、内容のご説明を申し上げます。

なお、位置図につきましては、議案参考資料（議案第５３号）を併せてご参照願います。

１、財産の種類につきましては、土地でございます。

２、交換に供する財産につきましては、参考資料の位置図①で示しております摂津市が所有いたします千里丘新町７１７番２号ほか３筆の合計２，３９２．６２平方メートルの土地であります。

３、交換により取得する財産につきましては、参考資料の位置図②で示しております吹田市が所有いたします千里丘新町２００番１８号ほか１筆の合計２，３９２．６２平方メートルの土地であり、交換に供する財産と同面積であります。

４、交換の相手方につきましては、吹田市でございます。

５、提案理由につきましては、吹田市正雀下水処理場の機能停止に伴う跡地のまちづくりに関する協定書に基づき、吹田市正雀下水処理場及び摂津市クリーンセンターの跡地、吹田操車場跡地地区との一体的なまちづくりに資するためでございます。

以上、提案内容のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第５７号、摂津市自転

車安全利用倫理条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、平成２８年４月１日に交付された大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例制定に伴い、本年７月１日より自転車保険の加入義務化が示されたことにより、大阪府の施策との整合性の確保を図るため、本条例の一部改正を行うものであります。

それでは、議案書の条文に従いまして改正内容をご説明いたします。

議案参考資料の１７ページから１９ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

第２条第１項の改正は、用語の意義を定めるため、第３号に保護者、第４号に自転車損害賠償保険等を加えるものでございます。

第１０条は、自転車の点検及び整備に関する規定であり、改正前は第４条第３項の「自転車を点検するよう努めるとともに、必要に応じ、整備をしなければならない。」条文を削除し、第１項には自転車利用者、第２項には保護者に対して必要な点検及び整備を行うよう努めることを規定しています。

第１１条は、自転車損害賠償保険等の加入に関する規定であり、改正前第４条第４項の「保険又は共済に加入するよう努めるものとする。」の条文を削除、第１項には自転車利用者、第２項は保護者に対して自転車損害賠償保険等の加入義務化を規定しています。

また、第１２条以下は条ずれを改正しております。

本条例は、大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の施行に合わせ、平成２８年７月１日から施行します。

以上、議案第５７号、摂津市自転車安全利用倫理条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第５８号、摂津市千里丘新町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料の２０ページから２６ページを併せてご参照願います。

本件は、区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限並びに建築物の緑化率の最低限度を定める地区を拡大するため、本条例を制定するものです。

それでは、議案書の条文に従いまして改正内容をご説明いたします。

まず、第３条の適用区域につきましては、都市型居住ゾーンＢ地区及び医療・健康創生関連ゾーン地区を追加するものでございます。

次に、第４条の建築物の用途の制限につきましては、第１項を改め、追加の地域に対しまして建築してはならない建築物を規定しております。

次に、第５条につきましては、第１項を改め、第１号、第２号、第３号に各地区の敷地面積の最低限度を規定しております。

次に、第６条につきましては、第１項第１号の都市計画道路千里丘中央線に面する建築物の壁面の位置について、都市型居住ゾーンＢでは一戸建て住宅について、医療・健康創生関連ゾーンでは地区内の建築物について追記しております。

また、第２号及び３号では、道路認定に伴う道路名称の変更と、都市計画道路及び市道について壁面の位置を規定し、さらに第４号では、医療・健康創生関連ゾーンの

地区内で新たに整備される道路のうち、市が権原に基づき管理する道路について、壁面の位置を規定しております。

次に、第６条の２を追加し、都市型居住ゾーンＢの地区内の一戸建ての住宅について、建築物の高さの最高限度と階数を規定しております。

次に、第８条、公益上必要な建築物の特例につきましては、文言の整理を行っております。

次に、第９条緑化率の最低限度につきましては、適用区域に都市型居住ゾーンＢ地区及び医療・健康創生関連ゾーン地区を追加するものでございます。

次に、第１３条につきましては、第１項第２号に第６条の２を追記するものでございます。

また、附則の次に３ページの別表を加えるものです。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成２８年７月１日から施行する規定といたしております。

以上、議案第５８号、摂津市千里丘新町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

○南野直司議長　市民生活部長。

（登阪市民生活部長　登壇）

○登阪市民生活部長　議案第５４号、指定管理者指定の件（摂津市立別府コミュニティセンター）についてご説明申し上げます。

本件は、摂津市立別府コミュニティセンターの指定管理者として、一般財団法人摂津市施設管理公社を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、一般財団法人摂津市施設管理公社の主たる事務所は摂津市香露園３２番１９号で、代表者は理事長有山泉氏でございます。

指定の期間につきましては、供用開始の日から平成３３年３月３１日までの間とするものでございます。

以上、議案第５４号、指定管理者指定の件（摂津市立別府コミュニティセンター）につきましての提案説明とさせていただきます。

○南野直司議長　選挙管理委員会事務局長。

（井口選挙管理委員会事務局長　登壇）

○井口選挙管理委員会事務局長　議案第５５号、摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が、平成２８年４月８日に公布・施行されたことに伴い、選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）１２ページから１５ページに記載の新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきましてご説明申し上げます。

第４条、選挙運動用自動車の使用の公費の支払につきましては、第２号ア中の自動車借入れ契約の金額１万５，３００円を１万５，８００円に、イ中の燃料供給契約の代金７，３５０円を７，５６０円にそれぞれ改めるものでございます。

第６条、選挙運動用ビラの作成の公費負担及び第８条、選挙運動用ビラの作成の公

費の支払につきましては、１枚当たりの作成単価７円３０銭を７円５１銭に改めるものでございます。

第１１条、選挙運動用ポスターの作成の公費の支払につきましては、１枚当たりの作成単価５１０円４８銭を５２５円６銭に、企画費３０万１，８７５円を３１万５００円にそれぞれ改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するもので、この条例の施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、従前の例によるものといたすものでございます。

以上、提案内容のご説明とさせていただきます。

○南野直司議長　説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本１０件のうち、議案第４９号の駅前等再開発特別委員会の所管分、議案第５３号及び議案第５８号については、同特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり常任委員会に付託します。

日程４、報告第２号を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

（杉本総務部長　登壇）

○杉本総務部長　報告第２号、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件につきまして、提案内容をご説明いたします。

本件は、地方税法等の一部を改正する等の法律の中で、平成２８年４月１日から施行されることになったものを、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、平成２８年３月３１日付で専決処分いたしましたので、同法第１７９条第３項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

それでは、議案書の条文に従いまして改正内容をご説明いたします。

議案参考資料（条例関係）の１ページから１１ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

第６３条第２項及び第６４条の改正は、固定資産税の非課税の範囲に独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限るものを固定資産に加えるものです。

第１３６条第２項の改正は、都市計画税について、前述の固定資産税の改正に伴う条文の整備でございます。

附則第１２条第２項は、農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた遊休農地を加える改正及び引用条文の整備でございます。

附則第１２条の２は、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の課税標準の特例割合の追加の改正及び引用条文の整備でございます。

附則第１３条第９項は、熱損失防止改修工事に対する固定資産税の減額要件の対象となる費用から国等の補助金を除く改正を行うものでございます。

附則第２３条、第２６条及び第２８条の改正は、引用条文の整備をしたものです。

以上、報告第２号、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件の内容説明とさせていただきます。

○南野直司議長　報告が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　討論なしと認め、討論を終わります。

報告第２号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○南野直司議長　起立者全員です。

よって、本件は承認されました。

日程５、報告第３号など３件を議題とします。

報告を求めます。建設部長。

（山口建設部長　登壇）

○山口建設部長　報告第３号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、内容のご報告を申し上げます。

本件は、平成２８年２月２５日に発生いたしました道路管理瑕疵による歩行者負傷事故につきまして、平成２８年５月１０日に示談が成立し、その損害賠償額につきまして、地方自治法第１８０条第１項の規定により平成２８年５月１０日に専決処分いたしましたので、同条２項の規定により報告いたします。

事故発生日時及び場所、損害賠償の相手方、損害賠償の額、事故の当事者は、報告第３号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経過につきましてご説明申し上げます。

本件は、平成２８年２月２５日木曜日の午後２時３０分ごろ、相手方が鳥飼本町二丁目４番地先の市道鳥飼本町１号線の歩道を西から東に向けて徒歩にて通行中、雨水ますのふたにずれが生じていたところに足を踏みかけたために、ふたがはね上がり、ます内に足が落ち、右下腿部の打撲及び擦過傷を負ったものでございます。

示談につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会へ事故現場の状況を報告し、協議をしたところ、過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合を本市７０％、相手方３０％と判断され、相手方と双方話し合いの結果、治療費、慰謝料の合計５，８５２円を損害賠償金として支払うことで相手方と合意に達したものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、加入しております全国市有物件災害共済会よりその全額が補填されるものでございます。

現場を検証いたしましたところ、幅１．６５メートルの歩道に縦横４０センチ、深さ６０センチの雨水ますがあり、鉄板ぶたのますぶたが設置されておりましたが、ますぶたには、ずれどめが加工されておらず、ます開口部とますぶたにずれが生じていたため事故に至ったものと考えられます。現在までに事故のありました路線全体を調査し、同様にずれどめが不足している計１４か所のますぶたのずれどめ加工を行い、再度の事故防止に努めております。

今後におけます道路管理につきましては、歩道部も含め、より一層道路パトロールの強化を図り、事故を未然に防止するよう努めてまいる所存でございます。

以上、報告第３号、損害賠償の額を定め

る専決処分報告の件のご報告とさせていただきます。

○南野直司議長　総務部長。

（杉本総務部長　登壇）

○杉本総務部長　報告第４号、平成２７年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件について報告します。

本件については、平成２７年度補正予算（第４号）で繰越明許費の設定をお願いしたところですが、今般、翌年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、報告するものです。

内容につきましては、款２総務費、項１総務管理費、非常勤職員等任用事業で、設定金額９３３万２，０００円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものです。

財源は、全てが一般財源です。

同じく、情報化推進事業で、設定金額６，９９８万４，０００円に対し、その全額を翌年度に繰り越しするものです。

財源の内訳は、未収入特定財源として国府支出金１，１７５万円、地方債１，１７０万円、残り４，６５３万４，０００円が一般財源です。

款６商工費、項１商工費、健都イノベーションパーク企業立地推進事業で、設定金額１，１５２万円に対し、その全額を翌年度に繰り越しするものです。

財源は、全てが一般財源です。

款７土木費、項４都市計画費、吹田操車場跡地まちづくり事業で、設定金額１億２，０００万円に対し、その全額を翌年度に繰り越しするものです。

財源の内訳は、未収入特定財源として国府支出金３，３０８万８，０００円、残り８，６９１万２，０００円が一般財源です。

次に、款８消防費、項１消防費、消防庁舎管理事業で、設定金額１，９７６万６，０００円に対し、１，９７０万８，８８０円を翌年度に繰り越しするものです。

財源の内訳は、未収入特定財源として地方債１，９７０万円、残り８，８８０円が一般財源です。

款９教育費、項２小学校費、小学校施設改修事業で、設定金額２，４２０万４，０００円に対し、その全額を翌年度に繰り越しするものです。

財源の内訳は、未収入特定財源として国府支出金６７３万２，０００円、残り１，７４７万２，０００円が一般財源です。

項５社会教育費、公民館施設改修事業で、設定金額４，１６８万９，０００円に対し、その全額を翌年度に繰り越しするものです。財源は、全てが一般財源です。

以上、繰越明許費の繰越しの内容につきましてご報告させていただきます。

○南野直司議長　上下水道部長。

（山口上下水道部長　登壇）

○山口上下水道部長　それでは、報告第５号、平成２７年度摂津市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越報告の件につきまして、その内容についてご報告申し上げます。

本件につきましては、平成２７年度補正予算（第２号）で繰越明許費の設定をお願いしたところでございますが、このたび、翌年度への繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告するものでございます。

その内容につきましては、款１下水道費、項１下水道総務費の下水道法適化事業で、設定金額１，２４０万円に対しまして、その全部を翌年度に繰り越しするものでございます。

財源は、全て一般財源で、１，２４０万円でございます。

以上、繰越明許費の繰越報告内容につきましてのご報告とさせていただきます。

○南野直司議長　報告が終わり、質疑があれば受けます。

野口議員。

○野口博議員　１点だけですが、報告第４号について、少し確認をしておきたいと思います。

事業名として７事業ありますけども、多くは事業の進捗によって平成２８年度に繰り越しという内容でありますけども、二つの項目で、総務費の非常勤職員等任用事業９３３万２，０００円、商工費関係で健都イノベーションパーク企業立地推進事業１，１５２万円については、いわゆる地方創生を加速させていくということで、その予算組みの関係で３月の議会で補正予算を組んで上げたと思うんですね。このときに、今年度、市としては、この加速化交付金をいかに活用するかということで、いろいろ検討されてこの二項目を申請したと思うんですけども、本来ならば、加速化交付金１，０００億円の中で、この計上された金額が全て国から来る予定だということで動いたと思うんですけども、結果、どちらもゼロだということになりましたので、その辺の庁内検討の経過について、確認の意味でお尋ねしておきたいと思います。

○南野直司議長　総務部長。

○杉本総務部長　繰越明許費のうち、非常勤職員等任用事業、いわゆるハートフルオフィス及び健都イノベーションパーク企業立地推進事業、この２点については、議員ご指摘のとおり、国の平成２７年度補正予算においての地方創生加速化交付金の対象事業としての申請をするために、事前に平成２８年３月議会での補正をお願いしたものでございます。

この２事業につきましては、申請を行い、国の審査を受けたわけですけども、今回の地方創生加速化交付金事業については、大阪府下で各自治体が申請されたもののうち、３分の１程度の件数については認められなかったということでございます。詳細については、我々も情報収集をしておりますが、地方創生加速化交付金事業については、その地域の独自性であるとか施策の独自性、目新しさと申しますか、こういったものが非常に重視されたと聞いております。従前のこういう交付金でありますと、認定といいますか、補助金がおりてくるのが通例でございましたので、今回については、我々としてもちょっと意外な感を持っておりますけども、やはり国等の意向といいますか、補助金の出し方といったものに対してうまく沿えなかったという点で非常に残念に考えております。今後については、もう少し情報収集をして検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長　野口議員。

○野口博議員　結果ゼロだということなので、仕方がないと思うんですけども、せっかく補正で組んで上げていこうと、庁内で一定期間検討されたわけですから、２年目、３年目もこの施策を展開をしていくことになりますので、今、最後に部長がおっしゃったように、情報をきちっと収集してほしいと。全体で１，０００億円ですから、その中の２，０００万円前後のお話であり、地方創生について、私どももいろんな意見はありますけども、それはそれとして、必要な財源についてはやっぱりもらうということで、そういう構えで頑張っていただきたいということでお願いしておきます。

○南野直司議長　ほか、ないでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　以上で質疑を終わります。

日程６、常任委員会の所管事項に関する事務調査報告の件を議題とします。

本件について、総務、建設及び文教常任委員長から報告を行いたいとの申し出がありますので、許可します。

総務常任委員長。

（三好義治総務常任委員長　登壇）

○三好義治総務常任委員長　ただいまから総務常任委員会の所管事項に関する事務調査について報告します。

去る３月１５日の第１回定例会中の委員会において調査事項等を決定の上、３月２９日の本会議で閉会中の継続調査となりました所管事項に関する事務調査について、委員全員参加の中で調査を実施しました。その内容は、５月１７日に埼玉県戸田市の市の魅力発信による住民誘致について、並びに５月１８日に東京都国分寺市の地域における防災まちづくりの推進についてであります。なお、この詳細につきましては、議長に報告しています。

以上、報告します。

○南野直司議長　建設常任委員長。

（野原修建設常任委員長　登壇）

○野原修建設常任委員長　ただいまから建設常任委員会の所管事項に関する事務調査について報告します。

去る３月２９日の第１回定例会本会議で閉会中の継続調査になりました所管事項に関する事務調査について、４月１４日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、調査事項等を決定の上、委員全員参加の中で調査を実施しました。その内容は、５月２３日に熊本県荒尾市の上下水道事業の一元化について、並びに５月２４日に福岡県大牟田市の空き家対策についてであります。なお、その詳細につきましては、議長に報告しています。

以上、報告します。

○南野直司議長　文教常任委員長。

（安藤薫文教常任委員長　登壇）

○安藤薫文教常任委員長　ただいまから文教常任委員会の所管事項に関する事務調査について報告します。

去る３月２９日の第１回定例会本会議で閉会中の継続調査となりました所管事項に関する事務調査について、同日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、調査事項等を決定の上、委員全員参加の中で調査を実施いたしました。その内容は、５月１０日に岩手県釜石市の防災教育及び被災後の子どもの心のケアについて、並びに５月１１日に岩手県遠野市の放課後の児童生徒の居場所づくりについてであります。なお、その詳細につきましては、議長に報告しています。

以上、報告します。

○南野直司議長　委員長の報告が終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

６月１０日から６月２２日まで休会することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

（午前１０時５６分　散会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長　　南　野　直　司

摂津市議会議員　　上　村　高　義

摂津市議会議員　　木　村　勝　彦

摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

平成２８年６月２３日

（第２日）

平成２８年第２回摂津市議会定例会継続会会議録

平成２８年　６月２３日（木曜日）
午前　９時５９分　開　議
摂　津　市　議　会　議　場

１　出席議員　（２１名）

１番	上村高義	２番	木村勝彦
３番	安藤　薫	４番	野口　博
５番	福住礼子	６番	藤浦雅彦
７番	村上英明	８番	三好義治
９番	東　久美子	１０番	中川嘉彦
１１番	増永和起	１２番	弘　豊
１３番	山崎雅数	１４番	水谷　毅
１５番	南野直司	１６番	嶋野浩一朗
１７番	市来賢太郎	１８番	野原　修
１９番	森西　正	２０番	渡辺慎吾
２１番	大澤千恵子		

１　欠席議員　（０名）

１　地方自治法第１２１条による出席者

市長	森山一正	教育長	箸尾谷知也
市長公室長	乾　富治	総務部長	杉本正彦
市民生活部長	登阪　弘	環境部長	北野人士
保健福祉部長	堤　守	保健福祉部理事	平井貴志
建設部長	山口　繁	上下水道部長	山口　猛
上下水道部理事	石川裕司	教育委員会教育総務部長	山本和憲
教育委員会次世代育成部長	前馬晋策	監査委員・選挙管理委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局長	井口久和
消防長	樋上繁昭		

１　出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	事務局参事兼局次長	橋本英樹

1 議　事　日　程

1,　　一般質問

野　原　　修　議員
水　谷　　毅　議員
村　上　英　明　議員
福　住　礼　子　議員
東　　久美子　議員
増　永　和　起　議員
藤　浦　雅　彦　議員
山　崎　雅　数　議員
上　村　高　義　議員

---

1 本日の会議に付した事件

日程１

（午前９時５９分　開議）

○南野直司議長　ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、安藤議員及び野口議員を指名します。

日程１、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

野原議員。

（野原修議員　登壇）

○野原修議員　おはようございます。

通告に従い、一般質問を行います。

まず、中小企業支援と商業活性化についてであります。

５月の内閣府による月例報告によりますと、「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。」との状況が示され、景気は、緩やかではありますが、回復基調が続いております。しかしながら、地方、特に中小企業は、まだまだ景気の回復を実感できる状況には至っていないのが実情と言わざるを得ません。中小企業の元気回復には、日本経済の動向に大きく左右されるところではありますが、中小企業がみずからの努力による経営基盤の安定強化のため、取り組みを進めるとともに、市として、その中小企業の取り組みに対し、バックアップ支援を行うことが必要であることは言うまでもありません。

そこで、さきの代表質問において、同僚の市来議員が中小企業の活性化について質問しましたが、改めて、これまで行ってきた中小企業、小規模事業者の活性化に向けた市の支援策についてお聞かせください。

また、市の産業振興支援施策の一環として、南千里丘モデルルームの跡に商工会移転とともに産業支援ルームが開設されましたが、その活用状況についてお聞かせください。

次に、市立自転車駐車場の運営についてであります。

市立自転車駐車場は、ＪＲ千里丘駅のほかに、阪急摂津市駅、モノレール摂津駅及び南摂津駅など、４か所の駅周辺にあると認識しております。それらの自転車駐車場について、各自転車駐車場の場所ごとの利用状況と、その利用状況のうち、定期利用と一時利用の台数の設定とそれぞれの使用料について教えてください。

また、定期利用者の利用者住所で摂津市在住の方の利用割合を教えてください。

最後に、定期利用者の自転車駐車場の待機者数と、その待機者のうち市内の方の割合についてお聞かせください。

続いて、千里丘三島線の渋滞原因及び解消についてであります。

ＪＲ千里丘駅と市役所を結ぶ本市の主要道路である千里丘三島線の渋滞原因及び解消についてお聞きします。先日、新聞報道でもありましたが、４月１２日に国土交通省が、改正踏切道改良促進法に基づき、あかずの踏切などの解消のため、改良すべき踏切と指定した全国の５８か所の踏切のうち、東京都が最多の２７か所、大阪府と兵庫県が各４か所、三重県、福岡県、宮崎県が３か所などとなっており、大阪府下で４か所指定されたもののうち３か所が摂津市域の踏切となっております。指定を受けた阪急電鉄京都線の坪井踏切、産業道路踏切、乙ノ辻踏切は、全て阪急京都線連続立体交差事業の計画区域に該当していますが、今回の指定の経過と、指定により何が変わるのか、お聞かせください。

続いて、空家対策であります。

平成２８年度より本市で立ち上げられた空家等対策庁内調整会議は、従来から問題視されていた所有者の管理ができていなく放置された空家、衛生面や治安、そして建物倒壊危険性などの問題にいち早く対応すべく立ち上げられた組織だと思います。また、空家等対策特別措置法が施行されたことと各部署の取り組みについてお聞かせください。

最後に、人間基礎教育についてであります。

人間基礎教育については、森山市長が平成１６年に就任されてから１２年間、人づくりこそがまちづくりであるとの信念を持って、その理念を普及することに傾注されてきました。その結果として、以前から地域において取り組んできたあいさつ運動や、公園や道路の清掃活動、子どもの通学時の見守り活動などにこの精神が発揮され、従前にも増して活発に活動されるようになりました。人間基礎教育は心の問題であり、浸透していくには、そう簡単にはいかないだろうと思っておりましたが、今では賛同する方の声も多くなり、趣旨に賛同された方々の寄附などもあると聞いております。今日までどのような取り組みをなされてきたのか、お聞かせください。

以上、１回目、終わります。

○南野直司議長　答弁を求めます。市民生活部長。

（登阪市民生活部長　登壇）

○登阪市民生活部長　おはようございます。

これまで行ってきた中小・小規模事業者への支援策及び産業支援ルームの活用状況についてのご質問にお答えいたします。

日本経済は回復基調にあると言われますが、中小・小規模事業者にとっては、まだまだ厳しい状況が続いております。市としまして、これまで、経営の安定化、設備投資によります事業の拡大、新たな雇用創出に資するための事業資金融資制度、経営指導コンサルタントの派遣制度、経営力の向上、能力開発、販路開拓のためマッチングフェアの開催、公的な展示会や研修会等への参加補助制度、市内で一層の企業活動を推進するための企業立地促進制度、商工業関連団体が独自で取り組む集客活性化のための事業補助制度等を設け、継続した支援を実施しているところでございます。また、国・府の補助金も活用しながら、その時々の状況に応じた支援も講じているところでございます。

次に、モデルルーム跡に開設しました産業支援ルームの活用状況につきましては、創業セミナー、消費活動啓発セミナーなど各種セミナーや関連会議、また、今年度は、新たに、ものづくり企業のマッチング支援として、ものづくりビジネスセンター大阪と連携した「出張！ＭＯＢＩＯ－Ｃａｆｅ　Ｍｅｅｔｉｎｇ」を開催するなど、中小企業支援、消費者支援のための各種事業に活用しているところでございます。

今後におきましても、社会経済状況の変化に注目しつつ、関係機関と連携する中で、産業支援ルーム等も活用し、中小・小規模事業者の活性化に向けた取り組みを行ってまいります。

○南野直司議長　建設部長。

（山口建設部長　登壇）

○山口建設部長　市立自転車駐車場の運営についてのご質問にお答えいたします。

各市立自転車駐車場の場所ごとの利用状況でありますが、フォルテ摂津自転車駐車場、千里丘駅東自転車駐車場、摂津市駅前第１及び第２自転車駐車場、摂津駅前自転車駐車場、南摂津駅前第１及び第３自転車

駐車場におきましては、平日はほぼ満車となっている状況であります。

次に、定期利用と一時利用の台数でございますが、フォルテ摂津自転車駐車場は、定期利用台数が７５１台、一時利用台数が５０９台、千里丘駅東自転車駐車場は、定期利用台数が１７１台、一時利用台数が１１台、摂津市駅前自転車駐車場の第１自転車駐車場は、定期利用台数が２１６台、一時利用台数が１２２台、第２自転車駐車場が定期利用者のみで７８台、摂津駅前自転車駐車場は、定期利用台数が１１０台、一時利用台数が７４台、南摂津駅前自転車駐車場の第１自転車駐車場の定期利用台数が２６８台、一時利用台数が２０３台、第２自転車駐車場は、定期利用台数が２３４台、一時利用台数が１２９台、第３自転車駐車場は、定期利用台数が１２３台、一時利用台数が２４９台となっております。

使用料につきましては、一般の場合、一時使用料が１日１００円、定期使用料が、１か月及び３か月、利用場所により上段、下段に分け料金設定をしておりまして、１か月、下段が２，０００円、上段が１，８００円、３か月、下段が５，４００円、上段が４，８５０円となっております。

また、各施設の定期利用者の中で市内の方の割合は、フォルテ摂津自転車駐車場が約３５％、千里丘駅東自転車駐車場では約６０％、次に、摂津市駅前自転車駐車場では第１と第２を合わせて約５５％、摂津駅前自転車駐車場も同じく約５５％、南摂津駅前自転車駐車場においては第１から第３合わせて約６５％がそれぞれ市内の方となっております。

最後に、定期利用の待機者についてでございますが、特に定期待ちの方が多いＪＲ千里丘駅周辺と阪急摂津市駅前では、フォルテ摂津自転車駐車場において約９０名の待機者で、割合は市内の方が約３５％であります。また、千里丘駅東自転車駐車場では約３５名の待機者で、割合は市内の方が約６５％であります。摂津市駅前自転車駐車場では第１、第２合わせて約１９０名の待機者で、市内の方が約６０％となっております。摂津駅前自転車駐車場では１０名弱、南摂津駅前自転車駐車場では第１から第３合わせて約４０名の待機者となっており、両駅では市内の方の割合が約７５％となっております。

続きまして、千里丘三島線の渋滞原因及び解消についてのご質問にお答えいたします。

踏切道改良促進法は、踏切道の改良を促進することにより、交通事故の防止、交通の円滑化に寄与することを目的に、昭和３６年に施行された法律であります。これまでは、鉄道事業者と道路管理者が改良の方法について合意した踏切でなければ改良する踏切として指定できないことから、対策のおくれが問題となっておりました。このため、平成２８年４月、踏切道改良促進法の一部が改正され、課題のある踏切は鉄道事業者と道路管理者の合意がなくとも国が指定でき、指定後は、平成３２年度までに対策を実施するか、また、踏切道改良計画の作成が義務づけられることになりました。今回、大阪府で指定されました４か所の踏切のうち、坪井踏切、産業道路踏切、乙ノ辻踏切の３か所が摂津市域の踏切でありますが、いずれの踏切も鉄道事業者と事業推進について合意を得ている阪急京都線連続立体交差事業により除却される予定の踏切でございます。今回は改正後初めての指定でありますことから、大阪府下で指定されました踏切は全て鉄道事業者との合意

が得られているものであり、摂津市域に集中した形となりましたが、大阪府下には緊急に対策の必要がある踏切が約２００か所あり、今後、国において順次指定されるものと聞いております。

続きまして、空家対策についてのご質問にお答えいたします。

地域で問題となる空家については、従来からさまざまな苦情相談が寄せられているところですが、本来、空家である建物は、所有者が適正に管理すべきものでございます。しかし、近年、所有者の高齢化や死亡後の相続問題などによりまして、所有者の管理が行き届かず、長期間にわたり放置された空家は、衛生面や治安面の問題や、場合によっては建物倒壊の危険性などの問題が発生しております。

このような全国的な状況を踏まえ、空家等対策特別措置法が施行され、そのまま放置すれば倒壊等の危険性があるものや、衛生上有害のおそれのあるものなどについて、特定空家に指定すれば、市町村が所有者に対し、指導、助言、勧告、命令、そして最後には強制撤去ができるようになりました。しかし、所有者が特定できる場合は、所有者と話し合いにより解決する事例がある一方で、相続問題などで所有者の特定が難しい場合には、なかなか解決に結びつかない事例が多くある状況であります。

こうした多岐にわたる問題の解決に向けまして、多くの部署や関係機関にまたがることが想定され、全庁的に取り組まなければならない社会的な課題でありますことから、組織的に的確に対応するための体制といたしまして、従来からの開発審査会を準用した形の空家等対策庁内調整会議をこの４月に発足いたしました。従来からの苦情相談への対応につきましては、全庁的な協力体制のもと、的確に対応していくこととしておりますとともに、今後、この庁内調整会議の中で、所有者特定の方法や特定空家指定に伴う法的手続きに関する課題などについて、今後２か年程度をかけて調査研究に取り組むべく、現在、鋭意検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○南野直司議長　市長公室長。

（乾市長公室長　登壇）

○乾市長公室長　人間基礎教育についてのご質問にお答えいたします。

人間基礎教育のこれまでの具体的な取り組みといたしましては、平成１７年には、懸垂幕、横断幕、看板などを各公共施設に設置し、ホームページにおいてもトップ画面に掲載し、平成１８年には、人間基礎教育体験談を募集し、受賞作品を集めた文集を作成いたしました。平成２６年には、人間基礎教育１０周年を記念して、環境業務課の所管でございますけども、ごみ減量化リサイクル絵画展などにおいて人間基礎教育賞を設けてまいりました。この間におきましては、寄附等も受けながら、地域の公園や公共施設に啓発看板の増設を図るとともに、のぼり旗を作成し、イベント会場に設置するなどの啓発活動を中心に取り組みを行ってまいりました。また、本市への表敬訪問や行政視察、マスコミの取材時などにおきましても、この取り組みについてＰＲに努めてまいりました。これらの地道で継続した啓発活動によって、この精神が地域に広がってきたものと感じておるところでございます。

○南野直司議長　野原議員。

○野原修議員　２回目からは一問一答方式で質問しますので、よろしくお願いします。

中小企業支援と商業活性化につきまし

て、これまで取り組んでおられる支援施策につきましてお聞かせいただきました。今お聞きしたのが全てではないと承知しますが、今後も関係機関と連携し、継続した支援に努められるようお願いします。

まず１点目として、中小企業の経営の安定化や活性化にとって金融対策や販路開拓とともに重要なのが、人材の確保、育成であります。技術の継承、事業の継続はまさに人が担うものであり、人材確保は事業者にとって重要な課題となっておりますが、中小企業支援の観点から、人材確保への市の支援について、今後どのような取り組みを考えておられるのか、お聞かせください。

２点目、商店街など活性化のため、支援も講じておられるとのことですが、現実はなかなか厳しい状況に変わりありません。摂津市だけの問題ではありませんが、どの商店街もシャッターがおりたままの店舗が多く見られます。そこで、例えば、市が地権者から店舗を借り上げて事業者に貸し出すことについて、市の考えをお聞かせください。

○南野直司議長　市民生活部長。

○登阪市民生活部長　議員がご指摘のとおり、人材確保も中小企業にとりましては大きな課題であると承知しております。これまで、中小企業の人材確保、求人活動につきましては、ハローワークを通じて行うことが基本であり、市の支援としましては、主に就労支援の観点から、就職フェアや合同面接会等を開催し、求人と求職のマッチングに取り組んでいるところでございます。

今後におきましては、ハローワークを介さず、市が直接求人を受けつけ、求職者に紹介できる無料職業紹介所を開設し、より機動的に市内企業と求職者を結びつける事業の実施を考えておりまして、今年度は開設に向けた体制づくりを行う予定でございます。

２点目の市が空き店舗を借り上げることにつきましては、市が借り上げて営利を目的とした事業者に貸し出すということにつきましては考えておりませんが、新たに事業を始めようとする方を対象としましたチャレンジショップの開設など、創業支援の一環として、また、商店街の活性化に資する取り組みを空き店舗を活用して行っていただく場合などにつきましては検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長　野原議員。

○野原修議員　中小企業に係る人材確保の支援についてお聞かせいただきました。ハローワークを介さず、直接企業に人材を紹介できる制度を始められる予定とのことですが、求人と求職のミスマッチを低減し、きめ細かい人材提供策となることを期待します。

中小企業の支援について、もう１点、販路開拓、技術力向上のための施策としてマッチングフェアなどを開催されているということですが、今後の中小企業の活性化にとって、企業間の連携が重要であると思います。健都イノベーションパークへの企業誘致等が本格的に動き出し、平成３０年には、国循の移転とともに、健康・医療関連企業がイノベーションパークで事業を開始する予定と聞いておりますが、誘致した企業と市内企業の連携が中小企業活性化に欠かせないと考えますが、市としてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

また、商店街の活性化についてですが、本市として空き店舗を直接事業者に貸し出

すのは難しいが、条件によってはとのことでありましたが、今後、商店街の活性化について、空き店舗対策を含めた市の考えをお聞かせください。

○南野直司議長　市民生活部長。

○登阪市民生活部長　技術力の向上、販路の拡大、新たな価値の創造等、中小企業が継続、発展していくためには、まさしく企業間の連携がキーワードとなってまいります。健都イノベーションパークへの企業誘致を進める中で、誘致候補企業につきましては、地元企業との連携や地域貢献も含めたヒアリングを行い、立地企業には法人市民としての協力を求めてまいりたいと考えております。

　次に、商店街の活性化につきましては、商工会、商店連合会をはじめ、関係機関と連携し、創業支援などの事業も関連づけながら、商店街の活性化に向け、さまざまな取り組みを行ってまいります。

　また、今年度につきましては、関西大学と連携し、ことぶき商店街を中心とした地域の活性化に向けた共同研究も行ってまいりたいと考えております。

○南野直司議長　野原議員。

○野原修議員　それぞれお聞かせいただきましたが、中小企業、また商店街の活性化は、こうすればできるといった特効薬はなかなか見つかりません。関係機関と連携し、地道に継続した取り組みを重ね、にぎわいと活力があふれるまちづくりのため、今後もたゆまぬ努力を期待しております。

　また、健都イノベーションパークへの企業誘致は、本年を含めて３年と限られた期間であります。吹田市は、北大阪健康医療都市、健都のまちづくりに新たなセクションを設置し、取り組まれていると聞いておりますが、摂津市においても、関係部、関係課が連携を密にし、健都イノベーションパークへの企業誘致、そして、地域の産業振興に寄与する新たなまちづくりにしっかり取り組むよう要望しておきます。

　続きまして、市立自転車駐車場の運営についてであります。

　今伺った内容により、自転車駐車場の利用状況はよくわかりました。その中で、特に定期利用を待っておられる方が多い阪急摂津市駅とＪＲ千里丘駅に絞って質問します。

　阪急摂津市駅では、定期利用の設置台数は、第１と第２合わせて２９４台に対し、摂津市民の利用率が約５５％、また、定期利用の待機者が１９０名おられ、その約６０％の半数以上の摂津市民が待たれております。また、ＪＲ千里丘駅のフォルテ摂津の駐輪場における状況においても、定期利用の設置台数７５１台に対し、摂津市民の利用率が約３５％、定期利用の待機者が９０名もおられます。その約３５％が摂津市民であるとのことであります。摂津市が設置した市立の自転車駐車場にもかかわらず、摂津市民の利用率の低さ、また、摂津市民の定期利用の待機者数の多さが目立つように思われます。この状況について、何か解決できる対策はとれないのか、お聞きします。

○南野直司議長　建設部長。

○山口建設部長　各自転車駐車場の現状の利用状況を確認しました結果、先ほどの答弁でも述べさせていただいたとおり、ＪＲ千里丘駅及び阪急摂津市駅につきましては、他市の方々の利用率が高く、利用者数が多い状況となっております。鉄道駅利用者におきましては、駅までの交通手段として自転車を利用される方が多い状況の中、ＪＲ千里丘駅及び阪急摂津市駅を最寄り駅とす

る吹田市や茨木市の市民が摂津市立自転車駐車場を利用する割合が多くなっているのも現状であります。

定期利用者の待機者に対しましては、定期場所の空きが出た時点で申し込み順に定期を契約しております。定期利用の待機者を解消するには、新たに自転車駐車場を整備していく必要がございますが、用地の確保、財源の確保等の問題があり、すぐに解消することは困難であります。また、既存の施設において、例えばＪＲ千里丘駅のフォルテ摂津自転車駐車場におきましても、これまで、自動車駐車場と自転車駐車場との駐車スペースの配分を変えて、自転車駐車場の台数が増加できないか検討もしてまいりましたが、安全面の確保と地下駐車場の構造的な問題から実現には至っておりません。阪急摂津市駅におきましても、第１及び第２自転車駐車場とも屋内の自転車駐車場であることから、設定台数を増設することは困難な状態であります。しかし、現在、大阪府の河川でございます境川の河川敷を利用して、道路整備に向け取り組んでいるところでありますが、道路幅員以外の河川敷を自転車駐車場スペースとして有効活用できないか検討しているところでございます。よろしくお願いいたします。

○南野直司議長　野原議員。

○野原修議員　確かに、駅利用者にとって、駅までの移動手段として自転車の利用率は高く、また、駅周辺の自転車駐車場を利用することはよくわかります。しかし、やはり摂津市が設置した自転車駐車場であるため、摂津市民への利用率の向上をするべきではないか思います。

そこで、定期利用の利用料金ですが、先ほどの答弁で、一般の方の利用で１か月２，０００円、３か月で５，４００円ということがありましたが、例えば、市民ルームやコミュニティプラザなどで、会議室の利用料金が、市内の方と市外の方では、市外の方が利用する場合、市内の方の倍額となっております。正雀市民ルームの場合、定員３０名の会議室を朝９時から５時まで１日利用する場合、市内の方であれば２，８００円で利用できます。市外の方であれば倍額の５，６００円となっていますように、市内と市外の方で差をつけられるように、自転車の定期利用料金も料金に差をつけ、摂津市民を優遇するような対策はできないのか、お聞かせください。

○南野直司議長　建設部長。

○山口建設部長　議員のご提案につきましては、摂津市民の自転車駐車場定期利用率を上げるには、使用料の差別化は一つの対策だろうと思います。しかし、自転車駐車場の多くは鉄道駅利用者でございます。駅利用者に対しまして、日常生活に必要な経費でもあり、駅利用者の公平さを考えたときには、料金の差別化は慎重に検討する必要があると感じております。そのため、他の自治体の状況や事例などを調査し、研究してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○南野直司議長　野原議員。

○野原修議員　阪急摂津市駅については、先ほど、境川の河川敷を利用した有効活用の答弁がありました。阪急摂津市駅では、最近、子どもを２人乗せている自転車をよく見かけるのでありますが、摂津市では、平成２６年度に幼児２人乗り自転車の補助金を交付し、子育て世代への対策を行っており、このことは大変評価しているところであります。しかし、駅前の自転車駐車場における幼児を乗せる前かご・後ろかご付きの規格外自転車のスペースが不足している

のではないかと思います。特に、阪急摂津市駅前自転車駐車場における規格外に対応した駐車スペースは何台あるのか、また、増設する考えはあるのか、お聞きします。

○南野直司議長　建設部長。

○山口建設部長　阪急摂津市駅前自転車駐車場には、第１駐車場にのみ規格外に対応した平地の自転車駐車置き場が３１台分ございます。自転車性能の向上に合わせ、幼児２人乗り自転車の台数は年々増加してくるものと思っております。そのため、境川右岸において河川敷の有効利用が可能となった折には、第１駐車場へ規格外自転車の駐車台数の増設が可能か検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○南野直司議長　野原議員。

○野原修議員　自転車駐車場は駅利用者に対して大変重要な施設であります。そのような施設において、市立の自転車駐車場は摂津市が建設したものであります。そのため、市民の方や本市へ通勤に来られる方を優遇してあげることができないのかと思います。そのためには、定期料金の差別化は可能であると思いますので、要望しておきます。

また、子育て世代において、保育園や幼稚園へ送った後、電車にて通勤される方もおられます。そのような子育て世代にも配慮した自転車駐車場の確保ができるよう強く要望しておきます。

続きまして、千里丘三島線の渋滞原因及び解消についてであります。

今回の指定の経過についてわかりました。このたび指定を受けたことにより、国からの事業予算の優先度や阪急電鉄の事業予算化など、連続立体交差事業の事業進捗率がアップされ、千里丘三島線の産業道路踏切除却による渋滞対策も進展するのではないかと期待するところであります。現在の踏切の安全対策の状況と今後の計画スケジュールについてお聞かせください。

○南野直司議長　建設部長。

○山口建設部長　現在の踏切の安全対策の状況と今後のスケジュールについてでございますけれども、今回の法改正による改良すべき踏切の指定につきましては、ピーク時の遮断時間が４０分以上のあかずの踏切や、１日の踏切交通量と遮断時間が一定以上であり、渋滞の原因となる踏切、また、歩道が狭隘で危険な踏切について、国が指定を行い、道路管理者、鉄道事業者に対し、平成３２年度までに対策の実施または計画の作成が義務づけられることになりましたが、指定による事業上のメリットについては特にないと聞いております。

次に、摂津市域の５か所の踏切の安全対策につきましては、列車の種類または速度により踏切の警報開始時間を制御し、遮断時間を短縮する踏切警報時間制御装置、いわゆる賢い踏切の導入や、踏切内での車両の故障などの危険を接近する電車に知らせる踏切支障押しボタンの設置などの安全対策は既に実施されております。

次に、千里丘三島線の抜本的な渋滞対策、また、安全対策として進めております阪急京都線連続立体交差事業の今後のスケジュールにつきましては、今年度、都市計画素案の地元説明会など、都市計画決定の手続きを進め、鉄道高架関連側道及び関連街路の都市計画決定を行う予定であります。その後、平成２９年度をめどに事業認可取得を出してまいります。よろしくお願いします。

○南野直司議長　野原議員。

○野原修議員　阪急京都線連続立体交差事業

の計画スケジュールについてはわかりました。改良すべき踏切に指定されたことをプラスに、今後も早期着手に向け、大阪府、阪急電鉄とも協力し、鋭意努力していただくよう要望しておきます。現在の踏切も、現状できる安全対策はとられていると聞き、安心しました。

そこで、千里丘三島線の交通渋滞についてでありますが、千里丘三島線について、千里丘駅南交差点から千里丘東２丁目交差点までの拡幅整備に取り組まれ、平成２４年度に西側歩道部分の拡幅整備を実施されました。千里丘駅南交差点の右折誘導により、ＪＲ千里丘駅前に向かう路線バスによる渋滞は減少していますが、現在の交通事情は、産業道路踏切を過ぎても、千里丘ガード、千里丘交差点までさらに渋滞が発生していることが見受けられます。その原因として、府道大阪高槻京都線の千里丘交差点における交通処理によるものではないかと思いますが、千里丘ガードは府道正雀停車場線であり、道路管理者は大阪府でありますが、何か渋滞解消に向けての対策はとれないのか、お聞かせください。

○南野直司議長　建設部長。

○山口建設部長　千里丘ガードの渋滞解消に向けての対策についてでございますけれども、千里丘交差点における交通渋滞につきましては、千里丘ガードから千里丘交差点で府道大阪高槻京都線へ左折する車両が、歩行者の横断待ちによりまして、後続車の停滞による影響が出て渋滞が発生していると思われます。千里丘交差点の信号処理は、現在、青、黄色、赤の信号を決められた時間で繰り返し表示する定周期式信号機でございます。府道大阪高槻京都線を横断する歩行者信号機の時間調整により、左折する車両通行の円滑化を図るなど、可能な調整はしていただいておりますが、信号の周期につきましては、摂津警察署からは、本線である府道大阪高槻京都線のほかの信号機と連動しているということや、交差点北側の市道千里丘４号線の通行の考慮も考えて時間設定していると伺っております。信号による交通処理につきましては、本線などの通行車両の信号待ちの時間の増加に伴い、大阪高槻京都線の交通渋滞が増長することも考えられますことから、信号周期の変更により現在の状況を改善することは容易ではないと思われます。そのため、歩行者と自動車を分離した信号機への改良などにより交通渋滞の緩和を図ることができないか、摂津警察及び道路管理者であります大阪府茨木土木事務所へ要望してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○南野直司議長　野原議員。

○野原修議員　千里丘三島線について、千里丘駅南交差点から千里丘東２丁目交差点までの西側歩道部分の拡幅整備に着手され、短期間で整備を実施されました。今年度から東側の拡幅整備に着手され、市道部での渋滞対策、安全対策に取り組まれることについて、大いに評価するものでありますが、千里丘三島線の交通渋滞は、府道大阪高槻京都線の千里丘交差点の交通渋滞が市道部まで影響しているものと思われます。摂津警察署及び大阪府茨木土木事務所に要望され、答弁にもありました歩車分離信号への改良など協力し、交通渋滞の緩和に向け取り組んでもらうことを要望しておきます。

それでは、続いて、空家対策について。

市は全庁的に取り組むということなので、今まで以上に問題解決に積極的に取り組まれ、法律の運用についても課題はある

と認識しながらも、スムーズな法律運用が図られるよう期待します。従来から苦情相談が多く寄せられている、今問題となっているすぐにでも倒壊しそうな危険な空家なのか、今後、空家対策を進めていくに当たり、現実に問題となる空家が、どれくらい、どのような形態で存在しているのか、実態把握が必要と考えますが、調査する考えはないのか。先日、建設常任委員会で福岡県大牟田市へ行政視察に行き、大牟田市さんでは、地域の方の協力を取りつけ、お手伝いもいただきながら、地域福祉の問題でもあるとして、行政と一緒に空家調査をされたとお聞きしました。まさに市民の方と協働で空家問題に取り組まれています。本市では、調査を実施しようとする場合、どのような方法で調査されようとしておられるのか、お聞かせください。

○南野直司議長　建設部長。

○山口建設部長　空家に対する苦情や相談につきましては、昨年１０月時点で８１件の苦情相談が寄せられておりまして、そのうち未解決のものが５６件に及んでいるところでございます。ただし、これらの苦情相談の内容につきましては、建物の損壊等のおそれのあるものや、樹木などの植栽管理の不行き届きのものなど、さまざまな要因が挙げられておりますが、危険な空家に該当するものは少ない状況であります。空家となっている状況につきましても、賃貸物件での空家や、高齢による施設入所や入院によりまして一時的に空家となっているもの、所有者の死亡等によるものなど、多種多様な要因が挙げられておりますが、未解決の原因といたしましては、所有者が不明のものや連絡がとれないもの、そして相続問題などによるものが挙げられます。特に、法律の対象とならない長屋住宅での苦情相談が多い状況がございます。

また、空家対策の実施に当たりましては、実態把握が必要なものと考えており、その取り組みといたしましては、例えば水道などの使用状況は、長期間空家状態であることの推測も可能なことと考えられますことから、調査方法や調査内容についても、関係部署や関係機関とも協議を図りながら、庁内調整会議の中で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○南野直司議長　野原議員。

○野原修議員　今後、空家はますます増加すると考えられます。空家の中には、倒壊のおそれが高い危険な空家も多いですが、一方で、まだまだ使用に耐え得る空家も少なからず存在すると思われます。使用に耐え得る空家について、市が積極的に関与し、地域コミュニティに資する施設として活用すべきと考えますが、市のお考えをお聞かせください。

○南野直司議長　市長公室長。

○乾市長公室長　空家問題に関するご質問について、特に空家の利活用についてご答弁いたします。

空家にもいろいろなケースがございますので、中には、議員がご指摘のように、まだまだ使用できる物件も含まれるかと思われます。本市では、今年４月より特定空家等対策庁内調整会議を立ち上げ、部署の垣根を越えて連携し、対策を講じておるところでございます。この庁内調整会議の目的は、倒壊等の危険やごみの放置、草木の繁茂など、近隣に迷惑を及ぼす物件への対応を検討するものであり、市民の安全確保のために組織したものでございます。まだスタートを切ったばかりの組織であり、市内にどれだけの空家があるのか、また、どこ

まで市として私有財産に関与できるかが不透明な中、手探りで進めておる状況でございます。

議員がご指摘の空家の利活用につきましては、まだまだ考えが及んでおりませんが、他の市町村においては、例えば、駅前の空き店舗を地元の商店会が借り上げ、地域の交流スペースとして活用しているケースなど、民間主導での事例があることは承知しております。しかし、一口に空家と申しましても、一戸建てや共同住宅、店舗付き住宅などさまざまなものがあり、しかも、民法上の所有者もおられますことから、行政がそういったものに手を出すことは非常にハードルが高く、多くの自治体で空家の利活用にまで踏み込めていない状況にございます。

今後におきましては、空家の利活用について、引き続き近隣自治体の動向に注視しつつ、広く先進事例の研究にも努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○南野直司議長　野原議員。

○野原修議員　視察研修で行った大牟田市さんでは、空家対策についての取り組みで、老朽危険家屋を管理指導や解体助成制度の対象とされ、併せて、空家が老朽化して危険にならない対策が行われていました。また、住宅確保要配慮者に空家を低家賃で提供されたり、民間賃貸住宅に円滑に入居できるような支援や仕組みづくりを行うとともに、空家の活用を推進するモデル事業に取り組み、空家が地域サロンとして活用されていました。また、２世帯、３世帯が同居することによって空家が減少になる取り組みも行われていました。同僚の嶋野議員が提案する本市への定住にもつながる施策ではないかと考えます。大牟田市の担当の職員の方は、過去、都市整備部におられ、みずからの意思で保健福祉部に異動され、福祉の現場を経験され、現在は、もとの職場で空家対策に取り組まれ、３年から４年をかけられ、現在も前向きに取り組まれている姿に職員の方の熱意、意気込みを感じ、まさに「やる気」・「元気」・「本気」を感じ、感銘しました。大牟田市の担当の職員の方が言っておられた言葉に、「行政職員にとって楽である、楽は市民にとって苦」、これは、行政職員にとっては従来の役所のやり方が一番楽、しかしながら、一番楽ということは、逆に市民にとっては一番使い勝手が悪い。まさにこの思いは市民愛だと思います。本市の職員の皆さんも言われている市民の役に立つところ、市役所づくりで、摂津空家モデルをオール摂津で完成させていただくことを強く要望しておきます。

最後に、人間基礎教育について。

本市のこの取り組みについては、大阪府知事であった橋下さんが、摂津市の人間基礎教育をモデルに、平成１８年に始まった大阪府「こころの再生」府民運動にも影響を与えました。平成１９年には、大阪府が募集した感動体験談で、本市の五中の生徒さんが、「思いやりの連鎖」というタイトルで最優秀賞を受賞された喜ばしい出来事もありました。現在も大阪府においてはこの取り組みを続けておられ、その一環として、「愛さつＯＳＡＫＡ」運動などを実施されています。一方では、市の職員においても、この精神が浸透し、窓口対応も変わってきたことを感じます。市民の方からも対応が以前よりよくなったと聞きます。職員への取り組みについてお聞かせください。

○南野直司議長　市長公室長。

○乾市長公室長　職員への取り組みにつきま

しては、平成２５年に人間基礎教育推進会議を設置し、これをテーマにした名札の着用、統一した掲示物を作成し、各執務室や廊下などへの掲示、五つの心を記載した名刺の作成など、職員みずからも取り組んでまいりました。特に、１年間通して実施しております新採人権研修でもこのことを取り上げ、新採職員への意識づけも行っておるところでございます。また、実践の機会として、あいさつ運動、エコオフィスの取り組み、歩きスマホ禁止や自転車運転マナーの向上などの活動を通して、職員一人ひとりがその実践を担っていることをより強く意識するとともに、窓口等においても常にそのことを念頭に置いて対応しております。その精神が浸透してきておりますが、今後もこの取り組みを続けて、思いやり、奉仕、感謝、あいさつ、節約・環境という五つの心を基本として市の業務を進め、それを実践し、市民に発信できる職員を育成してまいりたいと考えております。

○南野直司議長　野原議員。

○野原修議員　市長がいつも言われている、まちづくりの原点は夢づくり、お金づくり、人づくり。夢を今まで現実にしてきたのが、南千里丘のまちづくり、吹田操車場跡地に防災公園を含め、国循の誘致、別府コミュニティセンターなどが実現し、今後もみんなで夢を求め実現するお金づくりでは、過去、平成１５年度末には市債残高が９７７億円あったものが、平成２７年度末には６１０億円と借金が３６７億円も減少し、基金は平成１５年度末で４４億円だったが、平成２７年度末には１４６億円になり、行財政改革で確実に市長のリーダーシップで財政力もつき、摂津の宝である子どもたちにも、しっかり摂津の地で生活してもらえる基盤も築かれつつあります。最後に人づくり、これが一番時間がかかりますが、まちづくりの肝であります。思いやり、感謝は心の問題で、それぞれがいかに感じ実践するか、心の栄養だと思います。それぞれが少しでも豊かな心で、それぞれを思いやれるつながりのまち摂津の実現をめざし、本年、本市は５０周年を迎えます。これから６０年、８０年、１００年とつながる第一歩を力強く踏み出していただき、市長は「やる気」・「元気」・「本気」・「勇気」で市民のために頑張ってください。今後も人間基礎教育のまちづくりに、さらに取り組まれるよう応援させていただきます。

以上、質問を終わります。

○南野直司議長　野原議員の質問が終わりました。

次に、水谷議員。

（水谷毅議員　登壇）

○水谷毅議員　それでは、順位に従いまして一般質問を行います。

まず、１番目の市内道路の交通安全対策についてです。

日ごろ、市民の皆様から対策を要望された市内道路の改善についての内容です。過去の本会議などでも議題に上がったものもあろうかと存じますが、さらなる安心・安全なまちづくりを推進していく観点からも、再度、確認の意味を含めまして幾つか質問いたします。

まず、府道大阪中央環状線についてであります。

大阪の南北を結ぶ中央環状線は、交通の大動脈と言われる路線で、朝夕の時間帯には日常的に自然渋滞が発生し、周辺の道路交通にも大きな影響を与えています。

１点目に、南行きの車線において、新幹線基地の手前あたりでは、大型ダンプカー

が二、三台待ち合わせを行ったり、日中、大型車両が停車をしたりしており、側道から本線への合流車両の妨げとなることも多く、本線の車線変更車両とも交錯をして、市役所前を越えて大きく渋滞の列が伸びることも日常的であります。

２点目に、中央環状線北向き車線においても、一津屋交差点から鶴野橋の区間において、側道に車両が停車し、左折車両が車線変更できない、あるいは、本線の合流の妨げとなり、後続車の交通に支障を来すような状況があります。また、この区間は、歩道幅員も狭いことから、危険を回避する幅員も少なく、停車車両による死角が発生し、安全面においても問題が発生しております。

３点目には、同じく北向きのシオノギ製薬前においても市役所方面への分岐点付近に停車車両があり、後続車の通行に支障を来しています。

いずれも駐停車車両対策が必要でありますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

４点目に、新在家鳥飼上線について、中央環状線から新幹線沿いを東に進む路線で、一方通行を過ぎ、今年３月に道路整備が完成した区間は、水路部分を歩道として整備し、歩行者への安全確保はできておりますが、車道が狭小な上、電信柱が道路幅員をさらに狭めていることから、大型車のすれ違いも円滑に通行できるような状況ではございません。そのため、電信柱を移設し、少しでも車道の幅員を広げることができないか、また、当該区間への大型車両の流入を防ぐための交通規制をかけることができないか、教えていただきたいと思います。

５点目に、淀川堤防沿いの道路について。鳥飼西５丁目交差点から鳥飼下３丁目では、朝夕の時間帯において通行規制がかかっておりますが、いまだ違反車両が後を絶ちません。さらに、道路幅員が狭い上、蛇行しています。規制を厳しくするための取り組みについてお聞かせください。

次に、２番目の児童・生徒の熱中症及びインフルエンザ対策についてでございます。

気象庁の予測によりますと、本年はラニーニャ現象が発生し、日本付近では太平洋高気圧に覆われやすくなることで、夏は暑く、冬は寒くなることが多いと予想されております。本市の児童・生徒にも、この夏、熱中症が大変心配されるところでもございます。

次に、インフルエンザ対策についてです。昨年度は、比較的後半にかけて学級閉鎖や学年閉鎖が集中した印象があります。児童・生徒が欠席をすると保護者が仕事を休まなければならないこともあり、教職員に感染してしまうと学級運営にも影響を来すことも考えられます。現在、学校では熱中症やインフルエンザの対策をどのように取り組んでおられるのか、お聞かせください。

続いて、３番目の在宅介護における介護教室の開催についてでございます。

本市では、高齢者の比率が人口の約４分の１となり、２０２５年には約３分の１の方が高齢者になろうかと予想されております。市民の方から、本市において在宅介護についてのノウハウを教えていただけるところはありますかとの問い合わせがございました。本市での現状の取り組みについてお尋ねをいたします。

１回目は以上です。

○南野直司議長　答弁を求めます。建設部

長。

（山口建設部長　登壇）

○山口建設部長　市内道路の交通安全対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、１点目の大阪中央環状線の南行き車線における新線基地入口付近の駐停車車両、北行き車線のシオノギ前や一津屋交差点から鶴野橋までの区間の駐停車車両は、ともに側道の走行車線における駐停車車両であると思われます。導流帯などのゼブラゾーンの場合は、交差点や車両出入口付近など、車両の通行に支障とならなければ、道路管理者である大阪府茨木土木事務所よりポールを設置し、駐停車車両対策に努めておりますが、走行車線においてはそのような対策が困難であります。そのため、ほかに対策がとれないか、道路管理者へ要望するとともに、摂津警察署に対しましても取り締まりの強化に努めていただくよう要望してまいります。

次に、新在家鳥飼上線の新在家線沿いの道路につきましては、水路部分を利用した歩道であることから、電柱を歩道内へ移設することは水路内へ電柱を設置することとなり、水路断面を阻害することから困難であります。

また、大型車両の通行規制につきましては、交通管理者である警察署の所管となります。規制を実施するには、地元自治会や影響する周辺の自治会、また、地域内の事業所などの同意が必要となることから、同意が得られた場合は摂津警察署と協議してまいりたいと考えております。

最後に、鳥飼西５丁目交差点から鳥飼下３丁目付近までは、現在、７時から９時と１８時から２０時の時間帯において車両通行禁止となっております。これまでに通行車両に対して路面標示や啓発看板を設置して啓発に努めてまいりました。また、摂津警察署においても、要望に合わせ、取り締まりを実施しているところであります。今後も摂津警察署には取り締まり強化に努めていただくよう要望してまいりたいと考えております。

○南野直司議長　次世代育成部長。

（前馬次世代育成部長　登壇）

○前馬次世代育成部長　児童・生徒の熱中症及びインフルエンザに対する学校での取り組みについてのご質問にお答えいたします。

熱中症やインフルエンザにかかる児童・生徒への指導につきましては、学級担任や保健体育科教員による保健の授業での指導をはじめ、養護教諭による保健指導、保健だよりやポスターによる啓発、児童・生徒の保健委員会等の発表での注意喚起など、さまざまな機会を通して、児童・生徒がみずから健康管理が行えるよう指導しております。

また、熱中症予防のため、体育の授業や運動部活動等において児童・生徒が運動を行う際には、その前後に授業者等が健康観察を行うとともに、小まめな水分補給や日陰等での休息を行うよう指示しているところでもございます。さらには、時期によっては、運動中以外の屋内での生活においても注意が必要なことなど、予防に必要な知識を児童・生徒が身につけられるよう指導いたしております。

一方、インフルエンザにつきましては、手洗い、うがい及びマスクの着用の励行や、十分な睡眠をとることなど、規則正しい生活を送るよう指導するとともに、学級担任と養護教諭が連携したきめ細かい健康観察や定期的な教室内の換気に努めることなどに現在取り組んでいるところでござい

ます。

なお、本市においても、各小・中学校で経験の浅い教職員の割合が増加している状況を踏まえ、学校内外の初任者研修などにおきましても、熱中症やインフルエンザなどの感染症予防について取り上げておるところでございます。

以上です。

○南野直司議長　教育総務部長。

（山本教育総務部長　登壇）

○山本教育総務部長　児童・生徒の熱中症及びインフルエンザ対策についてのご質問にお答えいたします。

学校教育の観点は、先ほど次世代育成部長のほうからご答弁いたしたとおりであり、私からは、教育総務部が所管する立場でお答えをさせていただきます。

現在、熱中症対策につきましては、小・中学校の保健室等に経口補水液、またスポーツドリンク、氷のうなどを置き、熱中症等の体調不良に対応するよう備えておるところでございます。また、現在、小・中学校の体育館へ温湿度計の設置を進めているという状況でございます。

インフルエンザの対策につきましては、昨年度、平成２７年度からでございますが、市内小・中学校に国立感染症研究所が普及に努めております学校欠席者情報収集システムを導入いたしまして、市内の中学校区における流行状況をリアルタイムで確認等を行うことができ、感染予防に努めているところでございます。今後も、大阪府内の発生状況の情報収集を行うとともに、保健所など関係機関と連携をして迅速な対応に努めてまいります。

○南野直司議長　保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　在宅介護ノウハウの習得支援についてのご質問にお答え申し上げます。

本市におきましては、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などと連携し、介護保険や一般高齢者施策の活用を基本に、介護に関するさまざまな相談に応じております。また、家族介護等への負担軽減策としましては、ハード面においては、紙おむ、つの支給、日常生活支援のショートステイ、ヘルパー派遣、ふれあい配食、移送サービス等を実施いたしております。

ご質問の在宅介護ノウハウの取得による介護負担の軽減を目指した取り組みといたしましては、ソフト面では、毎月開催いたしております楽々カフェでの介護を経験した方々からの助言、１１月の介護の日イベント時の介護体験講座、出前講座、研修会などにより努めているところでございます。

○南野直司議長　水谷議員。

○水谷毅議員　それでは、市内道路の交通安全対策についてでございます。これより一問一答にて、よろしくお願いいたします。

中央環状線は、所管も府道となり、直接対応が困難であるということもわかりますけれども、私ども市民にとっては、重要な南北交通の要所となっております。走行する車両は、比較的速い速度で走っており、駐停車車両が後続車を妨げることが原因で接触事故を起こした場合、大きな事故につながることも予想されます。警察での取り締まり強化も望みますけれども、例えば、側道部分にカラー舗装を施し、駐停車車両の抑止を行うなど、積極的な提案を府にも要望していただきたいと思います。

また、新幹線沿いの道路については、構造的に電信柱の移設が難しい点はわかりま

すけれども、現実的に、大型車が行き違う際には、必ずと言っていいほど渋滞し、危険の度合いも増しております。市民の方からも、せめて朝夕の通勤時間帯だけでも大型車両の通行規制を設けてほしいとのお声も複数いただいております。地元の自治会等、地域を含め、要望をお聞きになっていただきたいことを望みます。

最後の淀川沿いの道路の件です。この付近は通学路も含んでおります。警察署からの取り締まりの強化も強く要望してほしいとは思いますが、次のような信号改良ができないものか、お尋ねをいたします。

鳥飼西５丁目交差点、いわゆる通行規制の下流側の信号になりますが、例えば、信号機に矢印信号を付加し、規制時間帯は赤色信号として通行規制道路への進入を防ぎ、規制がかかっていない道路への誘導を行う形の改良ができないものか、お尋ねをいたします。

以上です。

○南野直司議長　建設部長。

○山口建設部長　信号の赤色灯火は、対面する交通について表示しており、車両等は停止位置を越えて進行してはならないこととなっております。矢印等も設置されており、青色の灯火の矢印であれば、車両は、黄色の灯火、または赤色の灯火の信号にかかわらず、矢印の方向に進行することもできます。朝夕の時間帯規制中に赤色灯火する場合、時間帯規制区間の居住者の方々においても進行ができず、他の道路へ迂回することとなります。現況の信号機は定周期式信号機のため、青色灯火の場合は通行許可車両において通行が可能であります。このようなことから、信号機が規制時間帯において赤色灯火の場合に、矢印信号以外の進行に対しては交通違反となることから、許可車両であっても交通違反の対象となります。そのため、そのような信号処理を実施していることはないと伺っております。

以上、よろしくお願いします。

○南野直司議長　水谷議員。

○水谷毅議員　矢印信号の付設については、現実の課題もあろうかと理解できました。しかしながら、この道路については、長年の懸案でもある道路の安全性を確保していくという観点から、啓発看板の強化や、区間の速度を抑止できるさまざまな工夫を、他市の事例等を研究していただいて、さらなる安全・安心なまちづくりへと進めていただきたいことを要望といたします。

次に、２番目の児童・生徒の熱中症及びインフルエンザ対策についてでございます。

熱中症につきましては、東大阪の事例でもありましたように、場合によっては短時間で命に及ぶ危険もございます。

ソフト面では教職員の方々からの配慮も感じられました。現在、教師経験が５年以内の教員が３割以上いらっしゃるとお伺いしております。管理職及び経験豊富な教員が連携をし、事故のないようにお願いをしたいと思います。

ハード面につきましては、保健室などの体制づくりについては理解ができました。どちらかというと、予防の点でもう少し具体的な工夫をお願いしたいと思います。インフルエンザ対策につきましては、手洗いやうがいの励行を挙げられていますけれども、例えば、休み時間にカバーできるだけの手洗い場所の数は十分であるのか、うがい用のコップはどのようにしているのか、再度点検をしていただきたいと思います。また、システムの導入により、早期にインフルエンザ発症の情報が把握できる点につ

いては、いいことだと思います。

ここで、本市における過去３年間のインフルエンザ等による欠席者の状況を、大阪府下の近隣自治体における状況も含め、教えていただきたいと思います。

以上です。

○南野直司議長　教育総務部長。

○山本教育総務部長　インフルエンザのここ３年間の欠席者数というご質問でございます。

まず、本市でございますが、平成２５年度、小・中学校全体で１９７名、平成２６年度が２４８名、平成２７年度が５３８名という状況になっております。毎年増加をしているという状況でございます。

本市を含む近隣、三島地区４市１町の過去３年間の欠席者の数は、これも小・中学校全体でございますが、平成２５年度が５，４８６名、平成２６年度が４，２４３名、平成２７年度が７，０９９名となっており、平成２７年度が特に流行がうかがえるという状況でございます。これは若干大阪府下も同じような状態で、大阪府下全体で申しますと、平成２５年度が２万３，８４２名、平成２６年度が１万９，９３２名、平成２７年度が２万６，３８３名となっております。ただ、市町村ごとの傾向を見ますと、増加をしている市町村もございます。また、増加から減少、減少から増加という状況も、各市町村によって、ばらばらの状況でございます。

以上でございます。

○南野直司議長　水谷議員。

○水谷毅議員　欠席者の状況を見ますと、本市では３年前と比較して２．７倍に増加をし、三島地区の増加率は１．３倍、これから見ると、本市でのインフルエンザ対策は急務であると考えます。

近年、暖房は石油ストーブからエアコンで行うことになり、教室内の湿度低下がインフルエンザに関係しているのではないかと思いますけれども、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○南野直司議長　教育総務部長。

○山本教育総務部長　インフルエンザウイルスと湿度の関係のご質問でございます。

一般的に、インフルエンザウイルスは、気温が低下して空気が乾燥するほど生存率が高くなるということが言われておるのは現実でございます。本市近隣の北摂のある市におきまして、小・中学校の普通教室にエアコンをほぼ設置している状況でございますが、そのエアコン設置による乾燥がインフルエンザを助長しているといいますか、欠席者数を増加させているということについては、なかなか我々としても検証は難しく、直接の因果関係については我々としては何とも申せないというのが現状でございます。

○南野直司議長　水谷議員。

○水谷毅議員　北摂地域でのエアコン付設状況などから見ると、完全には断定できないかもしれませんけども、顕著な数字は出ているのではないかと思います。

そこで提案したいのが、インフルエンザ対策として教室に加湿器を導入できないかと思いますけれども、その点についてお尋ねをいたします。

以上です。

○南野直司議長　教育総務部長。

○山本教育総務部長　加湿器の導入に関するご質問でございます。

有効であるかということでございますが、近隣の先ほども申した北摂の一部で、普通教室に加湿器付きの空気清浄機を設置

している市もございます。その市の欠席者の数を見ていますと、その市におきましても増加傾向が見られるということも見受けられます。我々といたしましては、先ほど次世代育成部長のほうからご答弁がありましたように、予防として、第一に手洗い、うがい、マスクの着用の励行を、学校とも連携しながら児童・生徒に注意喚起してまいりたいと考えております。

また、私のほうからご答弁申しました学校欠席者情報収集システムの普及により、インフルエンザ等の感染の状況が、府下の状況、また近隣の状況がリアルタイムで把握できるようになることも今後予想されますことから、そのようなことを各学校に情報発信等していきたいということも検討いたしているところでございます。

○南野直司議長　水谷議員。

○水谷毅議員　一説によりますと、加湿を行うことで体感温度を上げて、暖房の温度を現在よりも少し下げることが可能で、電気代の節約にもなるという旨も伺っております。インフルエンザ減少で医療費の面でも好影響が考えられます。

そこで、予算の確保も必要になると思いますが、できましたら、まずは中学３年生の受験生や低学年の児童に導入を検討いただき、いずれは普通教室に導入をできるよう、強く要望いたします。

続いて、３番目の在宅介護における介護教室の開催について。

既に介護を必要とされる方についてのハード面での支援については、さまざまな観点から整備が進んでいるように思います。

一方、ソフト面では、開催回数や内容について目を向けると、課題が多いように思います。例えば、高齢者が転倒し、骨折をしてしまった場合、入院などをきっかけに急に家庭で介護が必要になる場合も少なくはありません。そういうご家族に対して、また、近い将来、在宅での介護が予想される方の準備を含め、在宅での介護ノウハウを学べる機会を設けることについて、お考えをお聞かせください。

○南野直司議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　本市では、介護を必要とされる高齢者が今後もますます増え続けていくことから、地域包括ケアシステムの構築を積極的に進め、地域で高齢者を見守り、住み慣れた地域で長く暮らしていただけることを目指してまいります。特に、在宅介護が始まりますと、家族などに相当の負担が生じますことから、適切な介護ノウハウを身につけていただき、適切な介護により、介護を受ける側の負担軽減とともに、介護する側の負担軽減に結びつけることは重要なことと認識をいたしております。

今後、介護保険制度の見直しによりまして、市町村が新しい総合事業として担う部分が増える中、その事業の構築に合わせまして、ソフト面の充実にも目を向け、市民の方に介護ノウハウをお伝えする介護教室などの取り組みを進めることができないか、検討をいたしてまいります。

○南野直司議長　水谷議員。

○水谷毅議員　高齢化のスピードを考えますと、現在の地域包括ケアシステムの体制や施設数から見て、明らかに家庭や地域での介護と複合して取り組む必要はあると考えます。現実に、自身も高齢者となり、今後の親御さんの介護について不安をお持ちのご家族もたくさんおられます。そういう意味でも、少しでも早い時点で在宅介護に関するノウハウを学び、介護に当たる方や、そのご家族の精神的な支援を行う、双方で

の支援体制の早期実現を強く要望し、質問を終わります。

○南野直司議長　水谷議員の質問が終わりました。

次に、村上議員。

（村上英明議員　登壇）

○村上英明議員　それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、１番目のピロリ菌の検査の導入についてでありますけども、日本における男女合計の死因では、肺がんに次いで２位は胃がんでありますが、罹患数を見れば、依然としてこの胃がんが第１位でありまして、これは、胃の粘膜に住みつく、いわゆるピロリ菌の有無が深くかかわっているとも言われております。検診時にピロリ菌検査を行っている自治体が摂津市の周辺市にも広がってきました。この摂津市におきましては、平成２４年第２回の定例会での質問に対する答弁で、国の動向を見ながら検討すると答弁をされておられますし、また、その後の数回の質疑もございました。平成２４年第２回定例会以降の検討や動きについて、お尋ねをしたいと思います。

次に、２番目の振り込め詐欺などへの電話録音による被害防止についてですが、摂津市内におきましても、また、府下、全国におきましても、振り込め詐欺が数年来横行し、全国的には、認知されている平成２４年の被害総額は約３６４億円、平成２７年の被害総額は約４８２億円と、この３年で約１．３倍の大きな被害額となっております。また、大阪府を見ましても、平成２４年の５５３件の約２０億円、平成２７年は１，１７０件の約４１億円ということで、件数も金額もこの３年で約２倍になっております。また、摂津市におきましては、本年６月から保険料還付を装った振り込め詐欺だと思われる事案が発生していますけども、この内容について、お尋ねをしたいと思います。

次に、３番目の自主防災組織による防災マップの支援依頼についてでありますけども、地域の防災マップ作成ということで、昨年度は８月のキックオフ講演からスタートされまして、かなりのご苦労が地域であったと思いますけども、その中で、安威川以南の鳥飼中自治会、また、安威川以北での香和自治会で独自の防災マップを作成されました。本年の４月だったと思いますけども、香和自治会の発表を聞きましたが、かなり知恵を出されたといいますか、その自治会内でのよいところ、また弱いところをしっかりと抽出されて、地域に合った内容でのマップと私も感じました。

そこで、この自主防災組織による防災マップ作成の二つの自治会の内容と評価について、どのように感じておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

以上で１回目の質問を終わります。

○南野直司議長　答弁を求めます。保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　平成２４年第２回定例会の答弁後の検討状況についてのご質問にお答え申し上げます。

平成２４年度の定例会におきまして、胃がん予防検診としまして、ピロリ菌検査の導入について要望をいただいております。本市の胃がん検診は、がん検診ガイドラインにおきまして、対策型検診として推奨されている胃Ｘ線検査法で実施いたしております。今般、厚生労働省は、がん検診実施のための指針の一部改正を行い、市が行う対策型の胃がん検診において、胃Ｘ線検査に併せ、胃内視鏡検査を導入することが可

能となりましたが、依然として、ピロリ菌検査につきましては、胃がんの死亡率減少効果を検討した研究はなく、市が実施する対策型検診とは推奨されていないこともありまして、現時点では胃がん検診におけるピロリ菌検査の導入には至っておりません。

続きまして、この６月に本市で起こりました振り込め詐欺の状況につきましてのご質問にお答え申し上げます。

本市では、この６月６日の月曜から２１日の火曜日にかけまして、振り込め詐欺と思われる事案が多数発生しております。具体的な内容といたしましては、市役所職員を名乗る者から市民のお宅に電話がかかり、過去数年間の保険料に過払いがあり、払い戻しがある、駅近くのＡＴＭで手続きを行ってほしい、還付金があるので口座を教えてほしい、再度電話するので、その際に伝えるようになどと、還付金を口実にお金を振り込ませようと近所のＡＴＭまで誘導したり口座情報を聞き出そうとするなどの内容でございます。発生件数につきましては、合計で４８件となっております。

以上でございます。

○南野直司議長　総務部長。

（杉本総務部長　登壇）

○杉本総務部長　地域防災力の強化を目指して行われた自主防災組織２自治会による防災マップの作成内容とその評価についてでございます。

昨年度、自治会主体によりまして、防災マップづくりを、ご紹介がありましたように、香和、鳥飼中の両自治会で実施していただきました。

その作成内容でございますが、住民一人ひとりが水害時に適切な避難行動がとれるよう、民間の建物やマンション等の所有者に自治会や自主防災組織の方が直接交渉され、協力が得られた建物等については、自治会の緊急避難場所として防災マップに掲載し、併せて、避難時における危険箇所等もわかりやすく表示されております。また、自治会内において、災害時要援護者の支援体制の構築のため、一人で避難することが困難な方と避難の支援に協力いただける方を登録いただいて、災害時に迅速な避難行動がとれるような仕組みをつくっていただきました。

この防災マップの評価でございますが、地域住民が主体となって、地域内の危険箇所の確認や、高齢者等の避難を想定した避難ルートの作成を行っていただいたことにより、地域住民の方の声を反映した、より実用的な防災マップが完成し、また、緊急一時避難場所の選定においては、予想以上の協力をいただける結果となり、地域防災力の向上や地域住民の自助・共助の意識が十分高まったものと考えております。

○南野直司議長　村上議員。

○村上英明議員　それでは、これから２回目ということで、一問一答でさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、ピロリ菌検査の導入についてでありますけども、本市に隣接の茨木市、また高槻市といったところでは、特定健診における血液検査としてピロリ菌検査を行っておられます。このピロリ菌が胃がんに深くかかわっていることへの認識が高まっているからこそであると思いますし、また、平成２５年２月２１日から除菌治療ということでの保険適用が認められたと思っております。また、このピロリ菌感染有無の検査は、内視鏡を除けば、摂津市の特定健診で行っている血液、尿、便といった検査におきまして、同時に採取しての検査も可能

とも言えるのではないかと思います。胃がんになれば、本人の心身や、また経済的負担も増えますし、また保険財政にも影響があると思います。やはりこのピロリ菌検査の導入につきましては、予防の観点、そして特定健診の魅力、また受診率向上といった観点からも、特定健診におけるピロリ菌検査を導入すべきと思いますけども、考え方についてお尋ねをしたいと思います。

○南野直司議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　胃がんの発症予防の観点から特定健診にピロリ菌検査を導入することについてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、近隣市におきまして、予防の観点から、これらのピロリ菌検査を特定健診に併せて実施しておられるということについては承知をいたしております。また、ピロリ菌検査の方法につきましては、内視鏡検査による方法や血液検査による抗体検査、尿素呼気テスト、便中抗原検査などの方法がございまして、特定健診に併せてそういった方法を検討することができるということも承知をいたしております。検査に要する費用や、検査の方法や、陽性であった場合の除菌治療のあり方など、また制度全体について研究を深めることが大切であると考えております。発症予防の観点から特定健診にピロリ菌検査を導入できないかどうか、今後検討を行ってまいりたいと考えます。

以上です。

○南野直司議長　村上議員。

○村上英明議員　やはり近隣市が実施をしているというところが、だんだんと増えてきているという状況の中で、また、府下の自治体の多くが実施してきたから、本市も実施するというタイミングではやっぱり遅いと私は思いますので、また、１５年を超える追跡調査で、ピロリ菌がない方よりもピロリ菌保有者の方が、男女ともに約８倍胃がんになるという新聞記事もございました。やはり、先ほど言われました財政的な壁もあるかと思いますけれども、予防の観点、特定健診の魅力、受診率向上といったこともございますし、また、近隣市の導入の状況、人口の転入転出といったところにも若干の影響が出るのではないかと思いますので、そういう観点からも、このピロリ菌検査の導入を前向きに検討していただきたいということを要望としておきたいと思います。

このがん検診に関してでありますけども、乳がん検診におけるマンモグラフィーにおきまして、高濃度乳腺の方は異常の有無がわかりにくいといったことが新聞報道でもございました。摂津市民の方の中におきましても高濃度乳腺の方がおられると思いますので、そういう方々につきましては、文書や電話で伝えて注意を促すといったこと、また、超音波検査の実施も検討していただきたい、そして、これを大阪府に要望していただきたいということをお願いし、これは要望としておきます。

次に、２番目の振り込め詐欺についてでありますけれども、先ほど答弁がありましたが、本市は、この６月は４８件ということでございましたけども、その中でお金を振り込んだという被害もありました。また、本年３月にも、この振り込め詐欺というのもございました。そして、平成２７年は、認知件数で１１件、被害総額は５，７００万円ということで広報せっつにも掲載をされておりました。被害が生じるたびに、ホームページや広報、回覧といったことで啓発をされておられますけれども、現

実に被害が生じているということでございます。やはり市民を守るとの観点からも、保健福祉部以外の部署等々も通じまして、さまざまな対策が必要と思いますけども、被害発生の原因も含めて、対策の考え方についてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○南野直司議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　それでは、２回目のご質問にご答弁申し上げます。

本市では、詐欺と思われる情報を受けまして、摂津警察へ報告を行うとともに、安まちメールの発信依頼、庁内の消費生活相談ルームとの連携、金融機関への情報提供、本市ホームページへの記事記載、環境業務課の収集車による市内全域への声の啓発、民生児童委員、老人クラブ、介護保険事業者への情報提供、警察の啓発チラシの本市窓口への配置などの対応によりまして、周知啓発及び再発防止に努めているところでございます。

また、振り込め詐欺の被害に遭われておられる方につきましては、ＡＴＭを使った振り込め詐欺は、携帯電話を所有しておられ、ひとりで近所のＡＴＭまで行ける比較的自立した高齢者と考えられ、ふだんからだまされることはないと自分で考えておられる方が、言葉巧みにＡＴＭまで誘導され、振り込んでしまわれるのではないかと推測しており、啓発の難しさがあるものと考えております。また、市職員であることを名乗り、高齢者の信頼を得ていることから、市が電話で還付の通知を行わないことを継続的に周知してまいりたいと考えております。

さらに、今後も、広報紙による啓発、７月に発送いたします介護保険料や後期高齢者医療保険料の決定通知、あるいは国民健康保険の高齢受給者証等を活用したふくそう的な注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

○南野直司議長　村上議員。

○村上英明議員　やっぱり被害に遭われる方というのは、高齢者の方がほとんどだと思いますけども、そういう中で、面識のない不特定多数の方に対しまして、電話その他の通信手段を用いて被害者に振り込みや現金送付などをさせたりする特殊詐欺においては、やはり啓発といった面では少し難しいのではないかと思います。

そこで、高齢者を狙った詐欺被害を防ぐために、先月の新聞に、松原市、東大阪市が、電話着信時に「会話内容が自動録音されます」との警告メッセージが発信者側に流れ、会話内容も自動的に録音されるといった機能を備えた機器を無料で貸し出すということが記事としてありました。やはりこの着信時の「自動録音されます」との発信側への警告メッセージは、振り込め詐欺犯人だった場合には抑止効果が生まれると思いますし、自動録音によって、録音データを警察に提出することで、振り込め詐欺犯の特徴などを判別しやすくなり、また、犯人の声を声紋分析し、犯人逮捕の糸口をつかむことも可能になってくるのではないかと思います。そういう意味では、被害の抑止効果も含めて、摂津市もこの録音機器の導入を検討してはと思いますけども、考え方についてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○南野直司議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　振り込め詐欺は、電話を介しての詐欺でございます。電話機の機能を高め、詐欺を抑制する仕掛けが多数商品化されているところでございます。一例を申し上げますと、録音するメッセージを相

手に流し録音する、それから、警察や自治体から提供を受けた迷惑電話番号情報の番号から初めてかかってくる電話を着信拒否する、あるいはボイスチェンジ、登録番号の通信拒否など、さまざまな機能が出ております。また、消費者庁が平成２５年度にモデル事業として録音メッセージ付き装置の設置事業を行い、不審電話が４分の１に減少したということが示されております。本市といたしましては、この録音メッセージ付き機器の設置が固定電話機であり、確実に詐欺を防ぐ安心できる機能ではなく、また、高齢者にとって、操作性、月々の経費などの課題もあると考えてございます。こうした状況から、現段階で電話機に対する支援は難しいと考えてはおりますが、今後、新たな電話機器の開発が進み、確実に詐欺を防止できる機能が開発された場合につきましては、高齢者の支援として再検討いたしたいと考えております。

以上です。

○南野直司議長　村上議員。

○村上英明議員　振り込め詐欺犯人への抑止効果というのが最大のことだと思いますし、また、その家族の方々もより安心を持っていただけるのではないかと思います。また、先ほど財政的なことも言われましたけども、この機器の金額も数千円か２万円程度ということでございますので、そう高額ではないと思います。そういう意味では、今後も高齢化は進みますし、また、詐欺犯人も話の内容も変えてくると思いますので、そういう意味では、この電話勧誘を発端とする詐欺などの被害を防止するために、そしてまた、安心・安全な消費生活に向けた取り組みに向けて、この摂津市においても被害防止への録音機器の貸し出し等を検討していただけるよう、これは要望としておきます。

次に、３番目の防災マップの作成についてでありますけども、地域が主体となる防災マップの作成におきましては、行政が知らない貴重な情報を地域は持っていると思いますし、また、近所づき合い、また、このマップをつくることによって防災・減災の認識が深まるのではないかと、私はそう思いますけども、答弁にありましたけども、緊急一時避難場所の選定におきましても、地域としての行動や思いというものが、このよい結果を生んだのではないかと思います。

そこで、小単位での防災マップ作成は、マンション、会社、河川からの距離、また在住者の年齢層など、地域特性を生かした内容が盛り込められるということで、私は非常によいことだと思います。そういう意味で、早期に小学校区、また地区でまずは一つずつ作成をしていくということで、その後の水平展開にも影響があるのではないかと思います。そういう意味では、今年度、行政として２地域で取り組みをされるということでありますけども、その取り組みと今後の展開について考え方をお尋ねしたいと思います。

以上です。

○南野直司議長　総務部長。

○杉本総務部長　昨年度、実施していただきました自治会からは、隣接する自治会と共同で行ったほうがより効率的で効果的であるといったご意見や、また、より多くの自治会で作成をしていただきたいという思いもございますので、作成ペースを上げていくということからも、同じ地域特性を持つ複数の自治会での実施を今年度は行っていきたいと考えております。

今後の取り組み内容でございますが、昨

年度実施いただいた自治会に、自治連合会の会議等で防災マップ作成の取り組み内容を発表いただいた後で、２地区の選定を進めてまいりたいと考えております。その後、本市の防災アドバイザーである群馬大学大学院の片田教授によるキックオフ講演会を皮切りに、それぞれの地区において３回にわたるワークショップの実施を予定しております。

今後の展開といたしましては、市内全域での防災マップの作成を目指すとともに、作成済みの地域や自治会においては、防災マップを活用した、より実践的な防災訓練を行ってまいりたいと考えております。

○南野直司議長　村上議員。

○村上英明議員　本年４月に起きました熊本地震の発生確率から見れば、７．６％という低い数字でありましたけれども、現実にあれだけ多くの被害を出す地震となってしまいました。そういう意味では、この大阪におきましても、今、発生確率は５５％ということで、２年前からすれば１ポイントアップしているという状況でございますので、この大阪もいつ地震が発生してもおかしくない状況だと思います。この作成ペースを高めていって、小単位での防災マップの早期作成を目指していただきたいとお願いし、これは要望としておきます。

ここで市長にお尋ねをしたいと思いますけども、市長は常々、安心して快適に暮らせるまちを目指すんだということ、災害や危機に強いまちをつくっていくということも言われておられますし、また、４年前の公約でも言われていると思いますけども、そのお考えと地域防災力への小単位の防災マップの作成についての認識をお尋ねしたいと思います。

以上です。

○南野直司議長　市長。

○森山市長　村上議員の質問にお答えをいたします。

今年に入ってから、熊本等々で発生した地震、それから大雨、あっちこっちで大変な被害が出ております。いつも言っていますけれども、まちづくりの基本中の基本、これは市民の皆さんの安全・安心でございます。そんなことで、行政といたしましてもいろんな取り組みをしています。

本年、ご承知のように、千里丘新町に摂津市で初めて防災機能を備えた公園を設置いたしました。また、吹田市との指令台の共同運用、一方で防犯カメラ、防犯灯等々、いろんな取り組みをしておるところでございますが、このように、行政は予算を組んで、そして、いろんな制度をつくったり、環境を整えてまいりますが、それも大事でありますけれども、自分のことは自分で、自分たちの地域は自分たちで守るんだ、この問題意識に勝るものはないと思っております。

そこで、よく最近言われるのが、地域力という言葉だと思います。常々、地域の皆さん、自主防災訓練等々、いろんな取り組みをしていただいておりますけれども、この地域力には、日ごろのつながりの積み重ねが大切な要素になってくるものと思います。

そんな中で、今回、二つの自治会で地域の防災マップをおつくりいただきました。地域の皆さん、何度も何度も集われて、ああでもない、こうでもないということで、すばらしい立派な地域の防災マップができ上がったと思います。非常に身近でわかりやすいといいますか、具体的な取り組みのいい例ではないかと思っています。このことが、ひいては災害弱者といいますか、要

援護者の素早い支援に、またつながっていくものではないかと思っています。そういうことで、今は二つの自治会でございますけれども、少し時間はかかっても、全域にこういうことが行われるよう、我々も自治会さんともいろいろと協力しながら取り組んでいきたいと思っています。

以上でございます。

○南野直司議長　村上議員。

○村上英明議員　やはり私も、地域力を高めるということは本当に必要だと思いますし、また、想定外の地震や洪水災害が起きたとしても、最小限の被害となるよう、災害や危機に強い安心して快適に暮らせるまち、また、安心して住み続けられるまちを構築していくことが本当に必要だと思います。そういう意味では、やはりこの災害や危機に強い安心して快適に暮らせるまちを目指すとされました森山市長は、公約をしっかり一定の形にするまで、また将来に向けてしっかりとこの摂津市で足腰を鍛えて、そして、これからもその責任を全うしていただきたいと思います。そういう意味では、今後も災害に強い摂津市の構築を願って、私もその一員としてしっかりとやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。（発言終了のブザー音鳴る）

○南野直司議長　村上議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前１１時５３分　休憩）

（午後　１時　２分　再開）

○南野直司議長　休憩前に引き続き再開します。

一般質問を行います。福住議員。

（福住礼子議員　登壇）

○福住礼子議員　それでは、順位に従いまして一般質問させていただきます。

総合体育館建設におけるクラウドファンディングなどの活用について。

本年の市政運営基本方針の中で、新たなスポーツ施設として、市内に総合体育館の整備に向けた基本構想及び基本計画の策定を発表されました。市内にある三つの体育館とは違って、大きな規模の施設であり、スポーツ振興に役立てられることを期待しております。具体的なイメージ、構想についての考えをお聞かせください。

次に、熊本地震から学ぶ発災時の自発的支援の受け入れについて。

熊本地震発生より２か月が過ぎ、亡くなられた方に対して心よりお悔やみ申し上げ、被災された方に対しましてはお見舞いを申し上げたいと思います。震度７の地震により大災害となった熊本は、避難者は１０万人を超え、全国からの支援の問い合わせがありました。しかし、ボランティアセンターの設置準備をしながらも、受け入れ体制が整うまで時間が必要でした。阪神・淡路大震災を機に、ボランティアは不可欠な存在となっておりますが、混乱する中で被災者のニーズとボランティアをつなぐコーディネート機能となるボランティアセンターの役割は重要です。災害ボランティアセンターの立ち上げについては、地域防災計画には、保健福祉班は摂津市ボランティアセンターと連携するとありますが、役割を明確にしておく必要があると思います。その点の準備は整えているのか、お聞かせください。

また、大阪府社会福祉協議会では、被災地への派遣やボランティアセンター運営の研修などを実施されておりますが、摂津市社会福祉協議会では、被災地の派遣や研修など、どのように実施されているのか、お

聞かせください。

次に、子育て世代包括支援センターの設置について。

昨年の第２回定例会におきまして、フィンランドの出産・子育て支援策であるネウボラについて紹介をいたしましたが、日本版ネウボラとして、妊娠、出産から子育て期間中まで一貫して支援する拠点の整備を進める自治体が増えております。保健福祉総合ビジョン２０１６、摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略のいずれにも、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援の充実について記載がされております。安心して子育てできる環境づくりの取り組みについてお答えください。

次に、新生児聴覚検査の公費助成について。

生後間もない赤ちゃんの聴覚を調べる新生児聴覚スクリーニングがあります。難聴の早期発見に役立つことから、２０１２年度から母子健康手帳に結果の記載欄を設けるなど、国も積極的に推奨しております。また、新生児訪問指導の際に、母子手帳から受診状況や結果を確認し、検査の受診勧奨に努めるよう通知をされておりますが、本市の新生児聴覚検査の実施状況についてお答えください。

以上、１回目を終わります。

○南野直司議長　答弁を求めます。市民生活部長。

（登阪市民生活部長　登壇）

○登阪市民生活部長　総合体育館の構想についてのご質問にお答えいたします。

本市の総合計画にもございますように、スポーツを通じたまちづくりの核として総合体育館を整備することとしております。この総合体育館には、三島地区大会や大阪府大会の開催が可能な、市民の体力増進、健康づくりに寄与できるバリアフリー機能を備えた施設を考えております。また、体育館は、万が一の災害時には避難所施設にもなりますので、防災機能を兼ね備えた市民の安全・安心を確保する役割も大きいものと考えております。

○南野直司議長　総務部長。

（杉本総務部長　登壇）

○杉本総務部長　ボランティアセンターの立ち上げが必要になった場合の体制、及び、ボランティアセンターの運営において、被災地への職員派遣等についてのご質問にお答えいたします。

本市地域防災計画では、大規模な地震が発生した場合、保健福祉部を中心とする保健福祉班が、速やかに摂津市ボランティアセンターと連携し、ボランティアの受け入れを行うことや運営に協力すること、連絡調整を行うことなどを規定しております。災害時、特に発災直後においては、ボランティアセンターの運営は混乱が予想されることから、平常時から災害時を想定した連携を行っていく必要があると考えております。そのため、災害時におけるそれぞれの役割分担について確認する必要があることから、ボランティアセンターの窓口である社会福祉協議会と災害に対する相互支援協定締結を検討しているところでございます。

なお、ボランティアセンターの運営支援に係る被災地への職員派遣についてでありますが、現地からの要請に基づき対応することとしております。今回の熊本地震において、今のところ派遣は行っておりません。

東日本大震災時においては、社会福祉協議会の職員２人を、１週間程度、宮城県の社会福祉協議会に派遣しており、現地で災

害ボランティアセンターの立ち上げに係る業務や、被災者のニーズと災害ボランティアのマッチングなどの業務に従事しておりました。

なお、摂津市社会福祉協議会では、摂津市社協ボランティアセンターリーダー研修会を、年に１回、講師を招いて実施しており、災害時におけるボランティアセンターの立ち上げや運営などについて学んでおられると聞いております。

○南野直司議長　保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　本市の妊娠期から出産後に関する支援の状況についてのご質問にお答え申し上げます。

本市では、妊娠期においては、妊娠届時における保健師との面談とアンケート調査を実施し、継続的な相談支援が必要な妊婦の把握に努め、電話や家庭訪問による支援を実施いたしております。また、母子手帳の副読本の配布、また、妊娠中や産後の心の不安についての専門相談機関の紹介などの情報提供に努めております。また、出産後の育児で孤立しないよう、妊婦とそのパートナーを対象としたプレママサロンを保育所等で開催し、妊娠期から出産後の育児を意識していただけるよう取り組んでいるところでございます。

出産後につきましては、月齢４か月までに助産師や保健師がこんにちは赤ちゃん訪問を実施しており、育児に関する相談支援や地域における親子での交流を目的としたつどいの広場を紹介するなど、関係機関と連携を図り、子育ての不安や悩みをひとりで抱え込むことのないよう、切れ目のない支援に努めているところでございます。

続きまして、本市の新生児聴覚検査の実施状況についてのご質問にお答え申し上げます。

新生児聴覚検査は、新生児期に先天性の聴覚障害の発見を目的として実施するもので、早期発見、早期療育を図るため、市町村においても、新生児訪問指導等の際に、母子健康手帳から新生児聴覚検査の受診状況を確認し、保護者等に対し検査の受診勧奨を行うこと、検査の受診結果を確認し、要支援児とその保護者に対する適切な指導、援助を行うこととされております。また、本検査の目的や検査方法等について、保護者または関係者等に対して、あらゆる機会を通じて周知徹底を図るとされております。

本市におきましては、月齢４か月までに、助産師や保健師が実施するこんにちは赤ちゃん訪問の際に、検診の受診の有無と検査結果についての把握を行っております。平成２８年１月生まれのこんにちは赤ちゃん訪問を実施した６８人について調べましたところ、検査を受けたかどうか分からない１１人を除く５７人のうち、検査受診児は５２人と、９１．２％の受診率でございました。結果については、全ての方が異常なしとなっております。

以上です。

○南野直司議長　福住議員。

○福住礼子議員　それでは、２回目からは一問一答で質問をいたします。

総合体育館建設におけるクラウドファンディングなどの活用についてですが、他市にある施設との差別化を図り、広く利用される総合体育館にすることで、市内外から多くの人が集まり、まちおこし的な要素になると思います。東大阪市では、ラグビーワールドカップ２０１９日本大会が東大阪市花園ラグビー場で開催されることが決定し、その経済効果が期待されております。

ラグビー場を改修する費用の一部を、ラグビーのまち東大阪基金として寄附を募集し、ふるさと納税も取り入れておられます。このような目的のためにインターネットを通じた不特定多数の人から資金の出資や協力を募るクラウドファンディングといった手法があります。本市も、市民、団体、企業やスポーツ振興に熱心な方などへ広くＰＲをして、夢づくりの総合体育館建設費用の一部をクラウドファンディングなどの手法を活用することについての考えをお聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長　市民生活部長。

○登阪市民生活部長　総合体育館建設の財源につきましては、国の交付金や地方債を充当し、残りの一般財源につきましては、公共施設整備基金の活用などが考えられるかと思います。

　議員がご提案の件につきましても、まちおこし的要素があるという観点から、市民の皆様により総合体育館を身近に感じていただき、まちづくりに参画いただける手法と、そういった視点を持ちまして、今後、有効な資金調達の方法の一つとして可能性を探ってまいりたいと考えております。

○南野直司議長　福住議員。

○福住礼子議員　先日視察をいたしました埼玉県戸田市は、シティセールス活動で人口減少の課題に取り組んでおられました。これは、地域を持続的に発展させるため、地域の魅力を地域内外に効果的に訴求し、それにより人材、物材、資金、情報などの資源を地域内部で利用可能としていくシティプロモーションの考え方を取り入れて、戸田市は、まちの魅力を市内外にアピールし、人や企業の誘致や定着を図り、将来にわたるまちの活力につなげる活動として定義をし、戦略プロジェクトを立てて全課が取り組み、若い職員の発想も取り入れておられました。本市の第４次総合計画に「スポーツ活動が活発なまちにします」とあるように、特徴のある施設にする、総合体育館を軸にした地域の活性化、市のイメージアップなど、関連させた構想を検討するプロジェクトチームをつくることについてのお考えをお聞かせください。

○南野直司議長　市民生活部長。

○登阪市民生活部長　今年度、総合体育館の建設につきましては、基本構想、基本計画の審議会を立ち上げまして、年度内に基本計画を策定する予定としております。今、議員からご指摘がありました施設周辺の活性化等の課題につきましては、基本計画策定後に庁内全体で意見交換する場をつくってまいりたいと考えております。

○南野直司議長　福住議員。

○福住礼子議員　先日立ち上げられました審議会委員について女性の数が少ないように感じました。しかし、諸団体の関係ある皆様に基本計画の策定に取り組んでいただきたいと思います。

　総合体育館建設は、５０周年の節目に、未来へと飛躍する本市の象徴として、非常に大きな意味を持つ事業でありますとの市長の決意にもありました。夢を形にできるよう、さまざまな手法を研究し、職員の熱意を存分に発揮して取り組んでいただくことを要望いたしたいと思っております。

　次に、熊本地震から学ぶ発災時の自発的支援の受け入れについてですが、職員や消防職員が熊本に派遣をされ、大変なご苦労をされ、貴重な体験を積んでこられました。先日も緊急消防援助隊の派遣に関する報告がありました。現地では何か役に立ちたいと思っても思うように活動できない状況など、被災地で見たこと、感じてきたこ

と、それは今後、重要な役に立つことだと思います。

この熊本地震では、支援物資の供給において課題がありました。供給方法には、被災地以外の地域から当面必要な物資を送り込むプッシュ型、支援物資のニーズ情報に基づいて輸送するプル型があり、ニーズ予想が外れると支援物資が滞っていきます。熊本では、避難所の人数に加えて、車中で避難する方も多く、支援物資の量を把握すること、物資の配送から荷おろしの人手などの課題がございました。物資の備蓄はどのような想定で市は保管をされているのか、そして、家庭での備蓄の重要性についての考えをお聞かせください。

○南野直司議長　総務部長。

○杉本総務部長　本市におきましては、災害発生時の避難市民を１万１，０００人と想定し、大阪府の地域防災計画で示された備蓄方針に基づき、乾パンを１万６，３２０缶、アルファ米等を１万４，７００食、備蓄水１万８，１２０本、その他、毛布や紙おむつ、生理用品等の生活必需品を備蓄しております。食料については、市備蓄分、府備蓄分がございますので、両者を合わせまして、おおむね一人当たり４食程度の備蓄となっております。

しかし、ご指摘がございました熊本地震の際の発災直後のように物資の供給、配布等についての混乱が非常に予想されるところかと考えております。市としての備蓄にも限度がございますので、やはり各家庭での日ごろからの備蓄をお願いしたいと考えております。市・府ともに、自助・共助の考え方から、おおむね１週間程度の食料等の備蓄が望ましいと考えており、市民の方々に対して引き続き備蓄についての重要性を啓発いたしまして、備蓄についてお願いをしてまいりたいと考えております。

○南野直司議長　福住議員。

○福住礼子議員　先日、東京都国分寺市の地域における防災まちづくりの推進を視察いたしました。補助金で防災の機材を買っても無駄になるとの考えから、行政は、市民にお願いをするのではなく、防災を学習する場、訓練する場を提供し、実践した自治会のみが防災まちづくりの認定を市から受ける流れをつくって、現在１３地区が地区防災に取り組んでおられます。

本市の地域防災計画の基本方針に、これまでの行政対応を中心とした防災対策から脱却し、市民、地域、行政が一体となって地域の災害リスクに主体的に取り組むとあります。女性防災会議、自主防災訓練、自治会の防災マップの作成など、一つ一つ積み重ねるように取り組んでこられました。今後も、市民への自助・共助の重要性に対する意識を高め、自発的支援を受け入れる事態になった際には、行政と社会福祉協議会との相互支援の充実を図っていただくことを要望したいと思います。

次に、子育て世代包括支援センターの設置についてですが、日本の子育て支援の仕組みは、妊娠期に渡される母子健康手帳の交付は役所、妊娠中の健診や両親学校は医療機関や保健所、出産後の支援は保健所や子育て施設といったように、毎回違うところに足を運ぶ必要があります。

そこで、妊娠から出産、産後まで、切れ目なくワンストップ、１か所で総合的な相談支援を行うための子育て世代包括支援センターの設置に向けた国の動向についてお答えください。

○南野直司議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　子育て世代包括支援センターの設置に向けた国の動向についてのご

質問にお答え申し上げます。

子育て世代包括支援センターは、妊娠期から出産後、子育て期の各ステージを通じて、地域の関係機関が連携して、切れ目のない支援を実施できるよう、必要な情報を共有し、関係機関のコーディネートの役割を担うものでございます。国においては、子育て世代包括支援センターを平成２８年度には２５１市町村において実施予定とし、おおむね平成３２年度末までに全国展開を目指しておるところでございます。

以上です。

○南野直司議長　福住議員。

○福住礼子議員　国は、本年度中に４２３か所まで拡大する計画です。ご答弁にありましたように、関係機関のコーディネートの役割を担うという点から、総合的な窓口を設置することは利用者にとってわかりやすいと思います。市では、妊娠届時に保健師と面談、アンケート調査の実施、母子健康手帳を手渡されております。サービスコーナーでも母子健康手帳を受けることができますが、保健師が不在なため、後からの面談となります。この点は改善の検討の必要があると思いますが、本市における子育て世代包括支援センターの設置についての考えをお聞かせください。

○南野直司議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　本市での今後の取り組みについてのご質問にお答え申し上げます。

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化などによりまして、妊産婦、母親の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの相談支援事業の充実は大変重要であると認識をいたしております。子育て世代包括支援センターにつきましては、健康づくり推進協議会や子ども・子育て会議においてご意見をお聞きしながら、庁内で議論を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○南野直司議長　福住議員。

○福住礼子議員　過日、男児の遺体遺棄事件が報道され、遺棄された当時の住まいが摂津市であったということです。また、男児をしつけのため車からおろして置き去りにし、行方不明の捜査に発展したといった、しつけか虐待か、親の判断に問題がないのかと思います。児童相談所の虐待相談件数は年間で７万件を超え、全国的に１８９（イチハヤク）の通報や周囲の意識の変化等で件数は増加しておりますが、虐待により死亡する子どもの４４％がゼロ歳児という実態です。今年５月２７日、児童福祉法が一部改正され、子育て世代包括支援センターの設置は義務づけとなり、児童虐待予防の拠点にもなります。人の健康や生活習慣は生涯にわたって連続したものであり、母子保健は一生の健康の基礎を築く出発点として、また、母親や父親としての子どもを迎える家族にとっては、健康への関心を高める入口として必要であり、母子保健の果たす役割は大変大きいと思います。医療と福祉が連携して、妊娠、出産、子育てのワンストップの相談体制を構築していただくことを要望したいと思います。

次に、新生児聴覚検査の公費助成についてですが、全国の病院には、退院するまでの期間中に受診することを推奨されています。ただし、任意検査のため、受けなくてもいいのかなと考える方もおられます。新生児聴覚検査事業は、平成１９年度に少子化対策に関する地方単独措置として総額において拡充されました。検査費は地方交付税による財源措置の対象ですが、公費助成する自治体は少なく、厚生労働省は、今年

３月、公費助成の導入対応を求めております。保護者の負担軽減を図ることについての考えをお聞かせください。

○南野直司議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　検査費用を公費負担とし、保護者の負担軽減を図ることにつきましてお答え申し上げます。

国から平成２８年の３月２９日付で通知が出されまして、新生児聴覚検査は、新生児期に聴覚能力を判定できる検査機器の普及により、大半の分娩期間においてスクリーニングできる体制が整備されているという状況を踏まえ、市町村において、検査の周知啓発に合わせ公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図るよう努めることとされました。

本市におきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、こんにちは赤ちゃん訪問時に検査受診の有無を把握し、また、妊娠、出産に係る経済的負担の軽減につきましては、妊婦健診の公費負担額を平成２６年度には６万円から１２万円に増額させていただきましたところでございます。新生児聴覚検査につきましては、平成２６年度の国の調査では、検査結果を把握している市町村は６５．１％、公費負担を実施している市町村は６．３％となっております。今後とも、本検査の周知啓発、検査結果の把握に努めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長　福住議員。

○福住礼子議員　大阪府４３市町村で聴覚検査結果を把握しているのは、２３市町村、５３．５％です。先ほど、乳児の検査状況の報告がありました。これまで、聴覚検査の具体的な把握と、検査未受診の方には受診勧奨をされていたのか、お聞かせください。

○南野直司議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　これまで検査で把握をさせていただいた方に受診勧奨していたのかどうかというご質問に対してお答えを申し上げます。

先ほど申しましたように、国の通知は平成２８年３月２９日付でございまして、それまでは、こんにちは赤ちゃん事業のときに検査の受診の有無の把握のみをさせていただいておりました。それと、検査の結果は、これまで確認はしておりましたけれども、それを集計するということは行っておりませんでした。ただいま申し上げました３月の国の通知を受けまして、今後、母子健康手帳の交付時などの機会を通じて、新生児聴覚検査について周知を図ってまいりたい、それから、受診率の向上に努めるとともに、集計を行い、実態把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○南野直司議長　福住議員。

○福住礼子議員　聴覚検査の流れは、初回検査は生後おおむね３日以内、再検が必要な場合は、確認検査を生後おおむね１週間以内、さらに再検が必要であれば、耳鼻咽喉科で生後３か月ごろまでに精密検査を受けることになり、聴覚障害を診断するためではなく、精密検査が必要かどうかを判断するための検査であり、早期療育につながる必要な検査となっております。

言葉をゼロから覚えていく赤ちゃんにとって、聴覚はとても大切です。先天性の難聴は１，０００人に１人か２人と言われますが、早期療育を受けることでコミュニケーション能力が３倍以上上昇するとの結果もあります。そういうことから、全ての新生児が受診できるよう、検査費の２分の１、もしくは３分の１でも負担が軽くなる

公費助成の導入を要望いたします。そして、母子健康手帳を渡す際の丁寧な説明、そして、目印をつけるなど、受診率向上に取り組んでいただくよう要望し、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○南野直司議長　福住議員の質問が終わりました。

次に、東議員。

（東久美子議員　登壇）

○東久美子議員　それでは、通告に基づき、一般質問をいたします。

質問は４点で、災害時の防災空地、大規模開発に対応した教育環境施策、地域活性化、教育問題についてです。

それでは、初めに、災害時の防災空地について質問します。

まず初めに、今年４月に発生した熊本地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、この熊本地震で、私たちは大きく二つのことを思い知らされたのではないでしょうか。

まず１点目は、本震と思われていたものが実は余震であったこと、つまり、行政としては安易に避難解除をしてはならないということです。

そして、二つ目は、耐震施工を終えた体育館などの避難施設であっても、震度７程度の揺れが連続した場合は倒壊してしまうということです。本市は、昨年度、やっと小・中学校の校舎全てを耐震化することができましたが、この熊本地震の結果を受けて、今後、国レベルで何らかの耐震強度の見直しが進められていくのではないかと考えております。

さらに、これらに加えて、熊本地震以降、盛んに防災空地との言葉も耳にするようになりました。この防災空地は、平常時は公園やスポーツ広場として市民の憩いの場となっているものを、災害時には避難地として利用するというものです。余震を恐れて避難所を避けた多数の被災者がグラウンドなどでテント生活をする姿が頻繁にメディアで取り上げられたことで、この防災空地の大切さが急速に広まったのではないでしょうか。

そこでお聞きしますが、市では、防災空地の大切さについてどのようにお考えなのでしょうか。市の認識をお聞きします。

二つ目ですが、大規模開発に対応した教育施策について。

南千里丘では大規模なマンション建設が行われました。そのことにより、一中校区では、児童・生徒数の増加による教育施設の整備が課題になっています。この校区内には、新たに２０８戸という規模のマンションが建設されつつあります。今後も、大規模な開発が行われる場合には、児童・生徒数が増加し、教育施設の整備を検討する必要が生じると考えますが、庁内での開発に関する情報共有は十分に行われているのか、お聞きします。

３点目です。地域活性化について質問します。

摂津市では、地域住民のコミュニケーションの場としての集会所が５２か所設置されています。その集会所の管理運営については、住民自治の促進を図るため、地域の方に委託されています。集会所の利用状況や環境整備の現状はどのようなものか、お聞きします。

教育課題について、２点質問します。

初めに、文部科学省は、２０１５年４月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知

し、幅広い性的マイノリティの児童・生徒に配慮を求めました。また、約１年後である今年４月に、教職員の理解を促進することを目的とした教師向けの周知資料を作成し、公表されています。性的少数者に係る児童・生徒への対応について、市教委の見解をお聞きします。

それともう１点、教育課題で、特別教室の空調整備について質問します。

中学校では、まだエアコンが未設置の特別教室があると思います。小・中学校ともに、普通教室にはエアコンが設置され、適切な教育環境で授業が進められています。ところが、特別教室はまだ未設置の教室がありますので、特に教科の関係で特別教室を使用する頻度が高い中学校のエアコン設置状況についてお聞きします。

以上が１回目です。

○南野直司議長　答弁を求めます。総務部長。

（杉本総務部長　登壇）

○杉本総務部長　災害時に一時避難所となる防災空地についてのご質問にお答えをいたします。

防災空地は、ご質問にございましたように、平常時は周辺住民の憩いの場などとして活用され、災害時には、火災の延焼を防いだり、一時避難所や救援物資の中継地点といった機能を担う公園などであります。

熊本地震発生当時、避難所では、収容人員を超えて受け入れができない状況や、さらなる余震を恐れて屋外に避難される方もおられたことから、防災空地の必要性は高まったものと認識しております。しかし、本市のような都市部においては避難地となる広大な空地が少なく、新たに防災空地を確保することについては難しい課題であろうかと考えておりますが、災害時に一時的に避難が可能な民間施設の敷地やグラウンド等の使用について、防災協定の締結等ができるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、地域活性化に向けての集会所の現状についてのご質問でございます。

利用状況でございますが、自治会や老人会、各種グループ活動に利用されておりますが、集会所によって利用頻度に大きな差がございます。ほぼ毎日利用されている集会所もございますし、利用の非常に少ない集会所もございます。利用の多いところについては、地域コミュニティの活性化に十分役立っているものと考えてございます。

現況でございますが、昭和の時代に建設された集会所が全体の７割を占めておりまして、老朽化等の問題もございますが、限られた予算の範囲内ではありますが、施設点検を実施しながら、バリアフリー化やトイレの洋式化など、利用者の利便の向上を図ってきているところでございます。

○南野直司議長　教育総務部長。

（山本教育総務部長　登壇）

○山本教育総務部長　質問番号２番、大規模開発に対応した教育施策についてのご質問にお答えいたします。

ご質問にありましたように、南千里丘や千里丘新町のように、ファミリー向けのマンション建設等を伴う大規模な開発におきましては、児童・生徒が大幅に増加することが予想され、小・中学校の環境を整備する必要が生じる場合もございます。

本市では、開発面積が３００平方メートル以上、または建築物の高さが１０メートルを超える開発を行い、摂津市開発協議基準に基づく協議が必要な場合には、庁内関係各課で構成されております摂津市開発審査会で議論をいたしているところでござい

ます。本部におきましては、子育て支援課がこの審査会に参画をし、開発場所や土地の面積、建物の用途、住宅の場合はその戸数などの情報を教育委員会事務局内部で共有しているところでございます。

今後とも、庁内での連携により、大規模開発に関する情報共有を図り、児童・生徒数の増加による学校施設への影響の把握に努めてまいります。

続きまして、中学校の特別教室へのエアコンの設置状況についてのご質問にお答えいたします。

これまで、生徒が日常的に使用いたします普通教室や、支援の必要な生徒が使用されます支援学級教室、また、窓を閉めて利用することが多い音楽室、コンピューター室、視聴覚室、図書室等々に優先的にエアコンを導入してまいりました。現在、エアコンを設置していない主な特別教室につきましては、理科室、美術室、家庭科室、技術室となっております。

以上でございます。

○南野直司議長　次世代育成部長。

（前馬次世代育成部長　登壇）

○前馬次世代育成部長　それでは、性的少数者に係る児童・生徒への対応についてのご質問にお答えいたします。

これまで、本市の小・中学校におきましては、さまざまなマイノリティに係る児童・生徒に対し、個別の事案に応じ、児童・生徒の心情等に配慮した対応を行ってまいりました。しかし、性同一性障害などを含む性的マイノリティに関しましては、いまだ無理解や偏見等が根強く残り、これらの対応につきましても、対象児童・生徒の心情等に配慮した対応が求められております。

このような中、議員からもご紹介いただいたとおり、文部科学省の動きも昨年度から今年度にかけてございました。

まず、昨年４月に、性同一性障害に係る児童・生徒に対するきめ細かな対応の実施等についての依頼が大阪府教育委員会を通じてあり、本市の小・中学校に対して具体的な配慮事項等の周知を行いました。

さらに、今年４月、性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童・生徒に対するきめ細かな対応等の実施について、これは教職員向けでございますが、それが文部科学省初等中等教育局児童生徒課において作成され、本市においても、この資料についての適切な活用について、各小・中学校へ指導したところでございます。

本市での対応事例の報告は、これまでほとんどございませんが、今後、さまざまな対応事例や状況についての情報を集め、個別の状況に応じて配慮した適切な対応ができるよう努めてまいります。

以上でございます。

○南野直司議長　東議員。

○東久美子議員　２回目からは一問一答方式でお願いいたします。

災害時の防災空地についてですが、この防災空地を本市に当てはめて考えた場合、少し心配なことがあります。この件について質問いたします。

先ほどのご答弁の中で、防災空地を確保する手段の一つとして、万一の際、民間施設の敷地やグラウンド使用できるよう、防災協定を締結しているとのことですが、具体的にはどの程度進んでいるのでしょうか。現状をお聞きします。

○南野直司議長　総務部長。

○杉本総務部長　本市では、１９か所の機関等と災害時における緊急避難場所の協定締結を行っております。協定の締結先といた

しましては、芦森工業大阪工場、ダイキンサンライズ摂津、大阪人間科学大学、アトリウム南摂津などの民間施設や、大阪府の府営住宅、大阪職業支援センターなどの公的施設などがございます。そのうち、大阪経済大学や摂津高等学校などでは、グラウンドも避難場所としての利用を想定しております。なお、広大な避難場所としましては、広域となりますが、万博記念公園及び淀川河川公園を指定しております。

緊急時の民間避難場所は、公的な避難場所や緊急避難場所を補完するものとして重要であることから、引き続き市民に身近な民間の避難場所の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○南野直司議長　東議員。

○東久美子議員　本市は、大阪市の衛星都市であり、宅地化と工業化が非常に進んでいます。熊本とは違って住宅が密集しており、人口密度も熊本とは比較にならないほど高いと思います。もし熊本地震レベルが本市で発生した場合、家屋の倒壊だけではなく、火災の延焼も懸念されます。先ほどご答弁いただきましたが、私は広大な土地だけが防災空地ではないと思っています。住宅密集地の中にある小さな空地であっても、火災の延焼をとめることはできますし、救援物資の中継基地として活用することもできると思います。

また、昨今、倒壊のおそれや、草木が生い茂るなど、近隣の迷惑になる特定空家が大きな社会問題になっています。いろいろ先進都市の事例を調べましたところ、この特定空家を防災空地として活用している自治体が幾つかありました。例えば、神戸市はまちなか防災空地制度を設けており、その内容は、不動産の所有者が承諾すれば、神戸市が建物を撤去し、土地を更地化する、平時は緑地にしておき、万一の場合には防災空地として活用する、さらに、固定資産税を減免することで、所有者にとっても負担のない財産とするというものです。このように柔軟なアイデアで防災空地を確保することは大変すばらしいことだと思います。

当然ながら、山間部において防災空地は大切なものですが、都市部ではさらに一層防災空地は重要なものになるのです。ぜひとも今後、本市においても知恵を絞って、市民の安全・安心のために少しでも多くの防災空地を確保されるよう要望しておきます。

続いて、大規模開発に対応した教育施策についてです。

庁内連携はできているとのご答弁でしたが、開発事業者からの正式な手続きを経て庁内での連携ができるようですので、情報の共有には時間的な課題があるように思います。実際の情報は、工事現場の立て看板や地元説明会などで、地域の方は詳細な情報を早期に入手されているように思います。児童・生徒増加への対策は、まちづくりや福祉などとも関係が深いので、全庁的な検討組織を設置し、課題の困難度や緊急度、事業規模など、その内容に応じて全庁的な視点から検討を進め、庁内連携をさらに進められることを要望します。また、庁内での開発に関する情報共有だけではなく、情報更新をしながら、学校現場がよく知らないということがないように、学校への情報提供も行われるように要望いたします。

集会所の件について。

集会所の現状について、ご答弁にもありましたが、利用頻度の格差や、トイレの洋式化、バリアフリー化など、改修が課題で

あると捉えました。集会所を快適に利用するには、施設面で厳しい面もありますが、市内の集会所を数か所見学しましたところ、集会所はどこも同じではなく、掲示物や手づくりのカーテンなど個々に特色があり、丁寧に利用されている様子から、地域住民にとって重要な施設であると確認いたしました。

２０１５年度の地域活性化事業報告が、小学校区連合自治会ごとに行われています。その報告では、活動内容として、地域環境美化、健康推進、防災訓練等を開催され、３２事業で２万２，６１９人の参加が報告されています。この事業報告から、地域活性化には自治会の活動は欠かせないものであり、その実績は多大であると考えます。その自治会活動の拠点としても活用されている集会所の今後のあり方について、どのようにお考えですか。

○南野直司議長　総務部長。

○杉本総務部長　集会所の件でございますが、以前にも議会でご答弁させていただきましたように、本市のように集会所をこれだけたくさん人口に比して持っている市というのはなかなかないかと考えております。これは本市の特徴でもあり、強みでもあるとご答弁したかと考えております。

今後、ますます高齢化社会が進みます。健康体操、お年寄りの憩いの場としても、集会所の果たす役割は重要になってくることは重々承知をしておりますし、これをいかに活用するかということは我々としての課題ではないかと考えております。

しかしながら、一方で、この五十数か所に及ぶ集会所が老朽化してまいっております。公共施設に対しての建て替えや保全にかかる大規模修繕費など、今後、市財政を圧迫することも予見されております。これらの課題を解決するため、今年度に策定いたします公共施設等総合管理計画や公共施設の経営的管理の検討の中で、市有施設の種別ごとに、この中には集会所が含まれると考えますが、施設のあり方、活用の仕方を検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長　東議員。

○東久美子議員　今後、集会所は、地域住民の集う場所だけではなく、今まで経験しなかった災害の防災や避難対応できる場所になるかもしれません。集会所の役割は多様化され、さらに活用されることだと思います。今年度より市有施設の種別ごとに施設のあり方について検討されるということですので、市立集会所も重要な施設としてさらに充実されるよう要望いたします。

教育課題についてです。

性的マイノリティについて、大阪府教育センターは、２０１５年度発行の人権教育リーフレットに性的マイノリティの若者を対象とした調査結果を掲載しています。学校時代の経験・体験で次のことが挙げられています。自分自身が性的マイノリティであることを、小学校から思春期のころに大半が自覚している。性的マイノリティを対象とした冗談やからかいを約８割が見聞きしたことがある。回答者の約７割がいじめを経験し、その影響によって約３割が自死を考えたことがある。大変厳しい内容です。全ての子どもたちが学校生活で安心できるために、まず教職員が性的マイノリティについての理解や認識を深めることが重要です。どのようにこの課題に取り組まれているのか、お聞きします。

○南野直司議長　次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長　性的マイノリティに対しての教職員の意識をどう深めていくか、あるいは変えていくかについてのご質

問にお答えいたします。

児童・生徒に直接かかわる教職員が性的マイノリティに対して適切な理解をすることは、大変重要なことだと捉えております。これまでさまざまなマイノリティへの理解やきめ細かな対応のために研修等を行ってまいりました。教職員が悩みや不安を抱える児童・生徒のよき理解者となれるよう、今後さらに資質向上に努めてまいります。

○南野直司議長　東議員。

○東久美子議員　性的マイノリティに対する理解を深めるためには、学校対応だけでは限界があります。保護者にも理解していただく必要があります。ＰＴＡなど、働きかけについてどのようにお考えですか。

○南野直司議長　次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長　性的マイノリティに関してのＰＴＡなど保護者への啓発についてのご質問にお答えいたします。

さまざまな個別の情報共有は、当事者である児童・生徒や保護者の意向を踏まえることがまず重要ではありますが、性的マイノリティに関する適切な理解のための情報共有は保護者にも必要であると考えております。また、性的マイノリティを含め、さまざまな悩みを持つ児童・生徒がおり、その支援が常に必要であるという啓発を今後さらに行う必要があると捉えております。

以上です。

○南野直司議長　東議員。

○東久美子議員　先ほど例に挙げました調査結果では、カミングアウトをする相手は約７割が同級生で、教員や親など大人を選ぶ割合は１割程度でした。子どもたちの思いや悩み、願いを受けとめる相談体制の整備をどのようにお考えですか。

○南野直司議長　次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長　性的マイノリティに対する学校での相談体制についてのご質問にお答えいたします。

性的マイノリティに関する相談は、自身の状態を明らかにすることへの葛藤などにも配慮した上で、日ごろから相談しやすい環境を整えることが必要であると考えております。スクールカウンセラーや養護教諭等を中心に、先入観や一方的な否定、また、やゆは相談できない状況を生み出すことを認識し、まずは悩みや不安を傾聴し、相談者に寄り添う姿勢を現状においても大切にしているところでございます。今後とも、研修等により、性的マイノリティに対する学校全体の理解を深めるなどして、相談体制のさらなる環境整備に努めてまいります。

○南野直司議長　東議員。

○東久美子議員　性的マイノリティに対して、文部科学省は生活全般での適切な対応を求めています。学校生活の各場面での支援が必要とされていますが、男女の固定観念に通じるものとして課題のあるものはございませんか。

○南野直司議長　次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長　男女の固定的な観念、性的マイノリティそのものが大変少数者であるということ、あるいは、偏見や無理解という中で理解されていないということ、この点が大きな課題であると捉えています。したがって、固定的観念ということに対してのお答えになるかどうかはわかりませんけれども、この問題につきましては、見えない、言えない、わからないために課題がなかなか解決しないところに大きな課題があると捉えております。いかなる差別やいじめも許さない環境づくりが、今、この課題に対して必要であると、捉え

ておるところでございます。

○南野直司議長　東議員。

○東久美子議員　文部科学省の教師向けのテキストというんですか、冊子には、かなり広範囲にわたって事細かく書かれています。それは、制服の問題であったり、言葉の問題であったり、それから色のこととかが項目を挙げて書かれているんですが、私のほうでは、少し具体的なことで申し上げると、ランドセルについて、どうかと思っています。そのランドセルのことについて、今、選択はできるんです。昔は青、赤とはっきり決まっていたと思いますが、今は選択は自由です。しかし、まちで見かけるランドセルの多数の色、紫だのピンクだの、いろいろな色の中で選択ができます。色による固定観念の一つとして挙げるとすれば、このランドセルのことが挙げられるかと思います。今後の検討について、どのようにお考えになられるか、お伺いします。

○南野直司議長　教育総務部長。

○山本教育総務部長　本市配布のランドセルの件に関するご質問にお答えをいたします。

議員からもございましたように、市販のランドセルにつきましては、年々販売時期も早くなり、来年度の１年生向けにもう既に販売を開始されておられるところもございます。場合によっては、２０色を上回る色から選択を求められ、購入されるというケースも把握いたしております。本市がランドセルを配布いたしました昭和５０年当初から見ますと、現在は環境も大きく変わっている状況だと言えると思います。

本市が１年生全員に配布をいたしておりますランドセルにつきましては、現在、性別は固定しておりません。ただ、２色からではございますが、選択という状況になっているということでございます。本市配布のランドセルにつきましては、各方面からさまざまなご意見をいただいているところでございます。先ほど議員からご質問があった視点も含めて、いろんな変化を伴うことで児童にどのような影響が出てくるのかを多方面から研究していくという必要性について認識をいたしております。

○南野直司議長　東議員。

○東久美子議員　この件につきまして、今後検討が必要というお答えだと受けとめました。何事も大きくハンドルを切ると、いろんな人が大変な思いをすることもありますので、丁寧にいろんな調査をされる中で決めていただきたいと思います。でも、私は、これだけははっきりお伝えしたいんですが、多色は望んでおりません。コスト面とか管理上のことがございますので、市の大事な税金を使ってお渡しするものですから、そのあたりはコストのことも十分にお考えくださいということでお願いいたします。

６月の教育委員会定例会で、ある委員の方から、違いを受けとめる、認め合っていくということが大事だという趣旨のご発言がありました。私もそのとおりだと思っております。今回、性的マイノリティということで質問を重ねましたが、全て土台の根っこの部分は人権だと思います。摂津市が今まで積み上げてきたぶれない人権の教育をさらに重ねてくださることを希望しておりますので、要望といたします。よろしくお願いします。

最後になりました。エアコンの件です。

いよいよ夏本番を迎え、心配されるのが熱中症です。気温が高い、湿度が高いなどの環境条件では、屋外だけではなく、室内

でも熱中症が危惧されます。全ての教室にエアコン設置が望ましいのですが、中学校から切実に要望が寄せられている特別教室は、どの教室がございますか。

○南野直司議長　教育総務部長。

○山本教育総務部長　中学校のエアコン要望についてのご質問にお答えいたします。

　毎年、各小・中学校と施設整備に関するヒアリングを実施いたしております。中学校におきましては、理科室、美術室等へのエアコン設置の要望が高い状況でございます。

○南野直司議長　東議員。

○東久美子議員　私は、午前中、特になんですけど、とっても寒いと感じたんですね。ところが、この議場では半袖の方もいらっしゃるし、感じる温度というのは、かなり違うものだなということは受けとめてはいるんですが、なかなか学校のあの教室、部屋をあけたときの体育の授業の後の教室のあの熱気というのがお伝えできないのが本当に悔しい限りなんですが、子どもたちは、あのうだるような、湯気が見えそうな教室で勉強している現状がございますので、その辺も十分踏まえていただきたいと思います。

　今までエアコンの導入については、どの学校も図書館からと一律に行われていましたが、教室配置によっては、日が当たる、当たらないを含め、環境が大きく異なります。エアコン設置については、各校の要望に基づいて教室を決め、設置していくような柔軟な対応を望みますが、これは可能でしょうか。また、現在、特別教室でエアコン未設置の教室数はどのぐらいでしょうか。

○南野直司議長　教育総務部長。

○山本教育総務部長　エアコンに関するご質問にお答えいたします。

　これまでは、特別教室の中で先行してエアコンを設置してきた教室がございます。一律、各校とも同種の教室に設置をしてまいりました。今後は、やはり導入を検討するに際しては、各学校のヒアリングを行い、実情に沿った柔軟な対応も必要であるという認識を持っております。

　また、現在、エアコンが設置されていない中学校全体の特別教室につきましては、６５教室という状況でございます。

○南野直司議長　東議員。

○東久美子議員　未設置の数が大変多く、全ての特別教室への設置は厳しいと捉えましたが、今後のエアコン設置に向けて、どのようにお考えでしょうか。

○南野直司議長　教育総務部長。

○山本教育総務部長　さらなるエアコン設置というご質問でございます。

　エアコン設置を含みます電気設備の増設に関しましては、各学校の電気容量の空き状況の調査がまず必要になります。そのことで、大体全体で幾らぐらいの財政出動が必要かということも調査をする必要があると思います。今後の財政状況も見きわめながら、他の教育環境全体の向上対策の中で優先順位というのも定めていきたいと考えております。

○南野直司議長　東議員。

○東久美子議員　エアコン設置につきましては、各校の実態に即した柔軟な対応もとっていただけるようですし、期待しております。

　今回、特別教室の空調整備についてお聞きしましたが、エアコン以外の教育環境整備も進めていただいています。大変重要なことだと思います。このことについても、環境ということで、どのようにお考えか、

お聞きします。

○南野直司議長　教育総務部長。

○山本教育総務部長　議員もご存じのように、現在、各トイレの洋式化を進めております。来年度にはなりますが、一つのトイレに最低１か所の洋式トイレが設置されるという状況でもございます。また、図書の増設ということも年次計画で、今、対応いたしております。それ以外につきましては、やはり耐震の重要性がありましたので、平成２７年度までは耐震を最優先にしてやってきたということもございます。３０年以上経過している棟もございます。そのあたり全体を把握して優先順位を定めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長　東議員。

○東久美子議員　トイレの洋式化については、学校現場からも、よかったと、子どもたちが使いやすくなったという声を聞いております。しかし、まだ１００％ではございませんので、おっしゃるように、計画の中で進めていただきたいと思います。

それと、防災関係にもかかわるかもしれませんが、長期避難のときには学校の校舎のほうもお使いになるかと思います。そのときも、この進めておられる洋式化は住民の方にも歓迎されることだと思います。子どもたちの体も心も育む学校環境がさらに理想に近付くよう努めていただくことを要望いたします。

これで以上です。

○南野直司議長　東議員の質問が終わりました。

次に、増永議員。

（増永和起議員　登壇）

○増永和起議員　順位に従いまして質問させていただきます。

まず、国民健康保険の都道府県化と大阪での「統一国保」についてお尋ねします。

国民健康保険法が改定され、国民健康保険の保険者が、市町村、都道府県、両者になりました。国によって都道府県化が進められていますが、大阪府では、ほかの自治体とは違う国民健康保険制度の統一化が進められようとしています。国が進める都道府県化と大阪府が進める統一国保についてご説明ください。

第２に、来年度から始まる介護保険制度の新しい総合事業について質問します。

要支援の方のホームヘルプサービス、訪問介護とデイサービス、通所介護が保険給付から外され、市町村の行う事業に移行しますが、摂津市での新しい総合事業の具体的な内容についてご説明ください。

第３に、市民税の納税猶予制度が拡充されたことと、摂津市における滞納処分について質問します。

国民の暮らしが厳しくなる中で、国税に続き地方税でも、納税者の負担軽減を図るために納税猶予制度の拡充が行われました。摂津市における納税相談や差し押さえなどの滞納処分も、今まで以上に納税者の立場に立って行うべきだと思います。制度改正の内容と目的、摂津市での運用についてお答えください。

○南野直司議長　答弁を求めます。保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　それでは、国保広域化における国と大阪府の方針についてのご質問にお答え申し上げます。

国保広域化につきましては、平成３０年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村につきましては、賦課徴収業務を担い、地域におけるきめ細かい事業を行っていくものとされております。また、厚

生労働省が策定いたしました保険料算定等のガイドラインでは、新たな財政運営の柱となる国保事業費納付金、納付金制度の導入に伴う激変緩和措置、市町村ごとの医療費水準等に応じた保険料率等について規定をされており、都道府県はそれぞれの地域の実情に応じて方針を定めるものとされております。

大阪府におきましては、本年３月の広域化調整会議において、府下の医療費水準の差が比較的小さいとの判断から、医療費水準を反映せず、府下統一の保険料率とする方向性が示されております。また、被保険者証及び減免基準等についても統一することとされております。なお、広域化による被保険者の方への影響を勘案し、６年間の激変緩和措置が設けられることも併せて示されております。

続きまして、市が実施する新しい総合事業の具体的内容についてのご質問にお答え申し上げます。

これまで、要支援者の方の訪問介護や通所介護のサービスについては、全国一律の基準により提供いたしておりましたが、平成２９年４月より、従来と同様のサービスに加え、市町村ごとに多様な担い手による新しいサービスを提供していくこととなります。新しい総合事業につきましては、要支援者の方や要支援者になるおそれのある方が利用できる介護予防・生活支援サービス事業と、６５歳以上の全ての方が利用できる一般介護予防事業がございます。介護予防・生活支援サービス事業は、主に訪問介護と通所介護を提供するものでございます。

まず、訪問介護は、国が示す多様なサービスメニューのうち、緩和した基準による訪問型サービスＡと短期集中予防サービスである訪問型サービスＣを実施させていただく予定でございます。

なお、ボランティアに担っていただくことを前提とした訪問型サービスＢ、移送サービスの訪問型サービスＤにつきましては、課題も多く、現在のところ今後の検討課題といたしております。

次に、通所介護は、国が示す多様なサービスメニューのうち、緩和した基準によります通所型サービスＡと短期集中予防サービスであります通所型サービスＣを実施させていただく予定でございます。

ボランティアに担っていただくことを前提としている通所型サービスＢにつきましては、訪問型サービスＢと同じく課題も多く、今後の検討とさせていただきたいと考えております。また、通所型サービスＣは、生活機能を改善するための６か月を限度とする短期集中メニューでございます。個別メニューで行うため、家庭での状況把握も必要となることから、その訪問対応を訪問型サービスＣとして検討いたしております。

最後に、一般介護予防事業は、地域介護予防活動支援事業といたしまして「つどい場」を展開してまいります。「つどい場」につきましては、各小学校区に一つの開催を目指しております。また、気軽に参加できるよう、毎週１回定期的に開催し、高齢者のひきこもりを防止し、人とのつながりを持ち、生きがいづくりにつなげることを目的として進めてまいります。

以上でございます。

○南野直司議長　総務部長。

（杉本総務部長　登壇）

○杉本総務部長　本市の納税相談、滞納処分等のあり方についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問のとおり、国税徴収法、地方税法の改正により、本市の条例も改正を行い、本年４月から施行させていただいているところでございます。大きな改正点は、納税者からの申請により、換価の猶予を認めることが可能となったことや、担保提供条件が緩和されたことです。

条例改正は、法律の趣旨に沿って、納税者の負担軽減が図られるよう、また、早期かつ的確な納税の履行を確保するよう改正しておりますが、実際の運用におきましては、これまでの対応と同様、一時的に納付が困難な方々には、個別のケースの状況に応じて納付相談を行い、分割納付など柔軟な対応をさせていただいております。

しかしながら、督促や催告を送付しても何ら連絡がなく、納税に応じていただけない方、また、分割納付のお約束をさせていただいたにもかかわらず、何度も不履行となる方、資産、財産をお持ちにもかかわらず納付いただけない方については、滞納を放置することなく、法令に基づき差し押さえなどの滞納処分を行っているところでございます。なお、資産、財産がない場合や、生活困窮者あるいは居所不明者などにつきましては、執行停止を行っているところでございます。

○南野直司議長　増永議員。

○増永和起議員　２回目からは一問一答形式で質問いたします。

第１に、国民健康保険についてです。

摂津市の国保は、大阪府が進める統一国保によってどのような影響を受けるのか、お答えください。

○南野直司議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　本市の国民健康保険への影響についてのご質問にお答え申し上げます。

保険料の算定方式につきましては、統一化の方向性が示されておりますが、本市における現行の方式と差異がなく、影響は少ないものと考えております。一方、実際の保険料水準、減免の基準につきましては、具体的な水準等がまだ提示されておらず、現段階ではどの程度の影響があるかは確定しておりません。また、現段階では、これまで各市町村独自で行われてきた保険料軽減、条例減免等のための法定繰入は認められないものとされております。

本市としましては、広域化による被保険者の方々への影響を勘案し、激変緩和措置等を活用しながら保険料等への対応を考えております。また、引き続き、大阪府に対しましても、市長会等の場を通じ、減免の取り扱い等において被保険者の方々への影響を抑えられるよう働きかけてまいります。

○南野直司議長　増永議員。

○増永和起議員　大阪府の統一国保は、二つの点で大変問題だと考えています。

一つは、加入者の負担が大きくなることです。保険料水準が出ていないので影響がわからないと言われましたが、保険料が幾らになるかわからないうちから統一することだけを先に決めていることが、そもそもおかしいのではないでしょうか。確定額は出ていませんが、見通しの額は立てられると思います。摂津市の国保料は統一国保によって上がるのか、下がるのか、いかがでしょうか。お答えください。

○南野直司議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　増永議員のご質問で、加入者の負担が大きくなるということで、現在のところ、上がるのか下がるのかという見通しについてお尋ねをいただいております。

前段で、まだ確定していないということをおっしゃっていただいておりますけれども、現在の摂津市の保険料の水準を申し上げますと、大阪府下では大体低いほうから３分の１ぐらいのところに位置しているところでございます。なおかつ、本市の医療費水準につきましては、大阪府下の各市の中でも高いほうに位置しております。そういったことを考えますと、大阪府の統一化によりまして、医療費の高い分というのは相殺されてくるということになりますけれども、保険料率が比較的安い分については逆に上がってくるという方向性があるのではないかと。ただし、それにつきましては、所得水準ですとか、大阪府下全体の医療水準が私どものほうでは全く推計できませんので、今の状況を考えると、そういう点があるとは思われますが、今後、集計が進んでいく中で、どれだけの影響が出てくるかについては、やはり今現在のところはわからないということでございます。

以上です。

○南野直司議長　増永議員。

○増永和起議員　市民にとっては非常に高い国民健康保険料ですが、今、部長もおっしゃられたように、摂津市は大阪府内では保険料は安いほうです。府下で平均すれば、これは上がるのは間違いないと思います。

さらに、大阪府は、各市町村が行っている保険料軽減のための法定外繰入は認めないとしています。それによって、保険料にはね返りますから、府下１世帯当たりの平均８，６００円の負担増という試算があります。この試算によりますと、摂津市では１万４，５７５円の負担増です。加えて、保険料の減免も統一基準にするといいます。減免制度は各市で内容が全く違います。これを統一するには、最低基準のものにするということしか方法がないと思われます。今まで減免できてきた人ができなくなる。一部負担金の免除の制度、これは摂津市は頑張っていただいているんですけれども、これも統一をされます。保険料が高くなると国保を使えなくなる人たちがたくさん出てきます。今、財源は一般会計から繰り入れられていますが、統一となった場合一般会計から、繰り入れしないということで大阪府は考えています。そうなると、加入者の負担は大変なものになります。

もう一つの問題は、市町村の自治権、保険者としての権限を侵すことになるということです。国の都道府県化ガイドラインでは、都道府県は財政的な責任、保険料率、減免制度、徴収の仕方など、地域におけるきめ細かい事業は市町村が決定権を持つことになっています。国会の附帯決議でも、都道府県と市町村との間の連携が図られるよう、両者の権限及び責任を明確にする、市町村の保険者機能や加入者の利便性を損なわせることがないようと記述されています。

ところが、大阪府は、これを全て統一し、市町村の独自権限を認めず、従わなければペナルティーを課すというやり方をしてくるということです。これは、都道府県化、国がやろうとしていることとも明らかに反するものです。大阪府は、広域化調整会議で統一国保の検討をしています。この会議に出ている市町村は、各地域から代表として選ばれて出ているのか、大阪府が指名して選んだのか、どちらでしょうか。お答えください。

さらに、改正国保法第８２条の２第６項で、都道府県運営方針を決めるときは全市町村の意見を聞かなければならないとされていますが、摂津市はいつ意見を聴取され

たのか、これからであるならば、それはいつなのかについてもお答えください。

○南野直司議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　増永議員のご質問にお答え申し上げます。

調整会議のメンバーにつきましては、大阪府のほうから選ばれた市町村でございますので、先ほどのご質問にありましたように、各ブロックの代表という位置付けではないと思っております。

２点目、意見聴取会がいつ行われるかということでございますが、調整会議の資料が３月にまとめられておりますけれども、平成２８年度の検討スケジュールが示されております。意見聴取の時期については、今のところその時期は、明確にはされておりませんが、大阪府に内々にお尋ねしましたところ、国保運営方針案に関する意見聴取につきましては、おおむね平成２９年度になるのではないかとお聞きをしているところでございます。

以上です。

○南野直司議長　増永議員。

○増永和起議員　調整会議には大阪府が選んだメンバーが集まっているということでした。それから、全市町村に対しての意見聴取は、運営方針が定まってから、まだいつかもわからないというお話でした。しかし、国が出しているこのガイドラインは、その運営方針をつくるに当たって、しっかりと都道府県と市町村が協議をしなさいよということを言っているわけです。でき上がったものを見せられて、はい、それではオッケーですという話ではないと思います。

大阪府が策定する運営方針は、法的拘束力のない技術指導であること、それから、賦課徴収の権限、減免制度の規定、法定外繰入などの決定権は都道府県化になっても市町村にあること、これは大阪府がどんなものをつくろうと変わらないということについて確認をしたいと思います。お答えください。

○南野直司議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　都道府県化につきましては、私どもも、新たに設置される都道府県国保運営協議会での審議を経て定めるものが都道府県国保運営方針であり、それは全ての市町村の意見を聞いた上でするものであると考えておるところでございます。また、先ほど申されましたように、都道府県の国保運営方針については、技術的な指導であり、あくまでも努力義務であるということは認識をいたしております。

しかしながら、今回の国民健康保険制度の最大の目的というのが、国民皆保険制度を支える現在の国民健康保険制度を将来にわたって持続可能なものとしていくということが目的でございます。したがいまして、我々もそういった観点から考えていかなければならないと考えておるところでございます。しかしながら、それに当たりまして、本市の市民の方のよりよい国保になるように、当然、私どもとしても大阪府に対して具申させていただくということでございます。

以上です。

○南野直司議長　増永議員。

○増永和起議員　今、決定権のお話が飛んだと思うんですけれど、もう一度お願いします。

○南野直司議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　府と市の役割におきまして、賦課等の決定権は市町村となっております。

以上です。

○南野直司議長　増永議員。

○増永和起議員　大阪府が指名したメンバーと府下全自治体の意見も聞かずに今進められているこの計画、しかも、市民に多大な負担を与える計画に唯々諾々と従う必要はありません。意見聴取をいつするのか、大阪府にしっかり問い合わせるべきです。そして、市民の利益にかかわる重大事ですから、市民に説明し、議会や国保運営協議会でもしっかり議論をし、その上でほかの市町村とも連携して大阪府に物を言うべきではないでしょうか。

持続可能というお話でしたけれども、国の進めている都道府県化は、それも持続可能ということで行われているものですが、大阪府がやろうとしていることは全く違うんです。そこを一緒にしないできちんと考えるべきだと思います。

市長、市長は今まで、市民の生活状況によって、いつも以上に法定外繰入を国保特別会計に入れて値上げを抑えるという判断をされた年度もありました。それから、今年度も国保料の料率引き上げは行いませんでした。私たち日本共産党もその年度は評価をしていました。ところが、市民の生活状況を見て市が判断をするということが大阪府の統一国保ではできなくなるんです。まさしく市町村の保険者機能、自治体の自治権を損なうものではないでしょうか。市長にご答弁をお願いいたします。

○南野直司議長　市長。

○森山市長　増永議員の質問にお答えをいたします。

重複するところもあると思いますけれども、いつでもどこでもといいますか、安心して治療を受けられるというか、この日本にしかない制度と言っていいと思いますけれども、皆保険制度は世界に誇る冠たるものだと思います。そういう意味からも、この制度は何としても潰してはいかんと、続けていかないかんと私は思うんですね。

そういう意味で、今回、国が制度改革を打ち出した背景には、はっきり言うて、別に国の味方をするわけじゃないんですけれども、もうもたんと。各市町村が事業主体でやっておりますが、我々は何とか努力して、赤字がむちゃ、くちゃたまらないように、それなりの保険料にするとか、いろいろ努力して今日まで来ておりますけれども、まあ、ものすごい赤字を抱えているところがいっぱいありまして、全国どこであろうと、この制度が潰れてしまったら大変なことになります。そんなこともあって、各市町村独自だけの主体ではもう、もたないようになりつつあるのではないかと。そういうことで、都道府県化も含めていろんな制度の見直しが行われたと思います。

大阪府の場合、大阪府が事業主体になるわけでありますから、当然、これを運営していくのは、財源等々は一つでありますから、負担の公平さとか、それから効率的な事業運営等々、これも統一したルールがなかったら成り立たないと思うんですね。で、いろいろ今検討されております。

そういう意味では、今後も健全なる国保会計の運営、そして、安心して安定して治療が受けられるためにどうしたらいいのか、これはみんなで考えていかないかんと思うんですね。今まで、国やら府の方針に何も従ったんじゃないんですけれども、できる限り、できることはやりながら、市民の負担を抑えながらもやってきた。だから、いろんな制度の中での補助金というんですか、いろんな予算もいただいた。そんな中でまた保険料率を抑えることもできたわけですね。

今、増永議員から従うことはないというお話でございますが、今回の見直し、６年間の周知期間といいますか、激変援和措置期間も設けられております。今申しましたように、平成２９年度にいろんな意見聴取もありますが、今度のこの見直しについて、できるだけ市民の方に負担というか、よりよい国保となるように、市長会等々でもしっかりとまた要望等々していきたいと思っております。

以上です。

○南野直司議長　増永議員。

○増永和起議員　日本共産党は、国が進める都道府県化についても、国保を医療費削減の道具にするものとして反対しております。しかし、国保法の改正もありまして、それは一定進んでいっているものと思っております。それについてここで議論をしようとは思っておりません。けれども、大阪府の統一国保というのは、今、市長がおっしゃった皆保険制度を引き続きやるために、市町村が大変だから、そのためにということではないということを言っておきたいと思います。全国でこういう全てを統一するということをやっているのは大阪だけであります。ほかのところは、それぞれの自治体に応じて市町村が賦課をして、料率もそれぞれ変わって、全体の財政を都道府県が面倒見ましょうということになっていますので、そこはしっかり違うということで発言をしてもらいたいと思います。大阪府が市町村の保険者機能を損なう形でそういう運営方針をつくったとしても、市町村を縛る法的拘束力はありません。摂津市は、市民の利益のために、社会保障としての国保運営を後退させることのないように強く求めておきます。

第２に、介護保険についてです。

国は、要支援１、２の訪問介護と通所介護を保険から外し、市町村の事業に移し、緩和した基準のサービスを導入することで介護保険を安上がりのものにしようとしています。しかし、要支援の方は、介護認定によって専門的なサービスが必要とされた方です。国のガイドラインでは、訪問型サービスＡはヘルパーではなく無資格の労働者がサービスを担うことになっていますが、それでは、事故、トラブルなどの心配だけでなく、より重い要介護状態にならないための支援等も十分にできません。要介護になる人が増えれば、結果的に介護給付費が膨らむことにもなります。要支援の方には専門的なサービスが今までどおり受けられるようにすべきだと思いますが、いかがでしょうか。お答えください。

○南野直司議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　訪問型サービスＡに対する資格についてのお問いにお答え申し上げます。

本市では、訪問型サービスＡについては、事業所が提供する方式を考えております。派遣するヘルパーにつきましては、身体介護ではない家事援助のみを提供するヘルパーとなります。ヘルパーは、個人の家を訪問し、一人で支援を行うことから、一定のスキルが必要であると考えております。主なスキルといたしましては、接遇、マナー、技術、コミュニケーション力、緊急対応能力などが求められると考えております。こういったことを踏まえ、資格要件といたしまして、ヘルパー３級以上の資格を持った者によるサービス提供が望ましいと考えておるところでございます。

なお、今後の検討といたしまして、当面実施を予定しておりませんが、住民やボランティアが主体となる訪問型サービスＢの

資格要件については、現在のところ未定ということで考えております。

以上です。

○南野直司議長　増永議員。

○増永和起議員　摂津市では、訪問型サービスＡでも無資格ではないヘルパーによるサービスが受けられるということです。それでは、同じヘルパーサービスで訪問型サービスＡと現行相当の単価、これはどうなるんでしょうか。お答えください。

○南野直司議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　総合事業の新しい主な単価につきましては、訪問型サービスＡが、１回当たり４５分から６０分で現行のサービスの約６７．２％相当額の２，１００円、通所型サービスＡ、全日５時間から７時間が、現行のサービスの約６９．７％相当額の３，０００円と考えております。単価につきましては、あくまでも現段階での試算値で、事業者連絡会等と協議を重ねている段階でございます。

次に、単価の算出根拠につきましては、国が提供するワークシートに基づき、１０％の特例を適用した上で本市の給付上限額を算出し、一般介護予防事業費を差し引いた残額を上下として、利用者の増加などをしんしゃくし、算出をいたしております。平成２９年度以降は、給付の上限額が設定され、限られた財源の中で多様なサービス費用を賄うために、高齢者の増加以上に給付費が伸びる現状を踏まえ、サービス単価の見直しが避けられない状況となっているところでございます。

以上です。

○南野直司議長　増永議員。

○増永和起議員　今までと同じヘルパーサービスで単価を下げるということは、人が集まるように人件費のほうでは下げないようにするため、事業所の取り分が減るということになります。しかし、介護報酬は既に国の改定で大きく引き下げられ、事業所運営は今でも大変な状況で、全国では閉鎖も相次いでいます。摂津市が３月に出された事業所アンケートの結果でも、訪問介護Ａ型の単価に納得はゼロ％、不満は最多の３８％、幾らなら受け入れられるかという問いに、無回答５７％、現行相当なら受ける、これが３８％でした。ある事業所は、今までの利用者を切るわけにはいかないが、低い単価だと受ければ受けるだけ事業所がマイナスになる、新しい利用者の受け入れが困難になるとおっしゃっていました。事業所が閉所したり、要支援の方の受け入れをしなくなれば、サービスを受けられない要支援者があふれます。単価は現行相当にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。先ほど限度額とかそういう部分もありましたけれども、もう一度お願いいたします。

○南野直司議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　単価を下げるべきではないというご質問に対してお答え申し上げます。

平成２６年度に示された国のワークシートに基づいて、本市の今後の状況というのを試算いたしております。すいません、はっきり数字がないんですが、平成２６年度、約四十数億円台が、１０年後の平成３７年度には８０億円の給付費になろうという予想をされております。今後、２０２５年問題を受けて、本市の試算では約２倍近い給付費の増額が見込まれている状況です。

国は、その一つの解として、こういう単価の総合事業化を打ち出してきていると考えております。私たちとしても、非常にこ

れは厳しい試練であるとは考えておりますけれども、この状況を乗り越えなければ、市民に対して、地域包括ケアシステムで示されておりますような、今後、在宅で安心して暮らしていただくには、私どもがこういう市町村サービスを充実してやっていかなければ受入先がないという状況を解決することができません。そういったことも考えまして、私どもは、総合事業の単価につきまして、事業所とも何度も協議を重ね、何とか受け入れていただきますよう協力をお願いして協議を進めているところでございます。

以上です。

○南野直司議長　増永議員。

○増永和起議員　摂津市の試算をいただいていますが、現行相当と国の上限額の差は、２０１７年度から１９年度、単年度でそれぞれ５，０００万円前後、３年間合計で約１億５，０００万円です。一般会計から繰入のできない金額ではありません。また、介護保険給付費準備基金、これは２０１４年度末で約１億６，０００万円積み上がっています。この基金は、本来、第６期末、２０１７年度で使い切るという性格のものですから、この基金を投入するということも可能です。国からの上限額は前年度の事業費をもとに計算いたしますから、初年度を絞り込むと後々まで上限が低くなり、あえて初年度は現行相当サービスのみで事業費を絞り込まない自治体もあります。今おっしゃったように、先行きは大変です。国に対して必要な費用を要求すると同時に、摂津市としても予算措置をして、報酬単価の切り下げをせず、現行相当のサービス単価で利用者も事業所も成り立つ事業を行うべきだと考えます。

国は、要支援者だけでなく、要介護者までも市町村の総合事業に移行させようとしています。その狙いは介護給付費の削減です。要支援者を安上がりサービスで賄うことを市町村が行えば、次には要介護１、２と考えているんです。現行どおりのサービスを維持し、高齢者が安心して暮らしていく社会のためには、安上がりの事業ではできないこと、これを国にも示すべきです。訪問型サービスＡではなく現行どおりのサービスを継続することを要望いたします。

第３に、納税猶予制度の改正についてです。

換価の猶予の制度は、納税緩和措置の一つであり、納税の猶予等の取扱要領には、滞納処分により財産を換価すること、または一定の財産を差し押さえることを猶予する制度であると記されています。差し押さえされたものをお金にかえないというだけではなく、差し押さえされていなくても適用できる制度です。職権による換価の猶予制度があったものを、申請によってもできるようになった。これは、制度上、連続して何年ほど猶予を受けられますか。お答えください。

○南野直司議長　総務部長。

○杉本総務部長　職権による換価の猶予は以前からございました。このたび申請による換価の猶予が創設されたということでございますが、これにつきまして、国会での国税庁次長の答弁の中で、申請による換価の猶予が延長と合わせて２年、職権による猶予が１年、やむを得ない理由がある場合についてはさらに１年延長で、制度上は最長４年まで延長することが可能であるということでございます。

○南野直司議長　増永議員。

○増永和起議員　制度上、最長４年の猶予が受けられるとのことですが、最長４年の猶

予制度は、今おっしゃった申請による換価の猶予と職権による換価の猶予だけでなく、納税の猶予と職権による換価の猶予、この組み合わせでも同様にできるとされています。もちろん滞納はできるだけ早期に解消するべきですが、１年、２年で終わらない場合があることが想定されているからこそ、このような制度がつくられたわけです。納税猶予制度の最長が２年であることを理由に、滞納は全て２年で解消しなくてはならないとおどす、１か月の支払い額が滞納額を２４か月で割った額以上でないと納付書を作成しないなど、いわゆる２年ルールで無理な納付を納税者に押しつけることは間違っています。納税の猶予等の取扱要領にあるとおり、個々の実情に即した適切な措置を講じることにより、納税者との信頼関係を醸成することが大切です。

国税徴収法は差し押さえのある滞納処分について定めていますが、それをどう理解するのか。国税徴収法制定の責任者である我妻栄東大名誉教授の「国税徴収法精解」には、強制力の実施は真にやむを得ない場合としています。これについてどう思うか、お答えください。

○南野直司議長　総務部長。

○杉本総務部長　差し押さえ、滞納処分については、非常に厳しい公的な権力の行使でございますから、真にやむを得ない場合の行使ということであろうかと思います。ただし、我々は、真摯に納税について、その意思を示されている方、また、納税について十分ご理解をいただいているということが前提の中で納税相談をさせていただいております。差し押さえをしています多くの場合は、督促をしてもご返答もいただけない、差し押さえして、やっと連絡が来るといったことがほとんどでございます。議員がご指摘のように、公権力の行使ですから、できるだけ避けるべきで、自主的に納付していただくことが我々の理想でございますから、これはもちろん心に留めて、親切な納税の相談については、今までも頑張っておりますけども、今後とも続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○南野直司議長　増永議員。

○増永和起議員　差し押さえの問題については、また次回、しっかり質問したいと思います。納税者の視点に立ち、市民に寄り添った対応を求め、私の質問を終わります。

○南野直司議長　増永議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午後２時４４分　休憩）

（午後３時１４分　再開）

○南野直司議長　休憩前に引き続き再開します。

一般質問を行います。藤浦議員。

（藤浦雅彦議員　登壇）

○藤浦雅彦議員　それでは、順位に従いまして一般質問させていただきます。

１番目は、市民窓口アンケートの活用についてです。

現在、市民課の１階ロビーにアンケート用紙と投函箱が設置をされています。投函箱の位置は、近年、積極的に意見を求められるように、柱の陰から見やすい場所に移動され、業務の改善に役立てられている姿勢を高く評価いたします。

そこで、初めに、アンケートのこれまでの投函数と活用方法、特に、市政に対するご意見記載欄がありますが、この記載内容の概略とその活用方法についてご答弁をお願いいたします。

次に、２番目の摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略における「公共交通の充実」に対する多くの高齢者の声についてです。

市民意識調査の結果から、摂津市は交通の利便性に不満を持つ人が比較的多いことに対して、摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標１「快適で利便性が高いまちせっつ」の構築について、②の公共交通の充実では、公共施設巡回バスと市内循環バスの乗車人数の増加目標が記載をされています。これでは交通弱者の声が届いていないとの指摘があります。私は、以前に、バス路線も全て白紙にして、ジャンボタクシーなども含めて検討を訴えましたが、数年前に現地ニーズの調査など、さまざまに検討を行ってきておられると思います。交通弱者の足の確保の問題について、本市のこれまでの取り組みと検討の経過についてご答弁をお願いいたします。

次に、３番目、保健福祉総合ビジョン２０１６の推進についてです。

本年３月に策定され、いよいよ、その計画を推進していく段階に入りました。ビジョンについては大変高く評価しておりますし、今後の取り組みに大きく期待をするところであります。

この議題は、代表質問にも触れましたが、あのときはまだ素案であったこと、また、健幸ノートもでき上がっておりませんでしたので、今回、改めて四つの重点プロジェクトの具体的な推進方法についてご答弁をお願いしたいと思います。

以上で１回目です。

○南野直司議長　答弁を求めます。市民生活部長。

（登阪市民生活部長　登壇）

○登阪市民生活部長　市民窓口アンケートの活用についてのご質問にお答えいたします。

市民課では、窓口のサービス向上を図るため、平成２０年度から窓口の待合スペースにアンケート用紙と回収箱を設置し、来庁者に対しアンケートを実施しております。平成２７年度におきましては、９２件の投書がございました。

アンケートの項目は、来庁された要件、申請用紙の見やすさ、待ち時間の長さ、職員の態度、言葉遣い、その他、市民課に対するご意見等記入欄のほか、市政全般に関するご意見の記入欄も設けております。市政に関するご意見記入欄には、必ずしも記載が多いわけではございませんが、道路の整備に関するものや商業の発展を求めるものなど、ご意見をいただいております。いただいたご意見等につきましては、市民課に関するものは窓口業務の改善に役立て、市民課以外の業務に関するものは、それぞれの案件の担当課に内容を引き継ぐようにしております。

○南野直司議長　建設部長。

（山口建設部長　登壇）

○山口建設部長　摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略における「公共交通の充実」に対する多くの高齢者の声についてのご質問にお答えいたします。

摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、平成２７年度から平成３１年度までの人口減少対策に子育て支援や地域活性化の取り組みをまとめたものであり、その中で、公共交通の充実については、公共施設巡回バス及び市内循環バスの１便当たりの平均乗車数の平成２６年度から平成３１年度に向けた数値目標を掲げているものであります。これまでも、高齢者も含めた全市民を対象にした公共交通の充実に向けた取

り組みとして、過年度において、自治連合会代表の方々や摂津市老人クラブ連合会代表の方々、バス事業者とそれぞれ懇談会を開催し、意見交換を行っております。また、約１か月にわたり、旧小学校区１２連合自治会におきまして、各校区の全自治会長を対象に懇談会を開催するなど、市内のさまざまな地域を対象に意見交換を行ってきたところであります。

そこで、市内のみを運行しております市内循環バスの運行区域内に、公共施設巡回バスと同様の委託バス運行について検討いたしましたが、市内循環バスの運行補助金と委託料の２本立てとなり、運行費用の増加が発生しますことから、まずは既存の市内循環バスの補助金の範囲内で運行を見直し、市民ニーズに応じた運行ルートをバス事業者と検討した結果、市役所を起点とした運行経路からＪＲ千里丘駅を起点としたことで利便性の向上につながっております。その後は、府道十三高槻線の道路整備や、鳥飼西地区からの要望に応じ、市内循環バス及び公共施設巡回バスの運行ルートや運行時間などを見直してまいりました。

市民意識調査の結果から、地域の環境への満足度を見ますと、平成２０年度調査から平成２７年度調査にかけて、満足している人の比率の伸びは、交通の便利さが５．７％増加しておりますことから、一定の成果が出ているものと感じられます。今後も、高齢者も含めた市民のニーズに対応できるよう、バス事業者と連携し、協力しながら、利用者の利便性向上に努めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長　保健福祉部理事。

（平井保健福祉部理事　登壇）

○平井保健福祉部理事　四つの重点プロジェクトの具体的な推進方法についてのご質問にお答え申し上げます。

摂津市保健福祉総合ビジョン２０１６では、まちぐるみでの疾病予防や健康づくりを推進する観点から、健康せっつ２１の取り組みを補強・強化し再構築を図るため、まちごと元気！推進プランを策定し、健康・医療のまちづくりを進めることとしているところでございます。

その中で、特に重点的に取り組む施策としまして、一つ目、正確な知識、知の集積、二つ目、適度な運動、三つ目、適切な栄養・食事、四つ目、たばこ対策、以上の四つの重点施策を掲げております。

まず一つ目の正確な知識、知の集積でございますが、知って得する健康情報で、市民まるごと「健康マイスター」化計画に取り組むこととしております。具体的には、仮称でございますけれども、健康づくり推進条例の制定や、本市ホームページ、広報せっつ等にて、週刊あるいは月刊の際に健康に関するコラムを記載するなど、健康情報の発信の強化を図ることにより、健康への関心を高め、健康づくりに取り組む市民、いわゆる健康マイスターを増やしてまいります。

これらの取り組みに加えまして、例えば映像による情報発信など、さらなる市民の健康への関心を高める方法につきまして、引き続き研究してまいりたいと考えております。

二つ目の適度な運動でございますが、「みんなで歩いて、月まで行こう！せっつムーンウォークプロジェクト」と題しまして、ウオーキングイベントの開催や、関西大学との連携によるスマートヘルシ倶楽部などを活用いたします。また、市民がウオーキング等をした距離を合わせまして、月までに相当する合計３８万４，４００キロ

メートルを歩くことを目指してまいります。

なお、ウオーキングイベントにつきましては、昨年度、平成２７年度より健康マイレージのポイントの付与の対象としましたことによりまして、市民の一層の参加につながっているところでございます。

三つ目の適切な栄養・食事でございますが、健幸ノートに減塩や野菜を多くとる工夫などを記載することや、市民健康教室などを通じまして、定期的に減塩や適切な栄養摂取に関する啓発を行い、栄養バランスのとれた食事を実践する市民を増やしてまいりたいと考えております。

また、国立循環器病研究センターの協力、監修のもと、食事や運動などの生活習慣病の改善を目的としました講座の開催や、食事面に重点を置いた予防指導などを行い、糖尿病の発症と重症化の予防に取り組んでまいります。

四つ目のたばこ対策でございますが、前述の、仮称でございますが、健康づくり推進条例におきまして、受動喫煙の防止の観点から、路上喫煙禁止区域の設定を行うことや、市民健康まつりなどのイベントを通しまして、たばこが健康に及ぼす影響等について啓発し、成人の喫煙率を、男性につきましては２０％以下、女性につきましては５％以下にすることを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○南野直司議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　それでは、これより一問一答式で行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、１番目の市民窓口アンケートの活用についてですが、先日、アンケートに意見を記載し、投函された市民から、その後どうなっているのか、何の反応もないのは残念だという意見を伺いました。その方は、１回目に、食堂の横に設置された灰皿が煙たいから撤去してほしいとの意見をアンケートに記載し、投函。その後、しばらくたっても何の反応もないことについて、さらにそのことを記載して再び投函されました。しかし、しばらくすると、その灰皿は１個から２個に増やされたと激怒されておりました。

先ほどのご答弁では、市民課以外の業務に関する意見は、それぞれの担当課に内容を引き継ぐようにしているとのことですが、アンケート等による市民の市政に対する意見については、できること、できないことがあると思いますが、しかし、せっかく意見を書いていただいたので、広報などで投書内容を紹介し、その対応について紹介するなど、真面目に意見を書いていただいた市民ががっかりしないように取り組むべきではないでしょうか。また、こうした意見内容は市長にも報告される仕組みが必要だと思いますが、対応についてご答弁をお願いいたします。

○南野直司議長　市民生活部長。

○登阪市民生活部長　市民課の窓口アンケートへの対応につきましてのご質問にお答えいたします。

本アンケートにおきましては、これまで、市民課窓口のサービス向上に役立てるため、市民課独自の取り組みとして行っているという認識でございました。そのため、市民課以外の業務に関するご意見等につきましては、市民課からそれぞれの担当課に引き継ぎはしておりましたが、匿名ということもございまして、その後の対応の把握までは行えていないというのが現状でございます。

今回のご指摘を踏まえまして、市民課窓口アンケートにつきましても、やはり広聴活動の一環と認識し、いただいたご意見等に対する市の考え方を市民の皆様に広くお知らせできるように、市ホームページへの掲載など、具体的に取り組んでまいりたいと考えております。

○南野直司議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　先ほど、市民からの投書、意見に対して、ホームページ等で検討していくということでしたけども、ホームページを見ることができない市民もおられることから、広報せっつに掲載をすることとか、また、アンケート集計だよりというのを毎月作成して、アンケート投書箱の付近に設置することなども検討していただきたいと思います。これは要望とします。

さて、投書といえば、徳川８代将軍徳川吉宗の目安箱のエピソードが大変有名です。目安とは訴訟のことであり、政治経済から日常の問題まで、町人や百姓などの要望や不満を人々に直訴させました。投書は住所・氏名記入式で、それのない訴状は破棄されました。箱は鍵がかけられた状態で江戸城辰ノ口の評定所前に、毎月２日、１１日、２１日の月３回設置され、回収された投書は将軍みずから検分したということでございます。このことにより、町医者の小川笙船が、江戸の貧民の窮状を訴えて施療院を建てさせることを進言し、小石川養生所の設置が実現したり、また、現在の消防団のもとになった町火消なども整備をされました。

森山市長は、さまざまな行事にこれまで参加をされ、直接市民の意見を聞かれていることと思いますが、直接、意見の言えない市民の声にも耳を傾け、敏感に対応することも必要だと思います。森山市長も同調いただけると思いますが、市長の思うところをお聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長　市長。

○森山市長　藤浦議員の質問にお答えをいたします。

時折、市民の皆さんから投書といいますか、要望書を市長宛てに直接いただくことがあります。市長就任当時は割方多かったんですが、最近はあんまりないんですけれども、電話番号の記載があったら、私はその場ですぐ電話をお返しします。住所と名前を書いて電話番号の記載がなかったら電話番号を調べるんですが、わからんかったら、通るときにちょっと寄って、留守であれば名刺を置いていく努力はしております。

できること、できないことがあるんですけど、それよりも返事を返す、これが私は大事だと思うんですね。これが結局行政に対する信頼度につながっていくと思います。そういうことで、できるだけ気をつけているんですけれども、あの投書の中には、我々が気づかないちょっとしたまちづくりのヒントが隠されているもんですから、大切にしております。

ところで、今ご指摘ございましたように、投書箱が置いてありますが、そのことの実態についてお話がございました。残念ながら投書箱の内容まで私のほうには一切上がってまいりませんので、申しわけないと思っております。今後、小ちゃな意見、大きな意見は関係なしに、せっかく投書箱にご意見を入れられた内容について、私も把握できるようにシステムをしっかり構築して、そして、どういう手段になるかわかりませんけれども、広く市民にお知らせをしていきたいと思います。

以上です。

○南野直司議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　市長におかれましては、これからも直接・間接的に市民の意見に敏感に耳を傾けていただいて、市政運営に取り組んでいただきたいということでお願いいたします。

次に、２番目の公共交通の充実についてでございます。

過去に行われた取り組みについてご答弁をいただきました。平成２４年度に公共交通整備事業として全市的な検討がなされました。路線バス、巡回バスの変更など、一定の成果もあったと思いますけれども、私の印象としては、何となく路線バスの存続が優先されたような気がしてなりません。高齢化社会が進むにつれて、足の確保の声がだんだん大きくなっていることを感じています。最近も高齢者の声を聞く機会がありましたけども、乗り合いタクシーの導入、タクシーの割引券の発行など、多くのさまざまな声をいただきました。こういう声に応えずして本市の利便性向上と魅力の創出はあり得ないと私は実感をしました。

いろいろ調べますと、大阪府内でも、堺市が平成２５年９月よりオンデマンド式乗合タクシーの実証運行を開始し、平成２６年３月より本格運転を開始されていますし、また、河内長野市では、楠ヶ丘地域で地域乗合タクシー「くすまる」が平成２３年１１月より実施されています。そのほかにもさまざまにあると思いますが、このような取り組みを踏まえて、市としてどのような認識をされているのか、また、今後検討すべき課題として受けとめておられるのかどうかについてご答弁をお願いします。

○南野直司議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　公共交通の充実に対する高齢者の声についてのご質問にお答え申し上げます。

近年、摂津市でも高齢化率が高まっております。高齢者が、通院や買い物など、自宅からの移動手段について、公共交通の充実を求める声がある点につきましては認識をいたしております。

本市の通院の支援といたしましては、６５歳以上の要支援１以上の方で、外出時の移動が車椅子によらなければならない方を対象に、外出が困難であるため必要な医療が受けられないといった状態を解消することを目的に、福祉車両で移送する高齢者移送サービス事業を実施いたしております。また、買い物の支援といたしましては、介護保険の要介護認定結果が要支援、要介護に該当する場合、ホームヘルプとして生活援助を受けることが可能となっております。

一方、民間では、市内病院による無料通院送迎バスの運行のほか、市内の一社会福祉法人が、独自事業として、６０歳以上の方と介助者を対象とした無料バスを運行されておられます。また、市内スーパーやコンビニ等における購入商品の配達や、インターネットを通じた購入商品の配達サービスが広がっております。

市といたしましては、現行制度の周知を図るとともに、民間での取り組み等を調査し、今後も引き続き高齢者の声に応える方法を研究してまいります。

○南野直司議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　先ほど、ご答弁いただきまして、高齢者移送サービスやホームヘルプサービスなど、さまざまに実際されておられることがわかりました。この交通弱者の足の確保の問題というのは、それでもまださまざまな声が出てくるということで、決して終わった問題ではなく、絶えず変化を

する問題であると思います。したがって、今後も引き続き取り組んでいかなければ、この公共交通の充実をなし遂げるということはできないと考えています。

先ほど例が挙げられましたけども、鳥飼地域での摂津いやし園循環バスとか、また、病院の送迎などもありますし、購入品の配達をするスーパーなどもあるということでございます。また、全国的な先進的な取り組みでは、地域交通協議会を立ち上げての自主運営で乗合タクシーを走らせている地域もあります。とにかく、今後は、行政だけではなくて、こういった民間事業者とか市民とか、いろんな人たちと協働で、全体でしっかりと取り組みを進めていくことが必要になってくると思います。そうすることで摂津の魅力をさらにアップすることができると考えますけども、担当課として、もう一度、そのことについてどう考えられているのか、ご答弁をお願いします。

○南野直司議長　建設部長。

○山口建設部長　公共交通の充実を図る上では、路線バスが地域住民にとって最も身近な交通機関であります。一方、人口の減少や少子・高齢化の進捗に伴いまして、地域の足を支える路線バスサービスの運営環境は一層厳しくなることが見込まれております。

そのような中、本市では、路線バスである市内循環バスへ補助金を交付し、現状維持に努めるとともに、公共施設巡回バスを委託運行し、鳥飼地域の足を支えております。また、交通空白地域につきましては、鉄軌道駅から半径１キロメートル及び路線バスからは半径３００メートルの範囲を超えた部分を交通空白地域としておりますが、市内ではほとんど交通空白地域はございません。

また、乗合タクシー等の導入につきましても検討しましたが、地域の方々が主体となることが前提でございますので、過年度において、各小学校区自治会へ声をかけ、組織の立ち上げを打診いたしましたが、声が上がらず、実現に至らなかった経緯もございます。そのため、今後も高齢者も含めた市民のニーズに対応できるよう、市内循環バス及び公共施設巡回バスを基本にして、バス事業者と連携し、協力しながら、利用者の利便性向上に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○南野直司議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　先ほど、ご答弁いただきましたけど、これまで自主運営による乗合タクシーの導入の検討なども各校区に呼びかけていただいたということでしたけども、地域から声が上がらなかったということは大変残念です。検討会に参加された住民の皆さんにこの先進的な取り組みなどの情報が十分に提供されていたのかということは、疑問に残るところですけども、近年、マスコミ等によりまして、高齢者対策として乗合タクシーなどが取り上げられて報道をされています。高齢者に十分にそういった情報提供が進んでいるということでございます。高齢化社会が進んでいく中で、交通弱者の足の確保の問題は、先ほど市内循環バスと施設巡回バスと言われました。これはこれで大事ですけども、それだけで解決したということではなくて、決して終わらない問題であることを認識していただきまして、また、問題意識を持ち続ける中で、その状況調査については定期的にやっていく必要があり、５年ごととか１０年ごとに進めていく必要があると思いますので、このことは要望とさせていただきま

す。

それから、三つ目に、保健福祉総合ビジョン２０１６の推進についてですけれども、先ほど概略についてご答弁をいただきました。しっかりと推進をしていただきたいと思います。応援をしていきたいと思います。

それぞれの取り組みを進めていくために、特に気になりました広報戦略です。答弁にもありましたけども、映像による情報発信について述べられています。例えば、保健福祉課所属の若手職員が健康施策について明るく楽しく紹介した動画を撮影して、ホームページで流すとか、また、市役所１階ロビーに備え付けられているテレビや保健センターの特定健診中のテレビで放映することを提案したいと思います。今は簡単にスマホで映像を撮ってＳＮＳにアップする時代です。このことは要望しておきたいと思います。

また、具体的な取り組みとして、（仮称）健康づくり推進条例の制定が述べられていましたが、その要旨とスケジュール等について、どのようになっているのか、ご答弁をお願いいたします。

○南野直司議長　保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事　（仮称）健康づくり推進条例の要旨及び今後のスケジュールについてのご質問にお答え申し上げます。

（仮称）健康づくり推進条例の要旨でございますが、まちぐるみで生活習慣病の予防と健康づくりを推進するための行政や市民等の役割を示すとともに、路上喫煙禁止区域の設定をはじめとする健康づくりの推進につきまして、基本的な事項を定める方向で現在検討しているところでございます。

具体的な内容につきましては、本市の健康施策の調査、審議を行う健康づくり推進協議会のご意見をお聞きし、案を取りまとめた後、議会にご審議いただきたいと考えております。

また、条例制定のスケジュールでございますが、前述の路上喫煙の関係につきましては、環境部のほうにおきましても、環境の保全及び創造に関する条例の改正において、環境美化の観点から内容を検討しているところでございますので、庁内における施策の整合性にも十分留意しつつ、今年度中の議会への上程を目指し進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○南野直司議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　（仮称）健康づくり推進条例の制定について答弁いただきましたけども、スケジュールとしては、やっぱり今年度いっぱいぐらいかかると認識をしました。

また、条例に路上喫煙禁止区域の設定のことが定められるとのことでございます。この保健福祉総合ビジョン２０１６には、路上喫煙禁止区域の設定については、目標として、平成２８年度中に１区画を設定すると記載されています。受動喫煙禁止の観点から、この路上喫煙禁止の設定の考え方はどうなっているのでしょうか。また、既に市内全域が歩きたばこ禁止となっている吹田市民が多く利用されるＪＲ千里丘駅周辺地域や健康づくりの拠点である保健センターのある阪急摂津市駅周辺地域の検討はどのようになっているのか。そして、特に子どもたちから煙を遠ざけるという観点は大変重要であります。公園やちびっこ広場について、喫煙禁止区域として設定すべきと考えますが、それぞれどのようにお考えなのか、ご答弁をお願いいたします。

○南野直司議長　保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事　路上喫煙禁止区域の設定の考え方といろいろご意見を賜りましたが、まず、子どもから煙を遠ざけることについての考え方につきましてのご質問にお答え申し上げます。

路上喫煙禁止区域につきましては、市民の健康保持及び増進の観点から、公共の場所のうち、受動喫煙を防止するため、特に必要であると認められる区域に設定することなどを現在検討しているところでございます。また、区域設定に当たりましては、医療関係者等の有識者の方々から、例えば健都については、循環器病をはじめとする生活習慣病の予防、健康づくりに関する先進的なモデル地域づくりを進めるに当たっては不可欠であるというご意見もいただいております。こうした意見を踏まえつつ、具体的な禁止区域の設定に当たりましては、市民の利用状況や周囲の環境なども総合的に勘案しまして、先ほど述べさせていただきました健康づくり推進協議会等におきまして、有識者の皆様のご意見を聞いた上で行うべきものであると考えているところでございます。

本日、議員からいただいたご提言につきましては、今後、庁内において議論を深めますとともに、前述の健康づくり推進協議会等にも報告してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○南野直司議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　区域指定に当たっては、今後検討いただけるとのことですので、議論の拡大と加速をよろしくお願いしたいと思います。

私たち公明党は、早くから健康づくりを摂津市の魅力とするように強く推進し、これまでに体操三部作の普及やフィットネスヘルシータウンせっつ、健康マイレージなど、さまざまに提案をしてまいりました。今回の総合戦略におきましても、基本目標に「健やかに暮らせるまちせっつ」と題して大きく取り上げていただいております。森山市長の健康づくりで摂津の魅力を創出することについての思いをおっしゃっていただきたいと思います。

○南野直司議長　市長。

○森山市長　藤浦議員の質問にお答えをいたします。

安全・安心と同様に、まちづくりの基本の一つは健康づくりだと思います。今年は市制施行５０周年でございます。これを機に、さらに健康づくりを前進させよう、そういう思いも込め、この摂津市保健福祉総合ビジョン２０１６を策定したところでございますが、先ほど出ておりますように、このビジョンは、既にあります健康せっつ２１を補完といいますか、補強するものでございまして、四つの重点項目が掲げられております。摂津市では健康都市宣言というのをやっておりますが、ちょうど今年は３０年目の節目に当たるわけでございます。そういうことで、時あたかも、このときにというんですか、国立循環器病研究センター、健都イノベーションパーク等々、予防医療のまちづくりがスタートしようとしております。先ほど言いました２０１６の重点項目の中に、具体的な取り組みといたしまして、先ほど申しましたように健康づくり推進条例なるものを計画いたしております。ここでは、たばこの規制について明記されておるんですけれども、たばこの規制は別に目新しいことではないかもわかりませんけれども、今までの取り組みはほとんど環境面からの取り組みだったと思い

ますが、この条例は福祉・健康づくりの面からの取り組みということで、ある意味では画期的な取り組みではないかと思います。そういうことで、これからも市民一人ひとりがいつまでも健康で生き生きと過ごせるまちづくりに、この２０１６を機としてしっかりと目を向けていきたいと思います。

以上です。

○南野直司議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　この議会が森山市長の任期としては最後の議会となります。私も１２年間、市長とともに市政に携わらせていただきました。その間、私どもの提案に対しても非常に敏感かつ柔軟な政治感覚で受けとめていただきましたことに心から感謝を申し上げます。

昨年度に策定をいたしました先ほどの保健福祉ビジョン２０１６、それから、摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略により、これより平成３１年度を目指して取り組んでいくことになります。摂津の魅力づくりもこれからが正念場と感じています。森山市長におかれましては、この計画を実行することで市民との約束を果たしていくことが必要であることを訴えさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○南野直司議長　藤浦議員の質問が終わりました。

次に、山崎議員。

（山崎雅数議員　登壇）

○山崎雅数議員　旧味舌小学校跡地利用計画に係る方針変更について伺います。

変更に至った経過、工事期間中どうなるか、今後よりよいものにしていくために、さらに検討を重ねていくのかどうかについて伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、変更に至った経過ですけれども、これは議会に示されて大きくやられているわけですけれども、まだ市民にはなかなかきちんと説明ができていないと思っていますので、その説明のあり方なども聞いていきたいと思っております。まず、この小学校の統廃合の後、味舌スポーツセンターとして開設をされました。その際に、法令等について確認を怠っていたのではないかという点についてお聞かせいただきたいと思います。

また、体育館の耐震補強工事を申請する際に、前後２回あったと思うんですけれども、第二種高層住宅地域において、多目的施設なら体育館の形態でも利用可として耐震補強工事ができるとやっていたのは、市の勝手な解釈だったのかどうか、伺いたいと思います。

体育館を耐震補強工事のみで使えるようにしようとした流れがあるんですけども、施設利用について、公共施設としてよりよく整備するというのでなくて、安上がりな方法を模索した結果ではなかったか。市民からは、耐震補強工事をするなら、小学校の体育館の形態のままではなくて、シャワールームや更衣室、舞台なども整備してほしいという要望が届いていたと思うんですけれども、シャワーはつきそうだったようですが、これまでの耐震補強工事の計画では、照明機器とか、そういった要望は入れられないということになっておりました。こういうことからも、お金はかけられないというのが前提にあったのではないか、このお考えがどうであったのか、お聞かせいただきたいと思います。この耐震補強工事が着手後であれば、こんな大幅な変更はできなかったと思いますけれども、結果オー

ライではいかないと思います。行政のあり方として、この間どうだったのか、しっかりお答えいただきたいと思います。

１回目は以上です。

○南野直司議長　答弁を求めます。市長公室長。

（乾市長公室長　登壇）

○乾市長公室長　旧味舌小学校跡地利用計画に係る方針変更についてのご質問にお答えいたします。

昨年の議会におきまして、既存校舎は、耐震性能、法的条件の視点から解体・撤去とし、体育館用地については恒久施設として残すとの市の方針をお示ししてまいりました。その後、１年ほど経過する中、待機児童問題への社会的関心が急速に高まってきており、本市におきましても、人口ビジョン、総合戦略のもと、若い世代に本市に転入いただき、そして定住いただくため、子育て支援の強化に取り組んでいるところでございます。

このような中、旧味舌小学校跡地におきましても、特に体育館、そして、正雀保育所民営事業者に係る問題など、大きく状況が異なる流れとなっております。これに加えて、安威川以北地域における待機児童問題対策も勘案した結果、小学校跡地全体のゾーニング等も含め、方針を変更するべきとの結論に至ったところでございます。

○南野直司議長　市民生活部長。

（登阪市民生活部長　登壇）

○登阪市民生活部長　旧味舌小学校体育館の利用計画に係る方針変更に至った経過についてのご質問にお答えいたします。

旧味舌小学校体育館は、今年度、耐震改修工事を行う予定としておりましたが、大阪府に耐震改修工事の建築確認申請を行う協議の中で、多目的施設におけるスポーツ利用について、今までの本市の認識と大阪府の認識との間に差があったことが明らかとなったことにより、今回の方針変更に至ったものでございます。今後は、このようなことがないように、しっかりと確認を行って計画を進めてまいります。

もともと、旧味舌小学校体育館は、市民の強い願いもあり、小学校廃校後も施設として残すというのが前提としてあり、建物として耐震が必要であったことと、市民が利用しやすい施設と考えて改修の設計を考えておりました。ご指摘のようなシャワールーム、更衣室、舞台等の内容も踏まえた多目的施設としての機能を考えた設計としておりました。

○南野直司議長　山崎議員。

○山崎雅数議員　１回目の質問は、行政としてまずいところがあったのかどうか、それを認めるか認めないか、反省があるのか、これがポイントだと思っておりましたけれども、一応、今後こういうことのないようにという答弁がありました。反省はされたのかなと。再発のないようにお願いをしたいと思います。

工事の申請のときに、内容のすり合わせ、問い合わせはしっかり行ったとも聞きました。なのに結果が違っていた。これまでの事務執行のまずいところはしっかり反省をして、市民への情報公開、市民の意見の集約にさらに努めていただきたいと思います。あと、市民の意見集約、情報公開については、また後ほどさらに伺いたいと思います。

次に、工事の期間中のこと、計画がどう進むのかについて伺いたいと思います。

まず、旧小学校の解体について伺います。昨年いただいた味舌小学校跡地の調査業務のＪＡＳの報告書、これの９ページに

アスベスト調査があるんですが、目視のみの調査です。発塵性が著しく高いとされるレベル１に相当するロックウール系の吹付材が、給食場とリフトの柱及び梁に使用されている、発塵性が高いとされるレベル２に相当する不定形保温材が、消火栓等の配管、レベル３では、石膏ボード、吸音板、スレートが各教室、音楽室、トイレ、廊下及び倉庫の天井に使われて、廊下の床には長尺シートが使われていますと報告があります。解体工事については、多大な影響を与えるものではないとしながらも、影響は皆無ではありません。レベル１について、近隣の説明等を含め、適切な点検調査等の対応が必要とされています。レベル２についても、レベル１に準じた対応が必要とされています。

また、解体撤去の工事費の見積もりも２３ページにあるんですけども、これについては、まだ調査されていませんからアスベストについては数量が不詳であり、処分費が入らないとしています。対応によっては、中身によっては多くの費用がかかるのではないでしょうか。アスベスト除去について、どう対応されていくのか、住民説明はどうされていくのか、お聞かせください。

特に、保育所を運営しながらの工事になるのか、保護者からの心配の声が上がって当然と思いますけれども、休園にされるとか、事によれば、離れた場所に仮園舎を建ててほしいとかいう声も出てもおかしくないと思いますが、対応を考えておられるのか、お聞かせください。

保育所は近隣住民や保護者の理解が非常に大切でして、これは６月１２日付の朝日デジタルの記事なんですけども、主要８２の自治体に実施した調査で、今年４月に開園予定だったのが中止・延期された認可保育所が１５自治体で４９園あった、住民からの反対、自治体に十分な説明を求める動きがあったと報じております。保育所の増設は予定どおりにいかないことが大いにあるということが示されていると思います。

次に、工事期間中の施設利用について伺います。

まず、今の状況を早く住民に説明を行うべきだと思います。体育館については、耐震補強が済んでいない建物は地震のときの避難所としては使えない、住居地域にある体育専用施設は不適格、つまり、この計画にある多目的施設の建て替え、新設できるまでは使えないということです。投票所としては第９集会所になりました。避難所はどうなるのか。せっつブルーウィングスさんが使っていた分については、正雀体育館は今いっぱいで、旧三宅スポーツセンターや味生体育館を使っておられるとのことですけれども、今でも耐震工事が終われば来年から使えると思っておられる方もいらっしゃるんじゃないでしょうか。せっつブルーウィングスの事務所もあり、困るということではないでしょうか。つまり、体育館、この多目的施設については、建て替えが終わるまで４年も５年も待ってほしい、その間、避難所としてもなくなります、使えません。住民の理解が得られるのでしょうか。お聞かせください。

この計画は議会に説明されておりますけれども、先ほど言いましたように、一般的に説明がされていないと思います。保育所の拡大計画として、これは６月７日付の産経新聞北摂版に報道がされておりますけれども、詳細はこれからというものであっても、早く広く公表すべきではないでしょうか。お聞かせください。

○南野直司議長　答弁を求めます。総務部長。

○杉本総務部長　まず、アスベストの件でございます。

味舌小学校自体ですけども、これはもう１０年ほど前になりますけども、アスベストの問題が非常に取り上げられたときにも、我々は味舌小学校の目視検査等をしております。そのときからまた国の基準等が厳しくなっておりまして、これをもって今回の解体についてどうかということであろうかと思います。先ほども議員のほうからご指摘ありましたけども、今後、解体工事の実施設計をしなくてはなりません。これに合わせてアスベストの調査を実施していきたいと思います。

アスベスト対策ということですけども、必要な場合は、もちろん、民間に対しても厳しいことを要求するのが行政ですから、それに応じて、我々も国及び大阪府の指導のもとで、解体工事においては徹底的な飛散防止措置を行う必要があるということは十分認識しております。アスベスト調査の結果、混入されていた場合については、教室を隔離し、集塵排気装置等を設置した上で、室内を負圧に保つ措置を行う等、飛散しないような対策をとってまいります。工事期間中は、敷地境界に空気測定器等を設置するなど、飛散防止に対して常時監視を行っていくことになると考えております。隣接の保育所や近隣住宅の生活環境に影響が出ないような万全な対応を図りながらということで、今後の実施設計に臨んでまいりたいと考えております。

解体工事の実施に当たっての近隣の理解とかということであったかと思いますけども、地元自治会をはじめとしまして、近隣住民の方々に施工方法やスケジュールを丁寧にご説明させていただいて、ご理解を得ていきたいと考えております。特に、隣接する保育所につきましては、解体時の騒音であったりとか、運営に影響を極力及ぼさない解体手法を検討してまいりたいと考えておりますが、これは保育所とも十分連携を図り、保護者にも安心していただけるよう十分な説明を行い、解体工事をしたいと考えております。なお、説明会につきましては、実施設計の後、施工業者等が決まり次第、速やかに行ってまいりたいと考えております。

次に、建替期間中における避難所の確保の問題でございます。耐震もできておりませんし、今の体育館を今後使用できるかといえば、これはできないというお答えになろうかと思いますので、一方で、旧味舌小学校体育館を避難所として指定した地域防災計画を我々は持っておりますから、これを変更いたさないといけないんですけども、この建て替えの期間における代替となる避難所の確保、これは必要であることは言うまでもないかと思っております。このため、味舌小学校の近隣にある民間の学校等に対して、その間の利用についての申し入れの打診を既に始めております。この中で、できる限り避難所としての確保を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○南野直司議長　市民生活部長。

○登阪市民生活部長　体育館利用についてのご質問にお答えします。

これまで味舌スポーツセンターを利用していただいておりました市民の皆様には、現在、子育て総合支援センター遊戯室、正雀体育館及び味生体育館などの他施設がございますので、かわりにご利用いただいている状態でございます。建て替えが終わる

までも、今後も同様に他の施設のご利用をお願いする形になりますので、市内の学校施設開放の体育館なども含めまして、市民の方が利用できる施設のご案内や、建て替えの時期につきまして、利用者の皆様にお知らせを丁寧に行ってまいりたいと考えております。

○南野直司議長　山崎議員、１回目の質問は各担当部長からご答弁いただきましたけども、一問一答方式で通告されておられますので。（「はい、わかりました」と山崎雅数議員呼ぶ）２回目ということでお願いします。

○山崎雅数議員　質問を絞ります。

アスベストの被害は、吸入してから肺気腫などの健康被害が出るまでには２０年かかるとされております。アスベストの量の計測ですとか工事方法の検討、解体設計についてしっかり進めることを求めたいと思います。住民、園児の健康を守る万全の体制で進めることを求めます。

それから、保育所には１５日の教育委員会でもいろいろ説明をされました。当該保育所にも、当日１５日、説明されると聞きました。そこで、１５日の教育委員会でも、送迎の自動車の施設への乗り入れ、寄りつき、不審者の侵入対策、場所や道路が接するところが変わることでの安全対策なども要望が委員会で出ていました。こういった多くの要望が、これからもたくさん取り入れられる機会を保育所建て替えについては設けられるようお願いしておきます。

それから、施設利用しておられる方の不便、避難所が当面使えないことへの不便、今、協議を進めているということでありますし、先ほどの説明でも、人間科学大学とか府営住宅と協定を結んでいるとありますけれども、先ほど言ったように、空地とかいうところでは、あそこが使えないとなるといかんともしがたいということであるならば、その説明も、この工事期間が４年、５年に及ぶというのであるならば、緊急時には、例えば工事をされている最中であっても、震災時に危険箇所では安全も図りながら避難者を受け入れることができるのではないか、シャットアウトしない措置がどこまでできるのかという説明をされないんでしょうか。その点、ほんまにこの工事期間中に地震が起きたときにどうなるかということについて説明をされないかということについてお聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長　総務部長。

○杉本総務部長　体育館につきましては、本来、耐震工事をしてということが前提ですし、それがかなわないというか、潰すことを前提で置いておくということになりますので、これにいて、我々としては使うということはできないものと考えざるを得ないと思います。ただ、雨が降っているときに、濡れるのに外で立っておきなさいということが言えるかどうかは、緊急避難の問題とはちょっと違うし、こういう公式的なところで言える問題ではないと思います。正式には、あの体育館については閉鎖をいたしましたので、今後については使えないということでお答えをさせていただきたいと思います。

○南野直司議長　山崎議員。

○山崎雅数議員　だから、その説明は住民に早くするべきだと思うんです。納得できるかどうかというのは、また別の話だと思いますけれどもね。住民不安を招かない説明、情報公開を求めていきたいと思います。

これからのことなんですけども、今まで

の議論から、現在、体育館の耐震工事を進めても使用不適格となる、これはできないから建て替える、保育園は保育需要の高まりで建て替えをするなら大型化ということで、この跡地については、えいやと計画を変更したということで、これから実現していくためにはいろいろな多くのハードルを越えなくてはいけないと思います。これからも、建築法の関係など細かい部分において、何か支障が出てこないようにしっかりやっていただきたいと思うんですが、慎重に計画を進めるとともに、後々ずさんな計画と言われないように、進捗は時々しっかりと住民にも公にも諮っていく、公開していくことを求めたいと思います。

また、先ほどの熊本の地震で空地が必要だという話も出ていました。倒壊しかかっている住宅とか、避難所に入れないでテントや車で避難生活を続けられた状況が報道されました。こういう避難場所の整備をどう進めていくのかと。私は、１２月議会でも、グラウンドというか、あの場所をどうするかという話で、避難場所、空地については、市内全体、総合的に配備を判断していくとお答えになられましたけれども、それでは正雀の避難所はどうなるのか。山田川から正雀駅側では、安威川公民館と旧味舌スポーツセンター、人間科学大学、府営住宅は協定の話をしましたけども、避難場所であるグラウンドを将来的になくしてしまう、活用用地は売却とされている、この姿勢を、これを機会に公共施設のあり方をしっかり配置を含めて見直して、売却が基本というこの方針は抜本的に改めることを求めたいと思いますけれども、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長　答弁を求めます。市長公室長。

○乾市長公室長　まず、住民の方々に十分不安のないように説明、情報提供、そういったことを一つはするべきだというご意見だと思います。その点につきましては、この議会が終わり次第、味舌地区の連合自治会の役員さんをはじめ、早急に近々にもご説明する予定をいたしております。説明の内容は、全体計画、それから今後の大まかなスケジュール、それから質疑応答ということにしておりますので、その中でいろんなご意見もいただけると思いますし、不安をお持ちの点もお聞かせいただけると思っております。そこから始めたいと考えております。

それから、旧味舌小学校の跡地の活用地の今後の取り扱いはどうなるのかというお問いだと思います。確かに以前、これまでの議会でも何度も私は、売却を基本にいろいろ検討を重ねて、最後は議会のほうで判断いただいて決めてまいりたいということを申し上げてきております。一つ、これまでと少し状況が違ってきていると感じておりますのは、平成２７年度決算の状況を見まして、少し基金がこれまで考えていた以上に膨らんできそうだということがわかってきております。そういったことから、例えば、市に、阪急連立の問題でありますとか総合体育館とか、いろんな課題といいますか、夢といいますか、そういったことを実現しなければならないということがございます。売却をする時期については、少なくとも現時点においては、これまで考えていたよりは確実に少し遠ざかったのではないかという感覚を持っているところでございます。

○南野直司議長　山崎議員。

○山崎雅数議員　方針から含めて、市民の納得の得られる行政推進を求めて質問を終わ

りたいと思います。

○南野直司議長　山崎議員の質問が終わりました。

次に、上村議員。

（上村高義議員　登壇）

○上村高義議員　それでは、順位に従いまして一般質問させていただきます。

まず１点目、自転車安全運転の推進についてであります。

今議会に自転車安全利用倫理条例の一部を改正する条例案が提出されておりますが、改正内容は、大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例制定内容に合わせ、自転車利用者に対しての保険義務化を市条例にも反映してのことで、このことにつきましては、建設常任委員会に付託され、審査が終了しておりますが、私は、このことに関連して、以下の３点について質問させていただきます。

まず１点目は、自転車通行帯の整備推進についてであります。

自転車通行帯整備については、過去、何度か私も質問しておりますが、そのときの答弁は、整備は非常に難しいとのことでありましたが、先般、モノレール南摂津駅前のはなみずき通りに、摂津市で初めて青色の自転車通行帯が整備されました。大いに評価しておりますが、そこで、今後、市の認定道路約２００キロメートルについて、このような自転車の通行帯を順次整備していくのかのお考えをお聞かせください。

次に、自転車安全運転指導者講習会の推進についてであります。

昨年、私は、自転車安全教育指導員の認定制度について提案させていただきましたが、その後、この制度を利用したのかをお聞かせください。

３点目、職員の自転車保険加入についてでありますが、職員が率先して加入すべきと思いますが、どのような対応をされているのか、お聞かせください。

次に、２番目、摂津市の財政課題と行政課題についてお尋ねします。

初めに、摂津市を取り巻く状況についてでありますが、現在、全国的に人口減少と急激な少子・高齢化が進み、本市においても社会保障を支える現役世代の比率が相対的に低下する一方、高齢者人口比率は今後も上昇を続け、これらの対応が喫緊の課題であります。このような中、本年３月、摂津市人口ビジョンと摂津市版総合戦略を策定され、「快適で利便性の高いまちせっつ」をはじめ四つの基本目標を掲げ、「安心と活力があしたへつながるまちせっつ」を目指すべく、将来の方向性を定め、改訂版総合計画とともに施策の推進に努められていることと思います。

しかしながら、今後、さらに生産年齢人口比率の減少、そして高齢者人口比率の急激な増加が進み、詰まるところ、財政規模が縮小する一方で、社会保障や医療といった経費の増加にしっかり対応していかなければならないという矛盾に満ちて、極めて難しい局面を迎えようとしております。このような大変厳しい状況にあることを確認しつつ、現在、第５次行政改革に取り組んでおりますが、この実施計画において、中長期的な財政基盤の確立と、これからの行政を担う人材の育成を柱とするという基本理念が示されておりますが、この中長期的な財政基盤を確立させるための課題について、どのように認識されているのか、まずお伺いします。

また、このような状況下において、総合計画をはじめ、総合戦略、各分野別計画で示されている幾多の政策・施策の中で、今

後、特にプライオリティーを上げてでも取り組むべき課題について、どのように認識されているのかをお伺いします。

また、人材育成の面において、みずから前例をつくる職員の育成を目指すとのことですが、そのために今何が一番課題となっているのかについて、どのように認識されているのかをお伺いします。

以上で１回目の質問とさせていただきます。

○南野直司議長　答弁を求めます。建設部長。

（山口建設部長　登壇）

○山口建設部長　自転車安全運転の推進についてのまず１点目、自転車通行帯の整備推進についてのご質問にお答えいたします。

自転車に関する通行帯につきましては、車道と構造的に分離した自転車道や道路標識等で視覚的に区分した自転車専用通行帯を、道路交通法により規制し、整備するほか、自転車が車道内で混在することを注意喚起するため、路肩や停車帯内に青色に着色した帯状の路面標示（ピクトグラム等）を設置し、道路交通法の規定外となる自転車レーンを整備するなどの形態があります。摂津警察署からは、道路交通法により規制する整備については、公安委員会の指定が必要でありますが、現在のところ、そのような計画はないと伺っております。

大阪府では、自転車の通行空間の整備を、道路管理者による法定外表示として、現況道路内において混在型である自転車レーンを整備する方針を出しております。そのようなことから、本市においても、同様の整備方法により、昨年、モノレール南摂津駅のはなみずき通りに道路管理者による自転車レーンとして整備したものであり、自転車利用環境の改善、自転車利用者の交通ルールの遵守を基本として、大阪府警察本部との協議のもと設置したものであります。

今後は、費用対効果としては、まずは鉄道駅周辺における自転車レーンの整備が効果的と考えております。しかし、本市の鉄道駅周辺の道路は未整備区間が多いことから、道路整備完成後に設置してまいりたいと考えております。

次に、自転車安全運転指導者講習会の推進についてのご質問にお答えいたします。

自転車安全教育指導員の認定制度につきましては、本市から一般財団法人大阪府交通安全協会へ講習会の開催依頼し、当協会の指導員により指導することであるため、指導員の日程や参加者の募集等の調整及び市内における模擬試験コースを確保できる会場の予約等の調整が必要であります。昨年は、改正道路交通法により自転車の安全講習が義務化となったことの反響から、講習制度への予約が非常に多い中、調整をして８月と１１月の２回実施しております。

最後に、職員の自転車保険加入促進についてのご質問にお答えいたします。

職員の加入促進につきましては、平成２８年５月１２日付で、人事課と道路交通課の連名にて、所属長を通じて臨時職員及び非常勤職員も含め全職員へ通知しているところであります。

以上でございます。

○南野直司議長　総務部長。

（杉本総務部長　登壇）

○杉本総務部長　中長期的な財政基盤の確立と施策の優先順位づけなどの認識についてのご質問にお答えいたします。

本市の財政状況は、平成２７年度決算見込みで約１４６億円と、過去最大の主要基金残高を確保する見込みであるものの、一

方で、標準財政規模の３倍強の約６１０億円の市債残高を抱えている状況であります。また、歳入の根幹となる市税収入は、国の税制改正や景気による浮き沈みが大きく、今後も増加する社会保障関連経費や公共施設の更新等の維持補修費などの経常的な施策の安定財源とは捉えがたいものとなっております。

しかし、本市が目指す将来像の実現に向け、今後も時代のニーズに応じた市民サービスを安定的に提供していかなければなりません。そのためには、中長期的な視点でのより強固な財政基盤の確立、総合計画の基本認識を踏まえた各種施策を着実に推進するとともに、これからの行政を担うみずから前例をつくる職員の育成を重要課題として捉えているところでございます。

○南野直司議長　上村議員。

○上村高義議員　それでは、２回目、これからは一問一答方式で行いたいと思います。

まず、１番目の自転車の安全運転利用についてでございますけども、１の（１）と１の（３）については要望にしておきたいと思いますけども、まず、１の（１）ですけど、東一津屋に自転車専用レーンができて、非常に評価しております。ただ、今、答弁があったように、鉄道駅周辺に向けての新しい道路をつくる場合には、ちゃんと自転車レーンをつくっていきたいというのはあったんですけども、先般、千里丘新町がまちびらきして、千里丘から千里丘新町を抜けて岸辺の駅へ向かうきれいな道路ができたんですけども、そこには自転車通行レーンがないということでありますので、摂津市が自転車の安全利用倫理条例を他市に先駆けてつくったこともあって、やっぱりそういうことには気を配って、そういう都市計画をつくるときは、今後はやっていただきたいということを要望しておきます。

あと、職員の保険加入につきましては、やっぱり職員みずからが率先して保険に加入するように。私も、実は帰って調べたらちゃんと入っていました。我々は身をもって示すべきだということで、職員についてもそのことを要望しておきます。

二つ目の安全運転指導者講習会のことですけれども、具体的には２回だったんですけれども、その２回の中身について、再度答弁を求めたいと思います。

○南野直司議長　建設部長。

○山口建設部長　自転車安全運転指導者講習会の開催につきまして、まず１回目は、教育委員会の協力のもと、学校関係者の方々３１名の参加のもと実施しております。また、２回目につきましては、摂津市交通安全推進協議会の参加団体に声をかけまして、２１名の参加者がおられました。講習会に参加して一定の基準を満たした受講者に、指導員として認定書及び指導員バッジを交付しております。この認定書は、５年後の更新時期までに講習者が自転車の安全利用に携わった証明書類を提出することで継続するものであります。登録の有効期限満了による更新手続きをしなかったとき、もしくは、過去５年間、活動実績がないときは、登録を取り消すことになります。そのため、現時点で、追跡調査はしておりませんが、更新されているとかは今後把握できるものと思っております。

以上でございます。

○南野直司議長　上村議員。

○上村高義議員　１回目が３１名で２回目が２１名、トータル５２名がその講習を受けられたということで、以前は２名が摂津市でおられたと思うんですけども、これが

今、５２名増えて５４名ということになります。今後もやっぱりこういう取り組みをするべきだと思うんですけども、今後についてはどういう考えなのか、その点をお聞かせください。

○南野直司議長　建設部長。

○山口建設部長　講習会の実施につきましては、継続していくことが一番大切と考えております。そのため、参加希望者が一定確保できれば、協会の方へ講習の依頼を実施していきたいと考えております。また、自転車安全利用倫理条例により新たに雇用している交通安全指導員の方を活用しまして、より多くの市民の方へ啓発できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○南野直司議長　上村議員。

○上村高義議員　４回目は要望にしておきますけれども、実は、東一津屋に自転車専用レーンができて、自転車を運転している人がちゃんとそこを走っているかどうかを見ていたら、やっぱり歩道を走っているんですよ。せっかくできても、そこを走っていない人が多いので、やっぱりこういう指導講習を受けた人、専門的知識を持った人が、これからの交通安全運動週間等々にそういった啓発活動をするということが必要ではないかと思っていますので、まずそういう指導資格を持った人を増やすということで、次は、その人たちが街頭に出てちゃんと指導していただく、あるいは団体に帰ってみんなに説明していくということもちゃんとフォロー、ウオッチしながら、今後、摂津市の自転車安全運転について取り組んでいただきますよう要望しておきます。

次に、財政問題、行政問題ですけれども、今、ばくっと答えていただきましたけども、まず、中長期的な財政基盤の確立について、今後、具体的にどういうことに取り組んでいくのか、お聞かせください。

○南野直司議長　総務部長。

○杉本総務部長　本市の現在の財政の弾力性を示す経常収支比率でございますが、おおむね１００前後を推移してきております。これは経常的な収入で経常的な支出が賄えない状態で、投資的な支出や市単独施策の支出に財源を配分することが難しい状況にあるということになろうかと思います。また、市全体の標準財政規模でございますが、ピーク時は約２１５億円の規模を超えておりましたが、現在では約１８３億円と財政規模が縮小しております。これは何を意味するかと申しますと、少しの財政支出の赤字が命取りになるような、底の浅い財政状況になっていると考えられると思います。

このような中ですので、中長期的な財政基盤の確立に向けて取り組んでまいらなければなりませんが、現在取り組んでおりますのが、歳入の確保としましては、受益者負担の適正化、収納率の向上、市有財産の活用等でございます。また、市債につきましては、起債に当たっては、交付税などの財源措置に配慮するなど後年度負担の削減を行い、さらに、繰上償還による金利負担の軽減と市債残高の削減を図っております。そのほかにも、公共サービスの担い手の最適化、扶助費や補助金をはじめとする事務事業の見直しにも取り組んできておるところでございます。

今後は、次の世代を担う子どもたちに多大な負担を残さないためにも、現在の主要基金残高が過去最大になった要因が、土地売払収入など臨時的な収入が主要な要因であることを強く認識いたしまして、臨時的

な収入に頼らない財政構造に変えていくことが急務であると考えております。そのためには、公共施設を量から規模と機能の視点での適正配置を図り、これまでの歳出歳入両面にわたる行財政改革を継続的に推し進め、行革で生んだ財源を新たな市民サービスへ充当する、そして、限られた財源で最大の効果を上げるということを考えなければなりませんし、１回目のご質問の中でありました施策のプライオリティーといったものについても十分吟味をいたしまして、施策の集中と選択、これを十分考えた上で施策を展開してまいりたいと考えております。

○南野直司議長　上村議員。

○上村高義議員　わかりました。いろんな課題がある中で、これからやっぱり集中と選択で取り組むんだということであります。また、一方、職員数が９００名から６００名体制になって、非常に職員数が減少していく中で、やはり縦割り組織だけでは通用しないので、連携というものが非常に重要になってくると思うんですけども、今後、組織の連携、人の連携等々について、どう取り組んでいくのか、その仕組みづくりについて一度お聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長　市長公室長。

○乾市長公室長　職員数は、平成７年度の９０４名をピークに、この２０年ほどの間に６３０名程度まで減少させ、大幅な人件費の削減を実現してまいりました。しかしながら、高齢化の進展や事務移譲の拡大等、本市を取り巻く行財政環境は非常に厳しいものがあるというのも事実であり、さらなる職員の削減がまた必要になってくるのではないかと考えております。現状のさまざまな行政課題、財政課題へ対応していくためには、人、物、金を効果的かつ効率的に動かしていく必要がございます。そのためには、各部・各課が組織の垣根を越えて連携し、一人で二役、三役の働きをしながら戦略的に課題対応に当たる必要もございます。

そのための仕組みづくりでございますが、今年度、庁議を頂点とする政策形成意思調整会議の運用スキームについて見直しを図ったところでございます。内容につきましては、各部に部全体の庶務を担当する課を位置付け、その課長を政策推進会議の委員とし、会議を不定期から定期開催とし、各部門の行政課題や施策を全庁で共有する機会といたしました。また、庶務担当課長が中心となって各部の課長会を活性化させ、政策推進会議との連携を強化したところでございます。これは、全管理職が他部門の動きをより早く理解することで、スムーズな連携の実現を図ろうとしているものでございます。今後についても、まずは全管理職が他部門の課題や施策についての動きを把握、共有することから始め、常にアンテナを張り、市全体の動きに敏感になれる職員、そして組織を醸成していく必要があると考えているところでございます。

○南野直司議長　上村議員。

○上村高義議員　３回目ですけども、課題を選択と集中で取り組むんだということと、ここに１３名の部長がおられますけども、１３名の部長が各部と連携していろんな課題に取り組むということであります。

そこでやっぱり問題になってきますのは、それを実践する個々人の能力をどう育成していくかということにかかってくると思いますけども、第５次行革の中でみずから前例をつくる職員を目指すということで掲げておりますけども、実際に職員の育成

についてはどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○南野直司議長　市長公室長。

○乾市長公室長　みずから前例をつくる職員と申しますのは、仕事を組み立てる力、挑戦する力、行動する力を備えた職員であると考えており、そのイメージは、仕事を組織全体の目で見ることのできる職員で、うちの課の仕事ではないではなくて、その仕事はうちの課でやる、そういった気概を持った職員であると考えております。

　職員育成のための取り組みということですが、新しい人材育成実施計画に位置付けておりますが、広い視野と柔軟な思考を身につける研修として、積極的に人事交流や派遣研修を実施することとしており、民間社員との合同研修への参加や、先進自治体へ職員を派遣し、ベンチマーキング的に学ぶ姿勢を醸成するなどに取り組んでおります。また、チャレンジ精神やモチベーションを駆り立てる制度の確立として、全職員への人事評価制度の導入、職員表彰制度の拡充、人事異動に係る自己申告やチャレンジ制度の活用に取り組んでいるところでございます。まずは組織を構成する職員個々の育成に力を入れ、次に、組織風土として醸成されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○南野直司議長　上村議員。

○上村高義議員　今、いろんな課題があるんだと、それにプライオリティーをつけて、優先順位をつけて選択と集中して取り組む、そして、各部が連携して垣根を越えて取り組む、そして、個々については、みずから前例をつくる職員像を目指してこれから取り組んでいくということでありました。そういった意味で、森山市長が掲げる政策を実行する実行部隊の市長公室長として、やっぱり今後の課題として摂津市をどういう形で進めていくのかということと、職員に対して、やっぱり私が率先してやっていくんだという思いがあると思いますけども、そういったことも含めて、実行部隊の長として市長公室長がどう考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長　市長公室長。

○乾市長公室長　摂津市は今後どうあるべきなのかとか、あるいは、今後の摂津市にとって何が大切か、摂津市の生きる道についてどうなのかということを総括的に聞かれているのかと思いますけども、ご承知のとおり、本市の弱点は、財政的にも人材の面でもスケールメリットがないこと、言いかえれば、非常に懐の浅いものであるということでございます。だからこそ、今後の摂津市にとって最も大切なことは、本市を健全な状態で子の世代、孫の世代へと大切に引き継いでいくことであると考えております。

　また、人口減少社会を迎える中、どの自治体も生産年齢層、特に子育て世代の定住促進施策に力を注いでおられます。自治体同士が人、物、金を競い合う都市間競争の中で、今後も発展を続けるには、何よりも子育て支援と教育の充実、そして、大阪市に隣接するという地の利を生かした転入促進策に一層注力する必要があると考えております。

　また、人材についてでございますが、組織は人なりと言われるように、職員一人ひとりの資質、能力によって組織は大きく左右されます。それゆえ、組織の財産である人材に一層磨きをかけるとともに、２０２５年問題による社会保障費の急増、老朽化した公共施設の更新問題など、避けようの

ない難問に危機感を持ちながら職務に邁進することが全職員に求められているところでございます。職員が漫然と仕事をしているようでは、たちまち本市は負け組になってしまうと思っております。危機感を持って前例にとらわれず果敢にチャレンジし続ける職員、これこそが本市を背負って立つ人材に求められる気質であると考えております。

また、少数精鋭で多くの専門的な業務に対応し、質の高いサービスを提供するためには、それぞれの職員が持てる能力をフルに発揮するだけでなく、それらが有効に連携し合い、相乗効果を発揮する必要があると考えます。そういった意味から、自分の仕事だけでなく、市政全体を見渡す広い視野、そして高いコミュニケーション能力も当然求められる資質でございます。組織が存続できるかどうかは人材にかかっております。優秀な人材こそ最大の財産という認識のもと、これからの摂津市を背負って立つ人材の育成に全力で努めてまいりたいと考えているところでございます。

○南野直司議長　上村議員。

○上村高義議員　最後になりますけども、第５次行革に書かれていることを私は具体的に質問したんですけども、やっぱり第５次行革を完遂させるということが大事でありまして、そのリーダーシップを森山市長がとっていただくということで、今、事務方のトップの市長公室長が、そういう形で取り組んでいくということで答弁がありました。皆さんが一致団結して、第５次行革完遂に向けて森山市長を先頭に取り組んでいただきたいということを申し上げまして私の質問を終わります。（発言終了のブザー音鳴る）

○南野直司議長　上村議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

（午後４時４３分　延会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長　　南　野　直　司

摂津市議会議員　　安　藤　　薫

摂津市議会議員　　野　口　　博

摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

平成２８年６月２４日

（第３日）

平成２８年第２回摂津市議会定例会継続会会議録

平成２８年　６月２４日（金曜日）
午前　９時５９分　開　議
摂　津　市　議　会　議　場

１　出席議員　（２１名）

１番	上村高義	２番	木村勝彦
３番	安藤　薫	４番	野口　博
５番	福住礼子	６番	藤浦雅彦
７番	村上英明	８番	三好義治
９番	東　久美子	１０番	中川嘉彦
１１番	増永和起	１２番	弘　豊
１３番	山崎雅数	１４番	水谷　毅
１５番	南野直司	１６番	嶋野浩一朗
１７番	市来賢太郎	１８番	野原　修
１９番	森西　正	２０番	渡辺慎吾
２１番	大澤千恵子		

１　欠席議員　（０名）

１　地方自治法第１２１条による出席者

市長	森山一正	教育長	箸尾谷知也
市長公室長	乾　富治	総務部長	杉本正彦
市民生活部長	登阪　弘	環境部長	北野人士
保健福祉部長	堤　守	保健福祉部理事	平井貴志
建設部長	山口　繁	上下水道部長	山口　猛
上下水道部理事	石川裕司	教育委員会教育総務部長	山本和憲
教育委員会次世代育成部長	前馬晋策	監査委員・選挙管理委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局長	井口久和
消防長	樋上繁昭		

１　出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	事務局参事兼局次長	橋本英樹

１ 議　事　日　程

1,			一般質問 渡　辺　慎　吾　議員 安　藤　　薫　議員 野　口　　博　議員 森　西　　正　議員 中　川　嘉　彦　議員 木　村　勝　彦　議員
2,	議　　案	第　４９号	平成２８年度摂津市一般会計補正予算（第１号）
	議　　案	第　５０号	平成２８年度摂津市水道事業会計補正予算（第１号）
	議　　案	第　５１号	平成２８年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
	議　　案	第　５２号	平成２８年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第１号）
	議　　案	第　５３号	財産の交換の件
	議　　案	第　５４号	指定管理者指定の件（摂津市立別府コミュニティセンター）
	議　　案	第　５５号	摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　　案	第　５６号	摂津市立集会所条例の一部を改正する条例制定の件
	議　　案	第　５７号	摂津市自転車安全利用倫理条例の一部を改正する条例制定の件
	議　　案	第　５８号	摂津市千里丘新町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件
3,	議会議案	第　　７号	核兵器廃絶に向けた具体的行動を求める意見書の件
	議会議案	第　　８号	奨学金制度の充実等を求める意見書の件
	議会議案	第　　９号	骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書の件
	議会議案	第　１０号	次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の件
	議会議案	第　１１号	食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書の件
	議会議案	第　１２号	待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書の件

---

１ 本日の会議に付した事件
　日程１から日程３まで

（午前９時５９分　開議）

○南野直司議長　ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、福住議員及び藤浦議員を指名します。

日程１、一般質問を行います。

順次質問を許可します。渡辺議員。

（渡辺慎吾議員　登壇）

○渡辺慎吾議員　それでは、一般質問させていただきます。

まず初めに、摂津市体育協会についてであります。

体育協会については、規約条文に「市民体育の向上と精神を養うことを目的とする」とあります。私が所属しております剣道協会は、今年３月をもって体育協会を脱会いたしました。脱会に関しては、剣道協会理事会においてさまざまな議論をいたしましたが、その一番の理由は、剣道協会にとって明確なメリットがないということであります。過去、我々剣道協会が行う市内のさまざまな行事に、体育協会という組織が運営に携わったことはなく、剣道協会独自で全てをとり行ってまいりました。また、２か月に一度の評議員会も、ほとんど報告事項で、積極的に議論するような場ではないと思われました。我々剣道協会にとって、体育協会は有名無実な存在と受けとめざるを得ません。

今回、脱会したことにより、本年度行われる市長杯に関して、剣道協会を排除しようとした動きに関しても、報復的処置であり、理不尽な行動と思われます。市職員が体育協会の会長の命で排除に加担したことに、我々剣道協会は激しい怒りを感じます。その行為は、条文にある「市民体育の向上と精神を養うことを目的とする」とは真逆であるとともに、市長杯は体育協会杯とは全然違う意味合いの大会にもかかわらず、なぜそのような傍若無人なことになったのか、所管する行政としてお尋ねしたいと思います。

また、委託している行政が事務的な作業をしているのは、委託をした意味がないと思われます。委託する限りは、また委託金を払っている以上、事務作業全てを体育協会サイドで行うべきであり、市職員が細部にわたり携わっていることは委託の意味がないと思われます。

また、会計処理に不明瞭な点が多々あります。厚生費の使い道や、目的もないのに基金の積み上げをしていることに疑問を感じます。その件についても併せてお尋ねしたいと思います。

次に、わいわいガヤガヤ祭についてであります。

先日、摂津市施行５０周年の記念事業の一つとして、わいわいガヤガヤ祭が開催されました。冠事業として過去最大の参加人員と聞いております。記念事業であり、私も毎年参加させていただいておりますので、今回も参加するつもりで受付に行きましたが、受付名簿に私の名前がなく、議員として、公党の支部幹事長として、また、会派の幹事長として非常に困惑をいたしました。記念事業である限りは、行政もさまざまに関与していると思いますが、なぜ名簿に名前がなかったのか、お尋ねしたいと思います。

また、来賓席に実行委員長が市長とともに在席されていたので、その旨を尋ねましたところ、「あなたが議会で騒いでいるからと違うか」と発言されました。その発言は許しがたい発言であり、議会人に対しての冒瀆であり、議会制民主主義に対しての挑戦であり、言語道断な発言であります。

市長は、その横におられましたが、そのことについてたしなめることもなく、すぐにその場で発言の撤回を示唆する必要があるのに、無言で通されたことは、この発言を肯定したことと私は受けとめました。このわいわいガヤガヤ祭の来賓席から、その旨を受けとめ、退場いたしました。このことに関して市長の見解を求めます。

これで１回目の質問を終わります。

○南野直司議長　答弁を求めます。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　渡辺議員の質問にお答えをいたします。

体育協会のことについてのご指摘でございますが、体育協会の役割といいますのは、今おっしゃったようにいろいろございますけれども、これは、日本体育協会を中心としたスポーツ会の組織として、国民一人ひとりがスポーツ文化を享受する生涯スポーツ社会の実現を目指すため、他の団体と連携・協力しながら、生涯スポーツの普及・振興、そして競技力の向上を目指すという役割を担っております。これはご指摘のとおりです。具体的には、三島地区や大阪府の総合体育大会開催におきましても、他市の体育協会等々と連携して、市民がスポーツに親しむ機会の充実、競技力の向上を図るに当たり、大きな役割を担っていると考えております。

本市におきましては、現在、１８のスポーツ愛好団体が加盟しておられます。市と協働して、各種のスポーツ大会やスポーツ教室の開催に携わり、市民がスポーツに親しむ機会の充実を図るという役割を担っていただいております。

そこで、今ご指摘の市長杯における取り扱いのことについてでございますが、毎年、市長杯がございます。体育協会にその運営を委託いたしております。市長杯は、体育協会に加入していようとしていなくても、誰でもが参加できる大会でございます。だから、体育協会が委託を受けた以上、全ての運営に携わっていただくことになっております。

そんな中、今ご指摘のように、プログラム、冊子に名簿が載っていなかったということについては遺憾なことでございまして、これは不適切な対応でございます。ご指摘のとおりでございます。

それから、決算についてのお話でございましたけれども、まだ今年のものは予算しか出てませんけれども、毎年の委託費等々についての決算状況等々については、規定に基づいて報告を受け、事務的に担当課できちっと精算をしておると聞いております。

委託のあり方、市の職員のあり方についてもご指摘がございました。摂津市は、この体育協会の役割に基づいて、そして、体育協会にスポーツにかかわるいろんな行事のお願いをしておるところでございますけれども、平成１７年度までは、事務作業、それから運営、全て委託として体育協会にお願いをしておりました。平成１７年、第３次の行財政改革の折に補助金のカットというのがございましたけれども、体育協会におきましても、事務事業に携わる人件費の部分はカットいたしました。以来、運営は体育協会、そして、事務作業等々については事務局を預かる市が携わっておりました。だから、全部任すべきと言われた話は、その辺は平成１７年から変更になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、わいわいガヤガヤ祭ですけれども、摂津市には行事がいろいろたくさん

ありますけれども、自分たちで立ち上げて、企画、運営、準備、進行、民間で全てやる、いわゆる文字どおり手づくり文化ですね。わいわいガヤガヤ祭は摂津市の言う協働の代表的な取り組みの一つだと私は思っております。そういう意味では、皆さん、関係者が集われて、安威川以南ににぎわいをつくろうということで、淀川のほとりで始められた行事でございます。今年で５回目ですかね。そういう行事でありますだけに、当日、今おっしゃった受付事務において不手際があったことについては残念なことでございます。私どもは、摂津の手づくり文化、民間主導の協働の手本として育ったこの事業ということで、審査会において判定の上、５０周年の事業として資金、補助金を出すことにいたしました。運営については、その団体が自主的に運営していただくという決まりになっております。ただ、受付事務において団体のほうで不手際があったことについては、その団体に対して、行政としてしっかりと、せっかくの行事でありますから、今後ないようにと申し入れをしたところでございます。

以上、私からの第１回目の答弁といたします。（「答弁漏れしとるやん」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

先ほど、当日の実行委員長とのやりとりの話がございましたけれども、私は来賓席に座っておりました。その隣に実行委員長がおられました。斜め後ろに議員がおられました。何かお話をされていることはわかります。でも、ご案内のとおり、前でちんどん屋の鐘と太鼓、向こうでは吹奏楽部の準備等々、そっちのほうに私は集中しておりますから、会話の内容まで全く承知いたしておりません。で、紹介のときにおられなかったので、何でかなとそのとき思った、それ以上でもそれ以下でもありません。

以上でございます。

○南野直司議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　まず、体育協会の件ですけど、非常に我々剣道協会としては不愉快な思いをしたわけですね。当然、鳥飼体育館を市長杯としてとっていただいていると思っとったわけです。剣道協会としても、市長杯は鳥飼体育館でやりますということで、保護者、一般の人らに通達をしとるわけです。それが、あけてみたら、市長杯の名簿にも剣道協会がないわ、体育館もとられてなかったんですよ。そんなことで、たまたまその体育館で働いている方が剣道協会の関係者やったからそのことがわかったものの、もしそれを知らんと大会が実行されて、現実にそこの会場へ行ったら、ほかの団体がその会場を使っとったらどういうことになるかということです。その後、昼からは子どもたちの剣道大会もやる予定にしておりましたので、ほんなら、子どもたち、保護者に対し非常に迷惑がかかるような状況やった。体育協会を抜けたからそういうことをするというのは、当然、体協杯と市長杯は別のもんだというのはわかっとるわけであって、そういうことを平然とやられる体育協会、会長の命を受けて市の職員が動いたという形なんですけど、それは考えられん行為ですわ。さっきも市長は言うてはりましたね。多くの市民に参加してもうて、スポーツの楽しさ、喜びをしっかりと受けとめたというように、あなたはやると言うたじゃないですか。それがそのようなことになって、市の職員は市の上司の指示のもとに動かなあかんのに、何で体育協会の会長のもとにそういう形で動いたのか、非常に私は憤りを感じるわけですよ。

こういう傲慢さが体育協会にある。これは、体育協会の会長も市長と非常に親しい間柄やと私も聞いていますし、そのようなことがまかり通るんやったら、体育協会の存在自体が、先ほど言いましたけど、これはやっぱり私らは意味合いを考えなあかん。

それと、次に会計処理ですわ。うちの大澤副議長が、以前から文教常任委員会等で、まだ管轄がそちらにあったわけですから、この会計処理に関して指摘していました。領収書の判子はないわ、さまざまな報告書類、それから団体の規約が、その当時は剣道協会も入っとったので１９ある中で、規約をいただいとる団体は九つしかないと。体育協会に入るには、きちっとした規約を提出して入るということで、市長は体協の会長をやってたじゃないですか。そういうずさんな処理をやったり、それから、一番問題なのが、厚生費というのが出てきた。これは、体育協会の構成員が年間２万円の分担金を払いますよね。そのうち１万円は体協の本会計に入れる。あとの１万円は厚生費のほうに回す。市長、厚生費は今幾らあると思っていますか。３００万円あるんですよ。それ以前まで基金という形になっとったんです。その基金というのは、何らかの目的があってこそ基金であるのに、全く目的もないのに基金を積み上げてきとった。

それと、もう一つおかしいのは、研修という名のもとで毎年忘年会をやるんですね。その費用の一部に充てとったわけです。私は体協にいて評議員でおったとき、そんなこと説明を受けたことない。飲み食いに使っとったわけです。私は、そのことに関して、領収書を持ってこいと言ったら、事務局にないと言うわけです。

それと、昨年度、その研修という名の忘年会、そのときは剣道協会がまだ入っていましたから、１９ある団体の中の六つしか参加してない。そしたら、例えばそういう飲み食いに使うお金は、ほかの団体の方々は受けられんわけですよ。勝手にその６団体が使っているということになるわけでしょう。そのようなことが現実にあるわけですよ。その３００万円の基金は一体どこに行くのか。それから、飲み食いに使うって、最近、舛添さんでいろいろ東京都でも問題になっていますけど、そのような使い方をされとるということに関して、過去からずっとあるんやったら、市長、あなたも体育協会の会長やったときからそういうことがあったのかどうか。何で忘年会を研修と言うねん。あそこで誰か講師を呼んでやりましたか。串かつ食べるのが研修ですか。チューハイ飲むのが研修ですか。それは、あなたが会長をやっていた時代から、たしかずっとあったはずですよ。その点についてもお聞きしたいと思います。

それから……。

○南野直司議長　渡辺議員、一旦質問を終わっていただきまして、２回目の質問になりますので、一問一答方式で。（「はい、わかりました」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

まず、整理だけさせていただきたいと思うんですけども、会計処理についてお聞きになられていますので、そのご答弁を。市民生活部長。

○登阪市民生活部長　渡辺議員の２回目のご質問にお答えいたします。

まず、現在、１８の団体が加盟されておりますけども、その規約が事務局を担当しております文化スポーツ課のほうの手元に、全部がそろっていないという状況がございます。これは団体を運営していく上で

の基本的な情報だと思っております。そういった情報が事務局の手元にないということにつきまして、やはり事務処理のあり方としてきちんとできていないという現状があるかと思いますので、この点については改めてまいりたいと考えております。

それから、２点目の厚生費のことでございますが、これまで、この厚生費の扱いにつきましては、特別会計という形で処理をされておりまして、その使途につきましても、出されております予算書、決算書の中では明確な使い道等が明らかにされていないということがございました。したがいまして、平成２８年度からは、名前を厚生費基金と改めまして、その中から一般会計のほうへ繰り入れをさせていただきまして、使途を明らかにする形で、一定の改善はされておりますけれども、今ご指摘があったように、もともとそういったものが基金としてなじむのか、あるいはその金額について妥当なのか、このあたりについてはいろいろ課題があるかと思っておりますので、これにつきましても、また今後、体育協会ともいろいろ協議をしながら、助言できる部分については助言をしてまいりたいと考えております。

それから、研修費のことにつきましても、研修費という名目になっておりますけれども、現実的には飲食に使われているという実態を指摘されております。やはり研修費用という形で予算計上している以上は、その予算計上どおりの目的に使われるべきだと考えております。ただ、その飲食に当たりましても、基本的には自己負担を求められてはおりますけれども、一部、協会の会費から出ている部分がございます。協会の会費につきましては、市の補助金、それから、特に連盟さんの先ほどおっしゃられました負担金、そういったものを中心に運営されておりますので、こういったことについてはやはりいろいろ課題があるのではないかと思っておりますし、また、市のほうも、そういった意味で、平成２８年度から、市の補助金につきましても、団体補助ではなくて、体育協会杯という具体的な事業に対する事業補助という形でさせていただいております。まだまだ、たくさん会計上の課題がございますので、今後も協会さんといろいろ協議をしながら、改善に向けて行政の立場としても助言等をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。（「市長」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

○南野直司議長　渡辺議員、一応担当部長から今ご答弁いただきましたので、もしあれでしたら……。（「違う。市長が以前、体協の会長をやってはった。そういう観点から、そういう研修がずっと続いているわけですよ」と渡辺慎吾議員呼ぶ）わかっているんです。ただ、ルールとして、一問一答方式で通告されていますので、もう一度質問として。渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　市長、だから、さっきも言いましたよ。あなたは体協の会長としてやったわけや。あなたが会長をやったときから、結局はこういうことになっとったわけでしょう。ずっとなっとったと思いますよ。その件に関してどう思われますか。その点だけお聞きしたい。

○南野直司議長　市長。

○森山市長　私は、市長になる前、体育協会の会長を一定の期間やっておりました。当時のことははっきりと明確には記憶がないんですけれども、毎年、研修会ということで、年末に、当時は１９団体のほとんどが参加をされていたと思いますけれども、そ

れぞれ会費を負担していただいていたと思います。私も負担しておったと思います。調べてみないとわかりませんけれども、研修費という名目で、補助金ではないですけれども、負担を幾らかしていたこともあったか、はっきりとは。会費はそれぞれから徴収していたことは間違いございません。

○南野直司議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　記憶やから、私もそんな記憶を全て覚えとるわけではないんやけど、ただ、今、市長は認めはりましたね。認めるというか、そういうことをやっとったかなということを。ほんなら、そんな不正な会計は市長が会長をやった時代から行われとったということですか。そのことを一遍聞きたいと思います。

○南野直司議長　市長。

○森山市長　不正ではございません。やっぱり年に一度、１年を振り返って、体協の各評議員さん、理事さんですか、代表の方が寄るのはそのときしかないと思うんですね。そのときの関係者、市長とか、今は私がそういう立場ですけれども、当時、関係者が寄って、やっぱり１年を振り返って、体育の振興のあり方、市長は委託すればこういう問題があったという、やっぱり情報、コミュニケーション、課題等々についてのいろんな交換をするわけでありますから、一定の負担をすることについて、不正ではございません。全額それでみんな賄うということではよくないですけれども、きちっとした飲み食いにかかわる会費を徴収した上で研修費から幾らか負担をするということで、それは不正ではないと思います。

○南野直司議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　先ほど、登阪部長のほうから、これは不適切な面があるということを言われてますやん。だから、不正じゃないと言うけど、例えば、自分で飲み食いしたもんは全て自分で払うというのが原則であって、一部は負担して一部はどうこうということは、結局、体協のほうから出とるお金の説明責任を果たしてるかといったら、してないわけでしょう。私は、評議員会の中で、何遍も出とるけど、一部を体協のほうから出しますということは一遍も聞いたことない。研修という名前の忘年会というのは、この名前自体が、結局、そういうごまかしに私には聞こえてくる。忘年会やったら、会費５，０００円で、全部のうち４，０００円が食事代で１，０００円はフリードリンク代ということをきちっとした上で、私はいろんな会に出ています。それで忘年会やら新年会やらいっぱいありますよ。研修という名前で、さっきも言いましたけど、講師も誰も呼んでないのに、ただ飲み食いをやって、お互いに雑談して、そういうことが果たして研修会かということ。一応研修の名目にしとかんと一部の金を流用でけへんからそういう形にしとるとしか捉えようがない。そうでしょう。あなたの時代からそれをやっとったわけですからね。それは、暗黙のうちの了解をあなたはしとるわけでしょう。違いますか。一遍それも聞きたいと思います。

○南野直司議長　市長。

○森山市長　体育協会ができて、もう５０年、市と同じぐらいの期間になろうかと思います。私も、当時、ソフトボール連盟に入っていた縁で体育協会に携わることになりました。それで、最終的には会長という命をいただいたんですけれども、どちらかといえば、体育協会の運営について、当時は、これからの摂津という時代ですから、多くのメンバーとか会員さんがおられたわ

けでございます。粗削りになるようなところが見受けられました。私は、各連盟の評議員さんと何度も何度もいろいろと議論しながら、その体質の改善について議論をした思い出がございます。何かそのまま過去の惰性でやってくるようなことはしなかったと思います。その一つが、当時は事務局員を置いて、味生小学校でいろんな体育協会の事務運営をしていただいていた時期があります。それも私が会長のときでしたけれども、時代の変化とともに、もうできるだけそういう経費は削ろうやないかということで、市に事務作業についてはお願いしようということもしてきたわけでございますので、何か昔のそのまま黙認してきたんかということでございますが、そうではございません。

研修費という予算が組まれております。原則、それぞれ個人、それなりの負担をしていただきます。それで、時節柄、誤解を招くようなことは、やっぱり改めなくてはならないと思います。今後、この研修費のあり方等含めて、体育協会にもしっかりと運営をしていただくよう申し入れていきたいと思っております。

以上でございます。

○南野直司議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　答弁がばらばらというか、あなたが改善したんやったら、こんなことになってないじゃないですか。あなたが今までどおりやっとったらあかんということで改善したんやったら、こういうことになってないじゃないですか。

それと、そのときは事務員を雇うとったいうて、雇う金がないから職員でやったって、職員の人件費は幾らかかると思いますか、あなた。あなたの答弁は全く筋が通ってないじゃないですか。

言いますけど、これね、例えば、先ほど部長の答弁もあったように、運営は体育協会でやっとるって、どんな運営してるんですか、体育協会。私は剣道協会で体育協会の会長を一遍も見たことない。市長杯でももちろん、運営を委託しとるけど見たことない。体育協会の役員が一遍も大会に来たことない。運営は我々剣道協会がやってるんですよ。そういうことが現実に起きとるわけですよ。体育協会が何を運営しとるんですか。そのような実態をよくご存じでしょう、市長。

これはもう時間もあれですから、第三者委員会をきちっとつくって、このことに対して調査するように、議長、私は強く要望しておきます。このまま曖昧で、人のお金を飲み食いに使ったり、判子のない領収書を持っとったり、それを請求した領収書が今手元にないとか、そのような事務処理をやっとるようでは、これはやっぱりぐあい悪い。そういうことで、きっちりと第三者委員会をつくって調査を強く要望しておきたいと思います。それも、市長選挙の前にきちっと結論を出してもらいたいと思います。（「議事進行」と大澤千恵子議員呼ぶ）

○南野直司議長　大澤議員。

○大澤千恵子議員　先ほど、市長のほうが研修費を改めて見直すとおっしゃっていたんですけど、研修費はゼロになっているので、そこだけ訂正をお願いしたいと思います。

○南野直司議長　ただいまの大澤議員から議事進行がありました。この件につきましては、後刻議事録を確認した上で議長のほうで適正に対処させていただきたいと思います。

摂津市体育協会についてはこれでよろし

いですか。渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　わいわいガヤガヤ祭ですけど、先ほど市長は聞こえてないと言うてはるけど、ちんどん屋と言うけど、私はあのとき、鮮明に覚えているんですよ、あの光景を。ちんどん屋なんかあのときには来てはりませんでしたよ。回ってなかった。音聞こえてない。あんた、それやったら耳があれやと思いますわ。それで、今言うたように、あなたと実行委員長との話をしとるときに、私はその話を遮って実行委員長に聞いたら、あなたが騒ぎ過ぎやからこういうことになるんやということを言われた。その実行委員長の横におって、あんなん聞こえんわけない。

それと、今言うたように、実行委員長は自民党の役員や。それと森山会の役員。そんなお方から、私は公党の幹事長、そういう形で言われたんやったら、これは、わいわいガヤガヤ祭の本来の趣旨とは全く違うような形で議論していかなあかんようになってくる。あなたが横におったら、そういうことになるいうて、あなたは政治家なんやから、そういうことにならんようにきちっとその点の歯どめをすべきでしょう。私としては、そんなことを言われたら、その場におるわけにいかんようになってきますよ。どうなんですか。聞こえてないと言うけど、あんな真横におって、それやったら意識がどっかへ行っとったかもしれんけど、そのような状況で会話しとって聞こえないわけがない。もう一遍きちっとご答弁いただきたいと思います。

○南野直司議長　市長。

○森山市長　何の話をしてるか、本当に僕は聞き耳も立てることもないし、何か会話されてることは、あのとき後ろに議員も何人かおられたと思いますけれども、やってたことは確かにわかります。さっきも言いましたけれども、あのとき、斜め後ろにおられて、それから、開会式のときに姿がお見えやなかったんで、何でかなと思って会長に尋ねたんですよ。そこで初めてわかったんですよ。でないと、そんなもん尋ねませんもん。あそこでちゃんと来賓席におられたのを僕は確認してます。そやのに、紹介のときにふっとお姿を見ないので、何でかなと、何かあったんかなと当然疑問に思いました。で、後から聞いたら、実は、今さっき言うた、そんな話は聞いてません。ただ、名簿に漏れていたと、受付の名簿には載ってなかったんやという話やったと、そこまでしか聞いてません。あと、今言われたようなことは１回も聞いてません。だから、本当にじっと聞き耳立てて、ほんで、そういうことやったら……。もし聞いていても、なかなか中へ入っていける問題かどうかわかりませんけれども、現実問題として知らんことは知らんのですから、聞こえてたやろと言われたって、聞こえてないんですから、これはどうしようもできないことですので、そこのところはご理解をしてください。

それから、今言われて、それぞれみんな思想信条というのはあります。いろんな考え方を持っておられます。だからといって、その実行委員長は、そやから政治的な色彩やと決めつけるわけにはいかんと思うんです。それで、あの実行委員会は、いろんな立場のいろんな考え方の人がたくさん寄って、みんなで協議して実行委員会をつくって、その上で会長は皆さんのご推挙のもと会長を受けられたと聞いております。我々はその選任の経過等々についても全くわかりません。だから、何か政治的な意図で議員の云々のために、全くそれはないと

思います。

以上です。

○南野直司議長　渡辺議員、市政運営の議論からちょっと外れていっていますので。

○渡辺慎吾議員　わかったわかった。

言うた言わんという話はもうよろしいわ。ただ、その発言は政治的な発言ですやろ。それだけ言うときますわ。あなたが発言したとは言いませんよ。聞いた、聞こえへんというのも言いませんよ。ただ、そういう形で議会の発言に対してそういう形をするというのは、これは明らかに政治的な一つの意図として私は受けとめます。それはそれでよろしいですよ。結構です。

それで、最終的に私は何が言いたいかというと、体育協会にしても、わいわいガヤガヤにしても、あなたと非常に近しい方がこういう形のことをされたわけですわ。ほんで、森川さんの時代から、市長は１２年間ですか、市長をやってはる中で、私が議長をやっとるときに、あらゆるところで、やっぱりそれぞれの主要なポイントは、あなたの関係者の方が非常に多い。その中で、そういうことが何か普通にまかり通るじゃないけど、平家じゃないんやけど、森山市政が続く中で、非常にそういう風潮が今現実に来とるということを私は体験しとるわけです。

私は、あなたの市政運営を決して評価してないんです。きのう、いっぱい歯の浮いたことを言うてはった人がぎょうさんおりましたけど、私は、今、行政がしっかりやっとるのは、今、病で一生懸命闘病生活しとる副市長や。彼が一生懸命やっていたことは私は認めます。私は長い間おつき合いしてるけど、あなたの一つの政治方針は、これは私の意見ですから誰からどうこう言われる筋合いはないんですけど、選挙に勝つための市政運営をされとるように私は感じてます。いろんな関係者をそれぞれの団体に配置して、そういう形でやってはるように私は捉えるわけです。

先日、私は総務常任委員会で戸田市に行ったんですけど、そのときに、戸田市からの資料をいただいとる中で、調査指標に基づく摂津市のランキングということで、これをすいません言うて戸田市の職員が持ってきたんです。それで、こんなようなデータが出てきたんですというたのが、地域ブランド調査、２０１４年から２０１５年、これは大体１，０００市あると考えますと、摂津市の魅力度、２０１４年が６７０位、それが今年度は９１９位、そして、認知度、３０８位から３８８位、情報接触度が４３９から５７２、観光意欲度が８４８から９３０、こんなデータが出てきましたということになりました。（発言終了のブザー音鳴る）そういうことで、しっかりとこれからも監視していくつもりでおりますので、よろしくお願いします。

○南野直司議長　渡辺議員の質問が終わりました。

次に、安藤議員。

（安藤薫議員　登壇）

○安藤薫議員　それでは、順位に従いまして、２点質問したいと思います。

一つ目、待機児童の実態と解消策についてです。

この春、「保育園落ちた」と書き込まれた匿名ブログへの共感が広がりました。待機児童問題が、一部の地域、自治体にとどまらず、一気に国政上の重要課題となり、今行われている参議院選挙での政策上の一大争点ともなっています。

摂津市でも、ここ数年、ゼロ歳から２歳の低年齢児、特に安威川以北での待機児童

問題が深刻になっています。摂津市版の総合戦略では、「子育て・教育への願いをかなえるまち」を基本目標の一つに掲げて、待機児童を２０１９年度にゼロにするという重要業績評価指標、いわゆるＫＰＩを掲げています。これまでの摂津市の保育所待機児童の推移、この４月の保育所の入所・待機児童の状況及びその認識について、初めにお聞きします。

２点目に、学童保育の民間委託についてです。

子ども・子育て支援法の制定と児童福祉法の改定によって、学童保育は設備や運営の基準などが法的に位置付けられました。保護者の要望である保育時間の延長や、法的に位置付けられた高学年保育、指導員の資格、配置基準、面積基準、おおむね４０人以下とする１施設の規模など、摂津市が直接整備・運営に責任を持つべきだと考えています。ところが、第５次行革の中で、学童保育の民間委託がメニューに挙げられています。現段階での検討内容についてお聞かせください。

○南野直司議長　答弁を求めます。次世代育成部長。

（前馬次世代育成部長　登壇）

○前馬次世代育成部長　保育所待機児童の推移、現状についてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、女性の就業率の増加やひとり親世帯の増加などから、保育所等入所希望者は年々増加傾向にございます。

本市での平成２７年度の待機児童対策の取り組みといたしましては、認可外保育施設から認可保育所への移行、小規模保育事業所Ａ型の開設などにより、５２名の定員増を図ってまいりました。その結果、平成２８年４月１日現在の実待機児童数は２４名と、前年と比べまして１３名減、前々年度と比べますと１４名減となりましたものの、安威川以北地域を中心に待機児童の解消には至っておりませんことから、今後も引き続き待機児童対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○南野直司議長　教育総務部長。

（山本教育総務部長　登壇）

○山本教育総務部長　第５次行革で計画をされている学童保育の民間委託についてのご質問にお答えをいたします。

学童保育の民間委託につきましては、議員からもお話がありましたように、第５次行政改革実施計画に、延長保育等のサービス向上を進める検討を行い、経費面、サービス面を分析し、学童保育室の運営を順次委託するという記載内容になっております。現在、そのことについて分析等々を行っているところでございます。

現在は、平日夕方５時半まで、また、土曜日は月１回、第４土曜日でございますけども、開設という状況になっております。学童保育事業に当たりましては、保護者会や母子福祉会等々から、平日保育の延長、土曜日保育の拡大等々の要望が寄せられているという状況でございます。実施に当たりましては、経費の増が当然見込まれます。また、帰宅の際に、保護者の送迎等の課題等々もございます。最小の経費で最大の効果が得られる方法を、現在、分析・検討を行っているところでございます。

○南野直司議長　安藤議員。

○安藤薫議員　それでは、一問一答方式でこれから質問していきたいと思います。

待機児童の実態と解消策について、今、お答えをいただきましたが、待機児童の実

態を把握する上で一つ確認をしておきたいと思います。

摂津市のホームページ、こども教育課のページで、毎月、現状の保育所の入所申し込み状況が公開されています。その表を見ますと、４月１日時点での待機児童の合計が９７名という表記がされています。今ご答弁いただきました待機児童は、この間、少し減ってきたということでありますが、２４名という数字と二つ待機児童を示す数字がございますので、この点、整理、確認する意味でお答えください。

○南野直司議長　次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長　待機児童数についてのご質問にお答えいたします。

本市では、保育所等に入所申請をしながら待機となった方のうち、厚生労働省通知保育所等利用待機児童数の定義の待機児童の定義に該当する人数を実待機児童数といたしております。また、転園希望者や希望する保育所等に空きがないことから待機となっている方、自転車で自宅から３０分未満で登園可能な保育所等への入所が可能であっても入所を希望されない方などを、いわゆる私的理由による待機といたしております。平成２８年４月１日現在実待機児童数２４名に私的理由による待機児童数７３名を加えた合計９７名を待機児童数としてホームページにお示ししたところでございます。

○南野直司議長　安藤議員。

○安藤薫議員　ご説明いただきました。定義の違いによって待機児童の数字が変わるということで、以前、横浜市では待機児童ゼロということが報道されていましたが、実際には、さまざまな理由によって多くの待機者がいたということがこの間わかってきているわけです。

今の私的理由による待機児童の中の一つとして、自転車で自宅から通園するのに３０分未満で通えるところに希望して入らないケースは実待機児童数から外されるということであります。それでは、具体的に３０分未満というとどのぐらいの距離なのかということについて確認したいと思うんですが、例えば、ＪＲ以北の千里丘地域にお住まいの方、それから、正雀駅周辺の正雀１丁目、２丁目にお住まいの方の通園可能と摂津市が考えている保育所について、それぞれお答えいただきたいと思います。

○南野直司議長　次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長　それでは、千里丘地域及び正雀１丁目、２丁目にお住まいの方が入所可能と判断する保育所についてのご質問にお答えいたします。

千里丘地域とおっしゃいましたが、千里丘駅以北の千里丘１丁目から７丁目にお住まいの方ということで限定させていただきますが、千里丘１丁目から７丁目にお住まいの方が入所可能といたします保育所等は、千里丘愛育園、千里丘愛育園分園ひよこ園、勝久寺保育園、子育て総合支援センター、みなみせんりおか遊育園、がくえんちょう遊育園、わかば保育園、ポポラー大阪南千里丘園、こどもなーとせっつ保育園、せっつ遊育園、正雀保育所、つるのひまわり園、正雀愛育園、別府保育所の１４か所でございます。

次に、正雀１丁目、２丁目にお住まいの方が入所可能といたします保育所等は、先ほど列挙いたしました１４か所に加えて、摂津さつき保育園、一津屋愛育園、摂津ひかりにこにこ保育園の１７か所でございます。

○南野直司議長　安藤議員。

○安藤薫議員　今、ご紹介いただきました千

里丘駅以北の千里丘地域の方々が、別府まで３０分未満ということで、別府の保育所があいているけれども、入らない方は私的待機児童ということになるわけですね。正雀の方は鳥飼まで登園可能の保育所だということになっています。もちろん、通勤経路、それから兄弟姉妹の通っておられる保育所、保護者にはいろいろな事情があります。そのために、子ども・子育て支援事業計画においては、安威川以北、安威川以南ということで圏域も設けられているわけで、安威川を渡るようなところまで登園可能だということになりますと、非常に保護者としても入所をためらう、または諦めざるを得ないというケースも起きているのではないか、それが先ほどお話しいただいた７３名の私的理由の待機児童の実態だと私は認識をしています。

しかし、摂津市が保育を必要と認定をしている児童の保育というのは、やはり自治体が責任を持ってやらなければなりません。一律に私的理由だという理由で待機を放置していいということにはなりません。また、最近、定員増を図っても待機児童がなかなか減らない、逆に増えてしまうケースもあります。入所可能な保育所があれば仕事をしたいということで、実際問題、保育所に申し込みをしていないような潜在的な保育ニーズがあるからだと推測します。年度途中に増える待機児童や、今ご説明いただいた私的理由とされる待機児童、また、潜在的な保育ニーズを前提とした圏域内での整備を市が責任持って進めていく必要があると考えますが、ご認識をお伺いしたいと思います。

○南野直司議長　次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長　私的理由とされる待機児童をはじめ、身近な地域で保育ニーズに対応する受け入れ体制についてのご質問にお答えいたします。

保護者の私的な理由としての待機児童が多くおられること、また、保護者の多くは自宅や職場の近くの保育園等を希望されていることは十分認識いたしております。これまでも、安威川以北地域を中心に、認可保育所の開設や定員増等により受け入れ体制の整備を図ってまいりました。しかし、全ての保護者が希望される保育所等への入所について、希望される保育所等の偏りや、待機児童の多くを占めるゼロ歳児から２歳児の定員の空き状況などから、大変困難な状況ではございます。しかし、入所できる可能性が高い保育所等をご案内するなどの対応をさらに進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長　安藤議員。

○安藤薫議員　私的理由だからといって、待機児童解消の対象にはしないということだと認識をしました。

２０１５年３月に、子育て世代に対するニーズ調査から、保育の量の見込み、提供目標が子ども・子育て支援事業計画で示されました。この見込み、それから提供量そのものに実態と乖離した状況があるのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○南野直司議長　次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長　当初計画と現状の保育の量に対する確保方策についてのご質問と捉え、ご答弁申し上げます。

平成２７年策定の子ども・子育て支援事業計画におきましては、保育の需要見込みに対する供給量を計画的に整備していくこととしております。平成２８年度末の供給量は既に確保できておるところでございますが、現在、待機児童が発生している状況を踏まえ、それ以上の整備につきまして、

子ども・子育て会議においてご意見をいただきながら今後検討してまいります。

以上でございます。

○南野直司議長　安藤議員。

○安藤薫議員　見込み量として、２０１５年度の見込みが２，０２１人なんですね。提供量目標として１，８８９人が設定されています。ここは達成できていると言いますが、２０１５年の入所者数は、既にそれを超える２，１００人入っておられるんです。それにプラス実待機児童を加えると２，２１７人、私的理由を加えると２，３０３人と、既に計画スタートの年度から見込み量と提供目標が実態とはそぐわなくなっているのが事実だと思うんですね。計画をしっかり見直しして、市民の保育ニーズにふさわしい計画にすべきだと思います。その上に立って具体的な対策を打ち出していく必要があると。年度途中の待機児童に対応するために、市直営の臨時保育室を開設した高槻市とか、市長がこの４月に保育力緊急強化宣言を行って、待機児童解消アクションプランを発表した吹田市のように、摂津市も待機児童解消に向けたメッセージとなるような思い切った施策が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○南野直司議長　次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長　待機児童解消へ向けた市民へのメッセージとなるような具体策についてのご質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援事業計画は、計画期間が平成３１年度までとなっており、その間は待機児童数が緩やかに増加していくものと推計しております。しかし、中長期的には、人口減少に伴い、待機児童数も横ばいから徐々に減少に転じるものと推測されます。そのような状況の中から、現状の待機児童数、そして、短期的な待機児童数の推計から、当面は待機児童解消に向けた施策が必要であると考えております。具体的には、正雀保育所民営化による園舎建て替えに伴う定員増のほか、新たな民間保育園の誘致、分園・地域型保育事業の整備など、国・府の補助金制度等を活用しながら、早期の待機児童解消に向けて取り組んでまいります。

また、待機児童は、安威川以北地域が中心となっておりますことから、安威川以北の待機児童を比較的定員に余裕のある安威川以南の保育所等に送迎する送迎保育ステーションの実施についても、他市の事例に学びながら研究・検討をしてまいります。

○南野直司議長　安藤議員。

○安藤薫議員　最後になりますけども、保育の量とともに質の確保というのが非常に重要だと思うんです。政府が２０１３年に待機児童解消加速化プランというのを発表しました。また、今年３月には、待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策というものも発表されています。その柱にあるのが、面積基準や保育士の配置基準の緩和、営利目的の企業主導の保育を誘導するというものがあります。しかし、これは、子どもの安全や健全な発育を保障するために自治体がそれぞれの経験から行ってきた制度を後退させることにつながっていくわけで、緊急対策とはいえ、命を預かる保育所の環境を後退させることは絶対に許せないと思います。その点について見解をお聞きしておきたいと思います。

○南野直司議長　次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長　本市保育所における保育の質の確保についてのご質問にお答えいたします。

待機児童解消のためには、保育の量の確保のみならず、保育の質を担保することも

大変重要でありますことから、市内の保育連盟での情報交換や公・私立保育士を対象とした研修会の開催などにより、市全体の保育の質の充実及び向上に引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○南野直司議長　安藤議員。

○安藤薫議員　保育所待機児童の問題については、やはりこの間の政治が、公立保育所に対する運営補助金など、一般財源化の名のもとに廃止をしてきたというところに大きな根があると思います。しっかりそういった補助金を復活させて、公立の認可保育所を増やすことや保育士の待遇の改善などを私たち日本共産党は国のほうに求めています。ぜひ摂津市からもそうした要求をしながら、摂津市独自で努力をしていただきたいと思います。

続いて、学童保育の民間委託についてでございます。

子どもや学校現場でさまざまな問題があることはお互いの共通認識だと思います。子どもの利益第一に、教職員、学童指導員、保護者をはじめ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、地域などの連携、体制の強化が、今、非常に求められていると思うんです。先ほどもお話しした基準に沿った設備・運営の整備についても、子どもの個別問題や、学校、地域の問題への取り組みについて、行政、保護者、学童指導員、学校、議会など、広く情報共有しながら、学童のあり方そのものを、しっかりとした議論をして土台をつくるということが、民間委託の検討よりも先決だと思いますけども、いかがでしょうか。

○南野直司議長　教育総務部長。

○山本教育総務部長　２回目のご質問にお答えいたします。

まず、学童保育のあるべき姿というキーワードがございました。摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例がございます。議員もご承知のことだと思います。そこの第３条、基本理念がございます。同事業を利用している児童が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとするということの基本理念をうたっております。このことがあるべき姿の方向性ではないかと考えております。

民営化の議論の前にるるというご質問でございます。我々としては、現在、やはりサービス向上を当然していかなければいけない環境にございます。それをする際に、先ほども申しました最小の経費で最大の効果ということが当然求められてまいります。そのことを今、研究・検討をしている状況でございます。このことを進めるに当たりまして、やはりいろんな場面で説明責任を果たしていかなければいけないということも感じております。他市の事例を参考にもしておりますし、身近な摂津市の事例を参考にいたしますと、保育所の民営化等々の事例がございます。まず、庁内での方針を固め、子ども・子育て会議で議論をしていただき、その議論の方向性をもって、また議会にもご説明をし、保護者にもご説明をしていくという我々の身近なところで先行事例がございます。このようなことを参考にしながら今検討を進めているところでございます。

○南野直司議長　安藤議員。

○安藤薫議員　基本理念のお話もしていただきました。保育にしても学童にしても、子

どもの成長と安全を第一に考えていく、子どもの利益第一というのは、やはり同じ共通認識に立っておられると思うんですが、保育料を払ったら、あとは何でもやってもらうというサービス業にしてしまってはいけないと。子育て支援を行政と保護者が一緒になって進めていく、それが必要だと思うわけですね。その上で、そういった立場から検討していただきたいと思うんですが、この５月に岩手県の遠野市に視察に行ってまいりました。そこでは、保育協会、外郭団体が全ての保育などについて子育て支援を担っておられます。連携をしっかりとってやっておられる姿を見て感銘しました。その姿で進めてください。（発言終了のブザー音鳴る）

○南野直司議長　安藤議員の質問が終わりました。

次に、野口議員。

（野口博議員　登壇）

○野口博議員　それでは、最初に、清潔で公正な市政運営についてお尋ねします。

自治体の基本的な立ち位置の一つである清潔、公正な市政運営からして、明確にすべきだと考えています。

この間、議会の一般質問などにおいて、市長の元秘書だった私たちの同僚の市議が、みずからも加わってきた問題として、過去の市長の暴力団、統一教会などの反社会的勢力との関係について言及されました。もし、このことが事実ならば、過去のこととはいえ、市長も市議も公職につく者として道義的責任が問われる大問題であると考えます。先日、市長にもお会いし、確認をし、現在の状況を含めて明らかにするよう求めたところです。きちんとした答弁を求めます。

次に、大正川橋東詰交差点への押しボタン式信号機の設置についてお尋ねします。

この場所への信号機の設置については、２０年ほど前の交通事故をきっかけとして取り組んできたところであります。この間、交通量調査などを行いながら、すぐできることも含め、さまざまな改善も行われてきました。ようやく今年度中に、押しボタン式ですが、信号機の設置に動いていくことになりました。これまでの経過、今年度中の設置に向けての流れ、摂津高校生や周辺住民の皆さんへの周知徹底などについてお尋ねします。

三つ目は、今後の財政運営と、とことん市民の暮らしを守ることについてお尋ねします。

昨年の吹田操車場跡地の売却益６８億円を含め、本市の財政状況を受けて改めてわかったことは、森山市政になって、この間、市の基金、貯金は２倍以上に増えているなど、こんな状態で市民サービスを削っていいのか、第５次行革で計画されている市民の暮らしにかかわる制度の廃止・縮小計画を中止するよう強く求めてきました。こうした中、前回の第１回定例会で一部凍結が提案され、今議会で関係の予算が復活をいたしました。私は、こうした計画の見直し凍結に続き、この機会に根本的に市民の暮らしの実態をきちんと調査し、本市の財政力をとことん市民の暮らしを守るためにどう生かしていくか、そういう立場が大事だと考えています。

そこで、３点お聞きします。一つは、平成２７年度決算状況の見通しについて、二つは、今回一旦凍結となった高齢者対策の単独事業についての考え方について、三つ目には、市民の暮らしの実態についてどう捉えておられるのか、それぞれお聞きします。

以上、１回目です。

○南野直司議長　答弁を求めます。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　野口議員の質問にお答えをいたします。

前にもお話をしたわけですけれども、私は、学生時代、応援団におりました。私はブログに間違って団長になりましたと書いたことがありますが、どう見てもそういうタイプではなかったんですが、応援団に入りたくて応援団におりました。社会に出て市議会議員をさせていただいたときも民族運動に参加しておりました。両方とも、どちらかといえばハードな粗削りな団体といいますか、そんな人生を歩んできたわけでございます。その間、いろんな出会いがありました。いろんな人と出会いました。いろんな経験もしてまいりました。その貴重な経験が今日の糧になっているのではないかとも私は思っております。

市議会議員、府議会議員時代、山あり谷あり、いろんなことがありました。公民権の停止になったこともあります。市民の皆さんには大変ご迷惑をかけたことがありました。私にしてみればこのいろんな試練が、今日の市長として、市民の方々はじめ、議員の皆さんとともに、３期１２年の摂津市のかじ取りを適切にさせていただいたと考えております。

３０年前、いや、４０年前になりましょうか、記憶も途切れるところもありますけれども、当時のことについてのお問いでございますけれども、当時は、私の先ほど申しましたなりわいといいますか、運動の性格上、私の周りには、サラリーマンの方、商売されている方、学生から一城のあるじといいますか、社長さんに至るまで、いろんな方がおられました。先ほども申し上げましたが、いずれもハードなタイプの人ばっかりだったと思います。私のようなタイプがよく務まったな、そんな思いでございます。

当時、運動を通していろんな出会いがある中、それぞれの方々の過去の経歴、人間関係といいますか、商売されている方の取り引き先、交友関係等々についてまでは明確に把握はできておりませんでしたが、運動に参加されていたお一人おひとりはみんな純粋な活動家であったと私は思います。そして、どなたも反社会的な団体に直接は属されていなかったと認識をいたしております。その後、その団体の指導者も亡くなられ、団体も解散され、私の民族運動はそこまでございます。今日、そういう団体とは関係はございません。

なお、これも３０年か４０年前にさかのぼることでございますけれども、当時、国際勝共連合という団体がありました。これは、当時は自由民主党の支持団体の一つでございました。私も自民党の市議会議員をやっていたと思いますけれども、応援してもらったことがございます。その間、いろいろありましたけれども、その後、私の支持者等々に非常に高額な工芸品等々を売却する、そんなことも聞き、唖然としたことを覚えておりますけれども、そのほか、他の政治団体をつくり、国政に候補者を擁立する等々、私の政治姿勢とは相入れないものを感じ、そこが一つの切れ目といいますか、その後のことはわかりません。

私は、市長になりましてから、平成１８年に子どもの安全安心都市宣言をいたしました。平成２３年には摂津市の暴力団排除条例を施行いたしましたけれども、これからも誤解を招くことのないよう、常に市民の目線で平和で安全なまちづくりをしっか

りと見据えてまいりたいと思います。

以上でございます。（「議長、議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

○南野直司議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　先ほどの野口議員の質問で、私もかかわったことなので、今、市長がご答弁されたことに対して、きちっと間違いをしっかり言うておきたいんで、それで野口議員が質問されたらいいと思いますので、とりあえずは間違いを訂正したいと思います。

市長は、日本民主同志会、これは前回も言いましたけど、世界救世教をバックにした右翼団体です。その特別顧問には、日韓親善友愛会の当時会長やった柳川次郎さん、そのときは柳川魏志という名前になっていましたけど、伝説のやくざという形で非常に世間では通っとった方です。それが日本民主同志会の顧問で、その傘下に青年局というのがありました。青年局の局長が市長の応援団の先輩ですよね。その方の青年局の顧問にも、そのときは現役を退いておられましたけど、やはり柳川組関係の方がいてはりました。その青年局長の下に青年局次長というのが２人いました。その一人が森山市長やったんです。もう一人は、これは関大の応援団の同級生なんですけど、これは山口組の大幹部の企業舎弟やったんです。

それで、まず、森山市長はそういう反社会的な人はおられんということを言うておられますけど、まずは、例えば日本民主同志会には、会津小鉄会、それから、今はないんですけど菅谷組、それから山口組の人がしょっちゅう出入りしていました。森山市長は、私が聞いたときは、菅谷組関係の方にお金を貸してはりました。で、神戸ナンバーのジャガーをそのお金のカタにとっておって、バッテリーがすぐ上がるからおまえが乗っとけと言って、私はよう乗りました。それと、山口組、企業舎弟の方に数千万円のお金を貸していました。前回も言いましたように、私の名義で銀行口座をつくって、そこにその利息を振り込ませていました。そういう事実はあります。市長になられてからも、その方にお金を貸してはりました。それで、途中、その山口組の大幹部が引退された。そのときに、その企業舎弟の金融屋さんは、同じく会社を畳まれた。そのときに市長は、そのお金の半分しか返ってこなかったということで、私に非常に不満を言うてはりました。預けたお金の半分しか返ってなかったと。そういう実態があります。だから、反社会的な組織とは関係ないということは全くないです。その柳川組の方を、市長は先代、先代と、そういう言い方をようされていましたよ。

それから、統一教会ですけど、３０年、４０年って、私は摂津に来て３６年なんですけど、リアルタイムで統一教会、国際勝共連合とのつき合いを私は見てきました。特に、府議会議員選挙、負けたときの選挙、それから通ったときの選挙には、その統一教会系の国際勝共連合は絶えずかかわっておりました。金品のやりとりも私の目の前でも行われておりました。それで、とりあえず、霊感商法でつぼを売られたという騒動も、市長は直接誰かに依頼してその解決をされとったことも私は知っています。

それから、私の記憶でいいますと、平成１７年の選挙において、前に行政にいてはった人で、その後に森山事務所に就職された方が、統一教会との関係である議員の応援をしていた、そういうこともありますし、統一教会、国際勝共連合は、絶えず会

社をやっておられます。その代表として市長の事務所に出入りしとったことも、３０年、４０年の間じゃなくて、ここ１０年の間でも私は見たことがあります。

そういう事実を隠して、あたかも自分は一切関係ないような態度をとられることに関しては、しっかりと私は生き証人として、もしくは、このことによって私の身が危なくなるかもしれんけど、あえてきちっと私は言わせていただいていますので、その辺、議長、よろしくお願いします。

○南野直司議長　渡辺議員が議事進行を出されて、今、さまざま発言されました。議場の場で、一般質問ということで、やはり市政運営全般からの議論をしていただきたいと私も思いますので、それを踏まえて、もし市長、ご答弁がありましたら。市長。

○森山市長　今、議事進行でいろんな話が出ましたが、あの当時、そういうお方もおられましたけれども、私と直接のかかわり合いはございません。先ほども言いましたように、もともとの経歴、交友関係、取り引き関係等々については、いろんな話がありましたけれども、私はその中身まではしっかりと把握はできておりませんでした。私は、その団体に先輩から来てくれと言われたのは、どちらかといえば、ああいう民族団体、当時は、ああいう街宣活動等々、非常に派手な運動が際立っていた時代でございます。そういうイメージを払拭するといいますか、そういう意味を含めて、先輩から力を貸してくれへんかということで青年局の次長になったわけでございまして、どちらかといえばソフトな形でのつき合いが多かったと思っております。

国際勝共連合の話でございますけれども、選挙で私を応援してもらった。今おっしゃった高額な工芸品の売買等々、私はその事実は後から知ったわけでありまして、全く私が中に入ってどうこうした記憶はございません。（「議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

○南野直司議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　いやいや、違うんです。事実と違うことを言うてはるから。僕が今言うた、お金を貸した、貸さんということがあるのに、私は携わることはないというのはおかしいわけであって。そうでしょう。

（「議長、議事進行」と野口博議員呼ぶ）

○南野直司議長　野口議員。

○野口博議員　この間、渡辺議員が取り上げた問題について今回質問させていただいておりますけども、お二人の当事者間の問題でありますけども、当然大事な問題でありますけども、なかなかマルかペケかということはわからない性格の問題でありますけども、突き詰めてこの問題を言うならば、市長にしても渡辺議員にしても、ちゃんと証拠を出せということになっちゃうので、この辺で議長としてきちんと整理をお願いしたいと思います。

○南野直司議長　個人的に議会が終わってから話し合いをしていただきたいと思います。（「ちょっと休憩して」と渡辺慎吾議員呼ぶ）（「政策論議をせよ、政策論議を」と木村勝彦議員呼ぶ）渡辺議員と市長と、この本会議が終わってから、（「いや、間違うてるから」と渡辺慎吾議員呼ぶ）僕も入りますので、後でお願いします。

引き続き答弁を求めます。建設部長。

（山口建設部長　登壇）

○山口建設部長　大正川橋東詰交差点への押しボタン信号機の設置についてのご質問にお答えいたします。

大正川橋東詰交差点における安全対策と

して、これまでに地元自治会の要望や沿道事業所との協議、また、大阪府警察本部との現場立会等も行いながら、設置に向け取り組んでまいりましたが、道路幅員等の関係で、通常の定周期式信号機を設置するための条件が整わず、長年課題となっておりました。その間、摂津警察署へは、課題解消に向け、毎年、信号機の設置要望を書面にて提出してきたところであります。

そのような中、現状の変則的な交差点における歩行者横断の安全確保のため、設置が可能な押しボタン式として、信号機の設置に向け、平成２６年５月に摂津警察署と現場立会を実施、平成２７年６月には摂津警察署と道路管理者である茨木土木事務所、そして、本年１月には大阪府警本部と摂津警察署及び茨木土木事務所と現場立会を行い、詳細な協議を行ってきたところであります。これらの協議を通じて、摂津警察署からは設置への方向性の連絡を受けたため、本年５月９日には、地元自治会である香和自治会と桜町自治会に対しまして、これまでの経過を説明し、押しボタン式による信号機の設置について了解を得たところであります。

今後の予定について、摂津警察署からは、今年度末までに設置していく予定であると伺っております。また、地域住民への周知につきましては、摂津警察署と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○南野直司議長　総務部長。

（杉本総務部長　登壇）

○杉本総務部長　平成２７年度決算見込みと第５次行革と市民の暮らしの実態ということのご質問にお答えをいたします。

初めに、収支状況等の見込みでございますが、現在、平成２７年度決算作業中でございますが、実質収支につきましては、当初見込みのなかった普通交付税や事務の効率化等による不用額の捻出により、基金を取り崩すことなく黒字となる見込みで、これにより主要基金残高は約１４６億円となる見込みでございます。また、市税収入は、評価替えによる固定資産税の減収があるものの、主要法人の業績向上や市民の平均所得が増加となるなど、当初予算を上回る見込みとなっております。しかし、今後は、国の税制改正による大幅な減収も見込まれることから、脆弱な財政構造であることは変わりございません。

今年度の普通交付税につきましては、昨年度の財政力指数が０．９８と、１を超えるか超えないかの全国的にも高いところに位置していることから、当初予算計上は行っておらず、最終の補正係数等により交付、不交付が決定されるのがこの７月中旬ごろでございまして、現段階では交付、不交付のちょうど狭間にあるものと考えております。

２点目の第５次行革の見直し等についてのご質問でございますが、第５次行革メニューで高齢者対象の単独事業につきましてでございますが、確かに、現在の基金残高であれば、短期的にはこれまでのサービス水準を継続できます。しかし、我々といたしましては、行政改革を進め、増加する行政需要の財源を捻出し、限られた財源の中で効率的に市民サービスの向上と継続につなげてまいりたいと考えております。

３点目、摂津市民の暮らしの実態についてということでございますが、景気が回復傾向にございますが、先行き、市民の暮らしが厳しいものであるとは認識しております。平成２７年度の個人市民税の納税義務者は約３万７，６００人、総所得金額は約

１，１００億円となっており、リーマンショック以降、やや回復傾向にあるものの、平成２１年度比では９６．８％と、いまだ低迷している状況でございます。ただ、前年度比では１０３．２％と、やや回復傾向にあるものと考えております。

○南野直司議長　野口議員。

○野口博議員　最初に、要望ということで、二つ目の押しボタン信号機の問題であります。

要望にしておきますけども、周辺はいろいろ環境的にしんどい状況にありますので、設置したら安全面で効果がでるように、いろんな手を打っていただいて対応を求めておきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、清潔で公正な市政運営の問題について入ります。

市長の答弁上は、反社会的団体との関係については、ハードなタイプの方が多かったけれども、それぞれがこの団体には属していなかったと認識しているという話でありました。統一教会の問題でも、選挙の応援をしてもらったことはあるという話でありました。先ほども申し上げましたけども、お二人の当事者間の問題でありますから、過去の問題だとか、今日までの状況について、マルかペケか確認しようがありませんけども、こうした問題について、この議場で取り上げられたり、市長自身が疑念を持たれる、この事態が大きな問題だと思っています。

摂津市は、小さな自治体でありますけども、過去、その割には暴力団事務所が多数存在していたと思います。私も、個人的には、国際勝共連合、統一教会の関係では、数千万円のお金を取り戻すことにかかわってきたことも当然ありますけども、こうした暴力団体との関係だとか反社会的団体の関係について、行政の長として疑念を持たれることはあってはならないという性格の問題だと思っています。

議会は、ご承知のとおり、平成４年３月でありますけども、暴力追放に関する決議を採択いたしました。市としては、その２年後に、４月１日、暴力追放都市宣言を行い、お話にありました５年前の平成２３年に、暴力団排除条例を自治体としての法律である条例として制定されてきています。まさしく自治体の基本問題として身を律しなきゃならない問題だと思っています。改めて、こういう角度から、市長としての受けとめ方について再度お問いをしておきたいと思います。

○南野直司議長　市長。

○森山市長　再度の質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたように、平成２３年に条例を制定したわけでございます。私の過去につきまして、いろんなお話を申し上げましたが、それを踏まえて、今後、誤解を招くことのないよう、今までのいろんな試練、経験をさらに生かして、平和なまちづくりをしっかりとまた見据えていきたいと思っております。

以上でございます。

○南野直司議長　野口議員。

○野口博議員　この間、日本共産党議員団として、市長にもお会いした後、３月議会報告としてビラを出させていただきました。全戸のご家庭にお届けもさせていただきました。議場の議員さんにも、取りに来た方もいらっしゃいますけども、いろんなご意見をいただきましたし、その都度、私どもも説明させていただきました。ご承知のとおり、９月に市長選挙があります。出馬さ

れるかどうかは別としまして、この議場で説明したからそれでよしということでなくて、どんな形であれ、市長としてこの問題に対する説明の場を設けることが大事だと思いますけども、改めてお問いします。

○南野直司議長　市長。

○森山市長　機会を捉えて、また説明することについて検討したいと思います。

以上です。

○南野直司議長　野口議員。

○野口博議員　今後とも、この問題については注視をさせていただきたいと思います。

それでは、財政問題と暮らしの問題について入ります。

先ほど、平成２７年度の決算などを含めて３点ご答弁いただきましたけども、改めて、今日の財政状況についての認識を確認しながら、お互いに市民生活についてきちんと守っていくんだ、頑張るんだという思いであります。

平成２７年度の決算状況でありますけども、当初２２億円ほどの基金を取り崩す予定をしなくて済むことになりました。よって黒字になると。その一方で、きのうもお話がありましたけれども、史上最高の１４６億円の基金残高であります。いつも申し上げていますけれども、財政力が強いか弱いかを示す財政力指数は府下１番であります。歳入総額に占める一人当たりの金額は府下５番目であります。引き続き府下でもトップクラスの財政状況だと思います。だからこそ、先ほど申し上げましたように、この間の議会の議論も受けて、第５次行革で決めたそういう問題についても取り下げ、一旦凍結したと思っています。過去、いろんな行政の動きを見ても、計画したことを一旦取り下げることはほとんどありませんでした。それだけ財政的には摂津市は大変よい状態だと。ある学者は優良企業とおっしゃっておりますけども、だからこそ、市民の暮らしをきちんと守るためにこの財政を使うんだということで頑張っていただきたいと思うんですけども、改めて財政状況についての認識についてお問いいたします。

○南野直司議長　総務部長。

○杉本総務部長　財政状況の認識ということでございます。

まず、先ほど１４６億円の基金になるということを申し上げました。これは、議員各位もご承知のことと思いますけども、やはり昨年度の土地の売り払い、臨時的な収入ということではないかと思っております。一旦、この基金の残高をおきましたとして、一方で６００億円の市債残高、いわゆる借金があると。これがなければ、この百四十数億円の基金を持った上であれば、これは非常にいい施策をもっともっと打っていけるのではないかと思っております。

全体の考え方といたしましては、今後、また中期の財政見通しと行政運営についてのお示しをこの秋ぐらいにしていく、いきなり改革ではいけないと考えておりますが、財政全般を見ましたときに、やはり継続できるかどうか。はっきり言いまして、我々は今まで、この残高が５０億円、６０億円程度のときについては思い切った施策がなかなか打てなかった、その中で行財政改革を打たなくてはいけないということがあったというのは事実でございます。でも、その中で、１４０億円の基金ということになりましたので、やはりさまざまな影響が我々の施策に対して今後出てくるものと考えております。これを今現在のために使うのか、将来、今の子どもたちが大人になったときに、やはり摂津市にいてよかっ

たと思ってもらうように使うのか、これはいろんな論議を今後していかなくてはいけないと思っております。ただ、その根にあるのは、やはり無駄なものには使わない。今お金があるからといって、ご辛抱いただくところはご辛抱いただきながら、将来に向けて、よりよい摂津市をつくるためにはどういう財政構造にしていくかということになろうかと考えております。

○南野直司議長　野口議員。

○野口博議員　財政状況、基金の問題も出ましたので、いただいた資料から申し上げますと、平成元年度から２７年間でいいますと、基金は６３億円から１４６億円に増えました。２．３２倍。森山市長の１１年間では２．９倍になります。おっしゃっている借金、市債については、２７年間の歴史を見ますと、平成１０年度が１，０５３億円でありましたけども、今、６１０億円です。４割を超える借金が減少したんですよ。それだけ市民も頑張り、皆さんも頑張ってきた結果だと思うんです。これからいろんな懸念される話もありましたけども、国の財政計画上、いろんな心配される部分も当然ありますけども、市民の暮らしをしっかり支えていくと。お金も市民から預かったお金であります。これを守るためにまず使うこと、その上で計画的に身の丈に合った財政を行えば、何も心配することはないと僕は思っています。このことを強く申し上げておきたいと思います。

それでは、最後になりますけども、市民生活の実態についてお尋ねします。

これまでも、この問題について、いろんな角度から申し上げてまいりました。国会のほうで、私ども日本共産党国会議員団は、この日本の貧困状態について、国民の６人に１人が貧困状態だと、貧困大国になっている実態について国会の場では告発をしてまいりました。これに加えて、摂津市はどうかといいますと、昨年３月の確定申告を受けて、一番直近の数字でありますけども、２６年分、年間平均所得金額は、確かに４万７，０００円、前年より増えておりますけれども、大阪府下を見ますと市別順位で下から５番目であります。１番の箕面市に比べますと、年間所得金額が１００万円少ない状態は同じ状態であります。摂津市だけは、消費税が５％になった１９９７年に比べますと７３万４，０００円、年間まだまだ減っているわけです。これに加えますと、この前、資料をいただきましたけれども、所得階層別のパーセントを改めて見てびっくりしましたけれども、年間所得金額２００万円以下が７割弱なんですよ。６７．６％を占めています。吹田市や箕面市と比べますと１０％も摂津市が多いわけであります。先ほど申し上げた財政状況からして、もっと市民の暮らしに目を向けて、しっかり支えていくんだということは当然できますし、そういう気持ちで捉えて頑張っていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○南野直司議長　総務部長。

○杉本総務部長　摂津市の市民所得が少ないとよく言われますし、平均した数字については確かにそうかと思います。我々も、実は、この少ない少ないということが一体何なのかということで数字をいろいろ調べております。その中で、確かに、今、野口議員がおっしゃったとおりのことがあるんです。ただ、箕面市と比べると極端なのかとは思います。例えば、２００万円以下の方の割合というのを大阪府下の割合と比べて、それほど乖離しているわけではない。府下全体で比べた割合について、摂津市が

極端に２００万円以下の人が多いということじゃない。ただ、北摂各市で比べたときには確かに多うございます。それ以上に何が多いか。箕面市が出ましたので、箕面市の例をとりますと、箕面市は、７００万円以上の層が３．１％、１，０００万円以上が３．７％、合計６．８％おられます。摂津市はどうかといいますと、確かに７００万円以上が１．２％、１，０００万円以上が１％ということで２．２％、約４％の差がございます。ということは、箕面市等についても全体の平均値を押し上げるのは高額所得者、少ない人数で多額の納税をされる高額所得者が多々住んでおられるということかと思います。これは市の特徴ですし、住宅環境等の問題もあるかと思いますが、そんな中でございますので、所得全体の平均をもってどうかという議論は、我々としてはもうちょっと精査をしていかないといけないと思っております。

ただ、議員がおっしゃるように、苦しい方、子どもの貧困等について、当然、今、社会問題となっておりますし、これはまた大阪府が今度調査をされるようですけども、こういったものの実態なんかが出てくると思います。これに対して市が手をこまねくべきではないと思います。やるべきところにはしっかり手を差し伸べていく。昨日も質問にございましたけども、どのようにといって、我々は集中と選択と申しました。予算を効果的にしっかりと将来に向かってつながるように使っていく予算組みを今後とも検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長　野口議員。

○野口博議員　最後に一言申し上げます。

この間、凍結、延期をされた事業については、年間総額４，０００万円にも満たないわけです。でも、この制度で多くの方が助かっているわけです。こういう４，０００万円のお金を使うことができないような財政状況ではありませんので、改めて最後に申し上げますけども、今、部長も大体数字状況はわかっているわけですから、今の財政状況をいかに暮らしを守ることに生かすかということに思いをはせていただきたいと思います。先ほど申し上げたように、身の丈に合った財政を行うことを一緒にやれば、僕は何の心配も要らないと思っていますので、改めてそうした財政運営を求めて質問を終わりたいと思います。

以上です。

○南野直司議長　野口議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前１１時４５分　休憩）

（午後　０時５７分　再開）

○南野直司議長　休憩前に引き続き再開します。

一般質問を行います。森西議員。

（森西正議員　登壇）

○森西正議員　それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、千里丘新町地区都市型居住ゾーン入居における保育所設置についてですけれども、先の第１回定例会で、第７街区、第８街区開発に伴って保育需要が見込まれ、その需要に対応するため、市としての民間保育園の誘致、整備について、千里丘新町及びその周辺を有力な候補地として検討を進めていくと副市長より答弁がありましたけれども、その後の進捗状況についてお伺いをさせていただきます。

続いて、社会福祉法人桃林会の問題についてですけれども、社会福祉法人桃林会が

記者会見を開き、マスコミでも大きく報道されました前理事長の不正に対する経過とその対応について、詳しく説明をお願いしたいと思います。

続いて、森山市長の公約である「夢づくり」についてですけれども、人づくり、財政健全化、夢づくりを公約とされておられます。夢づくりについては、市長は、南千里丘、吹田操車場跡地、連続立体事業ともおっしゃっておられます。安威川以北であります。それでは、安威川以南における夢づくりとは何なのか、お聞きをしたいと思います。

１回目は以上です。

○南野直司議長　答弁を求めます。次世代育成部長。

（前馬次世代育成部長　登壇）

○前馬次世代育成部長　千里丘新町地区都市型居住ゾーン入居における保育所設置についてのご質問にお答えいたします。

千里丘新町のマンション開発は、平成３０年３月から平成３１年８月までの間に入居が始まり、計９７４戸の計画であると伺っており、南千里丘地区の保育所需要を踏まえますと、仮に販売価格帯や販売のコンセプト等を南千里丘地区のマンション開発と同様であるとした場合に、約１９０名程度の保育需要があるものと考えております。

千里丘新町での保育需要に対する民間保育園の誘致、整備につきましては、子どもたちが地域の中で健やかに成長でき、保護者が安心して子育てができる魅力あるまちづくりを進めるためにも、既存施設の定員増や分園の開設、小規模保育事業所の開設に加え、検討すべき大切な視点であることは十分に認識いたしております。民間保育園の誘致、整備場所につきましては、保護者の送迎等、利便性を考え、千里丘新町及びその周辺地域を中心に候補地を考え、関係部署と引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○南野直司議長　保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　社会福祉法人桃林会における前理事長の不正に対する経過や、その対応についてのご質問にお答え申し上げます。

平成２８年２月１日、社会福祉法人桃林会から、前理事長が独断で簿外に多額の債務があること、さらに、理事会議事録の捏造等の不正な行動が発覚したとの報告が本市にございました。

本市におきましては、報告を受け、２月３日に、その後も３月２日、４月２１日、５月２５日に、大阪府と合同で監査を実施し、まず、利用者サービス機能の維持を最優先に行うとともに、早急に第三者委員会等を設置し、その不正の実態や原因を解明するよう申し渡しました。また、前理事長に対する法的措置の検討、社会福祉法人の透明性を図るための速やかな公表の実施、再発防止策の徹底等を指導し、厳正に継続的に指導をいたしております。

一方、法人は、不正発覚後、１月に前理事長を事実上解任し、２月に、理事、評議員の職も事実上解任いたしました。解任と並行して新体制に移行され、内部調査委員会を設置し、調査を進めるとともに、摂津市、大阪府の指導に従い、独立性のある外部の専門家で構成された第三者委員会を設置し、一連の不正について厳正に調査等を行っております。

さらに、５月３０日には、内部調査委員会がまとめた調査報告をもとに記者会見を

開かれたところでございます。主な内容としましては、前理事長は、平成１６年以降、多数の金融機関から、法人名義を使用し、簿外で借り入れを行い、これを、前理事長の個人事業として高齢者事業や医療事業を行うために、社会福祉法人や株式会社の設立や運営資金等に流用し、さらに、前理事長個人の費消もあったとの会見がされました。これらの借り入れは、いずれも理事会承認等の内部手続きを行わず、前理事長が独断で行っており、現時点でその簿外借り入れの総額は約１３億４，０００万円となっております。

法人による今後の対応といたしましては、前理事長に対して、損害額を確定し、損害賠償請求及び刑事告訴を行うこと、金融機関に対して再建計画の立案、第三者委員会による客観的で精度の高い報告書作成と再発防止策の提言が予定されております。

以上です。

○南野直司議長　市長公室長。

（乾市長公室長　登壇）

○乾市長公室長　安威川以南における「夢づくり」についてのご質問にお答えいたします。

夢づくりとは、端的に申し上げますと、若者から高齢者の方まで、摂津市に希望を抱き、摂津市に住み続けたい、もしくは、市外の方にとっては住んでみたいと思っていただけるような市の魅力アップにつながる取り組みを指しているかと思います。お問いであります安威川以南で申し上げますと、今年度、地域の交流やつながりを育む新たな形態の施設として、別府コミュニティセンターを開設する予定でございます。また、２０２０年の東京オリンピック・パラリンピック開催を契機とし、安威川以南を想定した総合体育館の基本構想・基本計画策定につきましても、５０周年記念事業として着手したところであります。ハード面での新たな施設の整備に加え、子育て支援の取り組みをはじめとする各種ソフト事業も、安威川以南地域も含め、市全体として展開していく中で、夢あふれる魅力的なまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

○南野直司議長　森西議員。

○森西正議員　これからは一問一答方式でお願いしたいと思います。

千里丘新町地区都市型居住ゾーン入居における保育所設置についてですけれども、平成３０年３月からの入所開始の段階で、入居者が困らないように保育施設の受け入れ体制を整えておく必要があると考えますけれども、早期に誘致場所を確定して運営事業者を募集するべきではないのか、見解を伺いたいと思います。

○南野直司議長　次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長　千里丘新町での保育需要に対応するための民間保育所の運営事業者募集についてのご質問にお答えいたします。

子育て世帯が居住地を選択するに当たっては、居住地または勤務地に近い保育所への入所が可能かどうかなども選択理由の一つであると考えております。そのようなことからも、千里丘新町での保育需要に対応するための民間保育園運営事業者につきましても、情報収集の上、市として正式に民間保育園誘致の場所、規模等が決定しました場合、速やかに募集要項等を作成し、募集してまいりたいと考えております。

○南野直司議長　森西議員。

○森西正議員　それでは、市長に聞きたいと思います。

正雀保育所の民営化によって定員増と予定をされていますけれども、千里丘新町の居住者がＪＲ東海道本線を越えてＪＲ以南の保育園等を利用することは、利便性や生活圏を考えた場合に需要は少ないと思います。ＪＲ東海道本線以北には、現在、民間保育園１園、そして、その分園を１園ずつ開設されていますけれども、待機児童が生じているというのが現状であります。市として政策的に保育園誘致場所を早急に判断すべきではないかと思うんですけれども、お答えをいただきたいと思います。

○南野直司議長　市長。

○森山市長　今、一番の国の課題は極端な少子化なんですけれども、一方で、今後の保育ニーズは増大することが予想されております。このたび策定いたしました摂津市のまち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、子どもの育ちと保護者の子育てを市全体で支援して、そして、定住したいと思えるまちの実現を目指す具体的な指標として、待機児童の解消策、これを掲げておるところでございます。今ご指摘の千里丘新町における民間保育園の誘致、整備は喫緊の課題でございます。先ほども答弁がありましたけれども、今後の保育需要の動向等をしっかり見きわめる中、議会の皆さんのご意見もお伺いしながら、早急にまず場所の選定等々の判断をしてまいりたいと考えております。

○南野直司議長　森西議員。

○森西正議員　もう一度、市長に改めて聞きたいと思うんですけれども、平成３０年の３月入居開始ならば、平成３０年度当初には開設を考えるべきであります。平成２９年度当初には着工をしなければならないと思うんですけれども、そう考えると、平成２８年度中に運営事業者の募集、プロポーザル等をして事業者を決定、決定された事業者は、保育園の設計、補助金申請、借入金申請、建設業者の募集広告、入札等による建設業者の選定、地元説明会等を実施しなければならないと。そうなってくると、議会の承認を得なければならないということですけれども、早くて第３回定例会ということになりますよね。そう考えると、日程的に本当にタイトな日程になります。南千里丘のまちづくりを考えると、マンション建設によって周辺に新たなマンションができて、まだ安威川以北には待機児童の解消という問題、大きな課題が残っております。これは今考えなければならないと思うんですけれども、改めて市長に答弁願いたいと思います。

○南野直司議長　市長。

○森山市長　ご指摘の点につきましては、過日、この１週間前後の庁議におきましても、まさにそのことについて議論をしたところでございます。あのマンション建設は、３期にわたっておそらく建設されると思います。そんな中で、今ご指摘あったことも踏まえて、あのマンションの一角にも、応急処置ではありませんけれども、そういうことの可能性を見出すことも１回考えながら、ご指摘の点、しっかりと取り組んでいきたいと思います。

○南野直司議長　森西議員。

○森西正議員　マンションを購入されるとき、考えるときに、保育園があるかどうかでそのマンションを購入するかどうか考えられる方が多いと思いますので、早急に対応願いたいと思います。

続いて、社会福祉法人桃林会の問題についてですけれども、今回発覚した簿外借入金の返済の原資に市民の大切な税金が使われることに対して、市の見解をお伺いした

いと思います。

○南野直司議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　桃林会の主な事業収入といたしましては、介護保険事業収入と保育事業収入がございますが、特別養護老人ホームにおける介護報酬等から発生する収益の使途につきましては、平成１２年３月１０日老発第１８８号通知であります「特別養護老人ホームにおける繰越金の取扱い等について」に基づきまして、原則として制限を設けられておりませんので、その収益を返済の原資とすることについては違法なものではございません。また、保育事業収入につきましても、一部の法人会計の繰り入れについては制限がございますが、それを除いた部分について、返済の原資とすることは可能となっております。

　前理事長の簿外借入金の返済につきましては、法人において前理事長に対して損害賠償請求が行われる予定でございますが、損害賠償の結果、不足額が発生し、法人の資産が返済に充てられるような状況になることがあれば、本来の社会福祉法人の役割を考えますと、まことに遺憾であると考えております。

　以上です。

○南野直司議長　森西議員。

○森西正議員　それでは、答弁をいただいたんですけれども、今後の市の姿勢について、どのように対応されるのか、お聞きしたいと思います。

○南野直司議長　答弁を求めます。保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　今後の市の対応についてのご質問にお答え申し上げます。

　５月３０日に法人主催で記者会見が開催され、内部調査委員会の中間報告がなされたところでございます。市としましては、今回の問題発生の当初から、第一義にしております市民、利用者へのサービス機能維持を最優先に対応を行ってまいりました。今後も、社会福祉法に基づき、大阪府と合同で厳正に指導監査を行ってまいりますとともに、第三者委員会の報告、さらには、法人、前理事長への損害賠償請求及び刑事告訴の動向を注視しながら、市の対応を考えてまいりたいと考えております。

　以上です。

○南野直司議長　森西議員。

○森西正議員　市の対応を考えるということでありますけれども、市長に聞きたいんですけれども、正雀保育所の民営化が１年間延びたことによって市の負担が生じたことは、今回の事件による損害ではないのかと思います。正雀保育所民営化をはじめ、他の保育園や分園設置において、前理事長から提出された財務処理は虚偽なものではなかったのか、そして、市は、その虚偽書類によって多額の補助金等を法人に対して交付をしていなかったのか、市民の税金が前理事長の個人消費に使われていたのではないのか、そうあれば、損害賠償請求や刑事告訴を考えるべきではないのかと思うんですけれども、見解をお聞きしたいと思います。

○南野直司議長　市長。

○森山市長　今回、補正予算で、１，４００万円を計上させていただいております。これは民間運営化が１年後に延びたことによって今回補正予算を組みました。一方で、もし公立運営が続いていたとするならば、その経費等々、プラスマイナスと言ったら怒られますけれども、その辺の額をしっかりと精査して、決算を踏まえなくてはなりませんけれども、そして、一方で法人の第三者委員会を踏まえ、先ほどもありました

けれども、損害賠償、刑事告訴等々、これらを踏まえて市としての対応を決めていきたいと思っています。

○南野直司議長　森西議員。

○森西正議員　今は前理事長に対してということだと思いますけれども、私は、まず、法人に対して理解ができないことがあるんです。前理事長の行為を法人や他の理事または他の職員が知らなかったのかということ、そして、他の理事や他の職員が前理事長が個人事業をしていたことを知らなかったのか、簿外で借り入れをして平成１６年から返済しているということですけれども、その返済の原資は摂津市内で運営している施設の収益から返済していたのではないのか、法人の経理担当者が金融機関からの封筒をあけないのか、簿外借り入れをしていたとしても、返済計画表などの書類は法人に郵送されるはずであるので、前理事長以外に全くその書類に触れることがないのかという、法人に対してもちょっと本当に理解しがたい部分があるんです。

日刊紙等の報道で、産経ＷＥＳＴ２０１６年６月２１日ですが、不正流用の舞台となった社会福祉法人は、昭和２７年、前理事長の父親が設立。前理事長は、４６歳だった平成４年、後を継いで理事長についた。その後、保育園やデイサービスなどを次々と立ち上げて、みずからの権限を拡大、これまで年に複数回あった理事会の開催を年１回だけとすることや、約１億４，０００万円を流用した法人の診療所の口座を監査対象から外すことなどを決めたということが書かれています。この点、今、私が申し上げたことと、法人が今まで申し上げていること、この新聞記事とはちょっと矛盾をしている部分ですので、この点だけ指摘をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、森山市長の公約である「夢づくり」についてに進みたいと思います。

今、摂津市の人口が増えております。これは、南千里丘によるもの、そして、これからは千里丘新町の開発によって摂津市の人口は間違いなく増加をします。しかし、安威川以南、とりわけ鳥飼の人口は減少し、過疎化が進んでおります。これは鉄軌道がないのが一つの原因だと思いますけれども、地下鉄延伸についての取り組みについてお聞きしたいと思います。

○南野直司議長　市長。

○森山市長　森西議員から、夢づくり、地下鉄延伸を捉えてはどうかというご質問ではないかと思いますけれども、夢といいますと二通りあるんですけれども、一つは、全く可能性のないのはわかっていながら掲げるのも夢づくり。これは、どっちかいうたら、言葉はよくないんですけど、絵に描いた餅ということなんですけど、もう一つは、万分の１でも可能性を見出せる、希望を持って掲げる、これも夢です。我々行政が夢づくりを掲げるときは後者でなくてはならないと思うんですけれども、以前、三市一町地下鉄延伸連絡協議会というのがございました。このときには、国の運輸政策審議会の答申の中に谷町線の延伸が明記されていたという根拠がございました。これを捉えて、可能性を見出して、当時、ある意味では夢づくりですか、延伸についてみんなで一生懸命取り組んできた経緯がございます。もう１回挑戦してはどうかということだと思います。

もう一つほかに、地下鉄は、大阪市営でございます。そして、一定の条件がない限りは、なかなか自分のエリアから外へ出さない、そういう傾向があります。ここのと

ころを外さないと、私はまだこれは不可能だと思います。そういう意味では、前から言っていましたけれども、大阪都という話もありました。今、民営化論が活発に議論されております。このどちらかでないと、なかなか高いハードルをクリアできないと思いますが、今のこの民営化論をめぐって、間もなく何らかの方向づけができるのではないかと思います。こんなことを見据えながら、もう一度、摂津市のみならず、北摂の各市町が力を合わせて、夢づくりではなく、夢を形にというぐらいの決意で取り組んでいけたらと思っています。

○南野直司議長　森西議員。

○森西正議員　今、摂津市の総計もマスタープランの中にも、この地下鉄という部分がなくなりまして、前にも私は質問させてもらったんですけれども、区画整理の中に、鳥飼に将来地下鉄が通るからということで不動産会社にお話をされて、摂津市外から多くの方が引越しをされたと。鳥飼五久のあそこの１００円橋のところ、淀川の鳥飼仁和寺大橋のところに地下鉄の駅ができるんだと、だからそこに都市銀行ができたということも経緯としてあるわけですよね。それがなくなって、今、市長から答弁がありましたけれども、そしたら、これからどうやって鳥飼地区の人口を増やしていくのか、その点どう考えているのか、お聞きしたいと思います。

○南野直司議長　市長。

○森山市長　まさしく、これも何遍も言ってますけれども、摂津市のみならず、北摂の人口減少、開発、これは北摂の南部にかかってくるんですね。可能性を秘めているのは南部にかかってくる。ということで、摂津市の場合は安威川以南のことを指すわけでございます。一番の解決策は鉄軌道の導入だと思います。でも、これはそんなに簡単になるものではないと思います。安威川以南の足といえば路線バスに頼らざるを得ない。モノレールはありますけれども、どちらかといえば路線バスに頼らざるを得ない。ということで、この路線バスを補完するために、施設巡回バス等々、いろんなことを考えて今日まで取り組んできたわけですけれども、この辺をもう１回しっかりと見直して、やはり地下鉄をいつまでも追い続けることも大事ですけれども、しっかりとまず目の前の足を確保することを考えていくとともに、今回、安威川以南に新たなコミュニティ施設もできますが、やがて夢づくりの一つであります総合体育館等々も視野に入ってきております等々、足の確保とともに、みんなが集える環境をつくっていくことにもしっかり目を向けていくことではないかと思っています。

○南野直司議長　森西議員。

○森西正議員　今、答弁で、別府コミュニティセンター、総合体育館という話がありましたけれども、それをつくってバスを走らせてということでありますが、それでは人口というのはなかなか増えないと思います。バスで鉄軌道の駅まで行って、それが時間がかかるからこの地域を去られた方も多くおられます。その点をやはり根本的に考えていただいて、昨日、市長公室長がおっしゃられました子育て支援と教育の拡充、そして大阪市に隣接ということで、大阪市に隣接でありながら、鳥飼というのは朝の７時、６時台に家を出なければ勤務地まで着かないというのが今まで現状でありました。それが長い間かかってきていました。それが全く改善されずに今に至っておりますので、その点を摂津市全体として考えていかなければならないと思いますし、

国に対しては、地元が動かないと国は動きませんので、国のほうから例えば地下鉄をここに通しなさいという言葉は絶対発しませんので、地元からここに通してくださいという要望がないと通らないと思いますので、その点はぜひとも切に考えていただきたいと思います。（発言終了のブザー音鳴る）

○南野直司議長　森西議員の質問が終わりました。

次に、中川議員。

（中川嘉彦議員　登壇）

○中川嘉彦議員　それでは、ＪＲ貨物線による地域活性化について質問させていただきます。

私は、何度か、摂津市内における公共交通の充実・整備を質問させていただきました。その中で、市域が安威川で南北に分断されているため、安威川以南の公共交通の拡充は、特に鳥飼地域の活性化、発展には必要だと言ってきました。市内循環バスや自転車利用の充実、専用レーンなどの対策も有意義だと思いますが、根本的な解決にはなりません。

先ほどの森西議員の話とかぶりますが、今まで安威川以南、特に鳥飼地域の活性化、人口問題は議会で問題になってきましたが、いつも地域の強みを生かし、定住化促進策、地域振興策などを考えますと答弁されてきたと思います。それで変わってきているのでしょうか。摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の「快適で利便性が高いまちせっつ」で、１、道路が安全で公共交通が便利なまちづくりの推進、２、良好な地域環境の形成、この２項目の施策で総人口を１，８００人増加させるとなっています。具体的な目標数値があるのはいいですが、鳥飼地域には何をするのでしょうか。鳥飼地域の発展なくして摂津市の未来はありません。

現在、日本は、急速な少子・高齢化で人口減少が加速しています。摂津市も同様です。摂津市人口ビジョンでは、平成７２年、２０６０年、本市の人口が５万人台まで落ち込むと予想されております。現在８万５，０００人の人口がですよ。もう少し摂津市人口ビジョンを読むと、結婚や子育てを機会に、住宅事情などの都合から本市を離れる方が増加している、合計特殊出生率が府下でも比較的高いにもかかわらず、就学前児童の多くが転出傾向にあるとなっています。本市にとってつらいことです。でも、現実なんです。

また、きのうの答弁の中にもありましたが、市民意識調査の中で、交通の便利さの満足度が平成２０年と平成２７年とを比較して５．７％増えたとありました。しかし、居住地域別で見ると、平均が３．１３ポイントに対して、第五中学校区１．６７、第二中学校区２．４３、第四中学校区２．５０、第三中学校区３．７５、第一中学校区３．９５となっています。安威川以南と以北で、また、駅に近いか近くないかで顕著に差が出ています。これは全調査項目も一緒です。市民意識調査は、市民のニーズ、実態、生の声なんです。何が言いたいかというと、これらを解決する一つの方策が、ＪＲ貨物線による地域活性化、魅力あるまちづくりなんです。

以前、平成元年に、大阪貨物ターミナル線の旅客化計画を検討し、日本貨物鉄道株式会社に申し入れされたと聞いております。そのときの回答が、１、貨物専用線が単線であること、２、新駅の建設費は地元負担となること、３、貨物専用線であるため、時間的な調整、運行が極めて難しいこ

とから断念したと。その当時も、地域活性化、市民の利便性を考慮して、ＪＲ貨物に申し入れしたんだと思います。並々ならぬ思いが当時から地元の方々にあったんだと思います。鳥飼地域の夢と希望を申し入れてから約３０年、何か変化はありましたでしょうか。何か行動をされましたでしょうか。現在の実態、状況についてお教え願います。

１回目を終わります。

○南野直司議長　答弁を求めます。建設部長。

（山口建設部長　登壇）

○山口建設部長　ＪＲ貨物線の旅客化の過去の経過と現在の実態、状況についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の貨物線は、吹田貨物ターミナルから安威川南町にあります大阪貨物ターミナル駅を結ぶ路線で、延長は約８．７キロメートルございます。貨物路線を旅客化する計画は、平成元年に本市において検討いたしましたが、貨物専用車が単線であることから運行調整が極めて難しいこと、また、新駅の建設が地元負担となることなどから、財政負担が大きいという結果を受け、断念した経過がございます。

次に、現在の貨物線の状況でございますが、１日当たり、吹田貨物ターミナルからの下り列車は１５本、大阪貨物ターミナルからの上り列車は１６本が運行され、年間の貨物取扱量は、平成２７年度実績になりますが、１１０万トンとなっております。

以上でございます。

○南野直司議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　それでは、２回目、質問させていただきます。

ＪＲ貨物線の旅客化を茨木市都市政策課が検討・調査しようとしているとお聞きしました。茨木市南部の地域活性化を目的に、市内の交通量調査、また新駅の位置、中央卸売市場や、阪急やモノレール南茨木駅に接続など、乗降客ニーズをつかみ、予算をつけて検討しようとしたと。茨木市が現在どのように力を入れているかを捉えているかはわかりませんが、このような動きがある中で、近接している本市に茨木市から何らかの打診、接触はあったのでしょうか。お教え願います。

○南野直司議長　建設部長。

○山口建設部長　先ほど、議員がおっしゃられた内容等でございますが、現時点のところ、摂津市におきましては何らかの打診等はございません。

以上でございます。

○南野直司議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　それでは、３回目、質問させていただきます。

茨木市からの打診はなかったとのことですが、貨物線の終点は摂津市の大阪貨物ターミナル駅であり、始点は吹田貨物ターミナル駅、吹田市です。茨木市はその中間で、高架軌道が市域にあると考えれば、自治体が連携して地域が一体となって推進していくべきだと考えます。要請などがあった場合の見解をお教え願います。

○南野直司議長　建設部長。

○山口建設部長　茨木市がどのような計画を持って貨物線の旅客化を検討されているのか、内容はわからない状況でありますので、現時点では何も言える状態ではございませんが、もし茨木市から打診等がございましたら、計画の内容等につきましては聞いてみたいと考えております。しかし、平成元年の検討におきましては、費用負担が大きいことから断念した経過もございます。利便性だけじゃなく、財政負担や費用

対効果なども総合的に検討を行いまして、慎重に対応する必要もあると考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○南野直司議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　それでは、最後の質問をさせていただきます。

私は、茨木市がＪＲ貨物線の旅客化の話を検討しようとしていると聞いたとき、摂津市民にとって悲願ともいうべきすごいことだと思いました。千載一遇のチャンスが来たんだと、うまくタッグを組んで進めていってほしいと切に思いました。

今回の茨木市の動きは、日本貨物鉄道株式会社も行政も、時代の流れの中で何らかの変化が出てきたからではないでしょうか。日本貨物鉄道株式会社の事業計画の中では、国内貨物総物流量は近年減少傾向にあると、また、トラックドライバー不足などに伴い、モーダルシフトの流れが顕在化する中で、重要な社会インフラとして、鉄道貨物輸送への期待は一層高まるともあります。鉄道貨物輸送の役割がどういう流れになるにしろ、何度も言うように、日本貨物鉄道株式会社が、平成元年のときに比べて何らかの動きがある、ありそうだということは間違いないのではと考えます。ぜひこの流れに乗って推進していただきたい。まちづくりが変わる、変えれる大きなチャンスが来たんです。

安威川以南に鉄軌道、地下鉄延伸も強く望みますが、検討会や協議会が頓挫している状況であり、また、仮に今後、関係市との協議再開が整ったとしても、現実には莫大な費用と時間がかかってしまいます。即効性とリアリティがないと言われればそれまでです。そこで、実現可能な大きなプランの一つが、今既に鳥飼基地にある軌道を活用するＪＲ貨物線の旅客化なんです。ＪＲ貨物の引き込み線が吹田・茨木市から新幹線鳥飼基地まで延びているんです。使わせてもらいましょうよ。

市長は、本年の市政運営基本方針の中で、都市資源をフル活用し、新たな夢づくりに取り組みます、そして、未来に向けた夢づくりは魅力向上には欠かせないと言われました。まさにこのことを言っているのではないでしょうか。また、本年１１月１日には摂津市市制施行５０周年を迎えます。次の５０年、これからの５０年に向けて摂津のまちが変わるんだと、ＪＲ貨物線の旅客化で変えるんだと宣言できないものでしょうか。市民にリアリティのある夢を語ってほしいものです。

今、主要基金は１４０億円を超す見込みです。しかし、今後、少子・高齢化が加速し、扶助費が増大し、多額な市債の償還も考えれば、市政運営は厳しさを増していくのは間違いありません。中期財政見通しでは、平成３４年度中、６年後には基金が底をつき、マイナスになると試算されています。だから、ＪＲ貨物線の旅客化で、新たなまちづくりで人口を増やし、定住してもらい、魅力を増やし、基幹税を増やしていくしかないのではと考えます。貴重な基金からでも、将来のためにＪＲ貨物線の旅客化のための新駅建設に投資してもいいのではないでしょうか。未来の子どもたちのためにも、今、種まきするときです。市民のコンセンサスは必ず得られると思います。

新駅は、大阪貨物ターミナル構内、ＪＲ千里丘駅につくります。また、新大阪駅まで行けたらどうなるでしょうか。鳥飼地域の方々が東京駅まで３時間で行けるようになるんです。東海道線に接続するので、大阪に出るのも３０分かからなくなります。

千里丘と鳥飼が近くなるんです。鳥飼地域がベッドタウン、ビジネスタウンになるんです。そして、いろんなビジネス産業が新たに生まれ、市内の中小企業、まち工場の方々も、人、物、金、情報が動き、活発になるのではないでしょうか。私は、遠くない将来、必ず実現すると信じています。

最後に、摂津市が未来永劫存在していくには、まちづくりを変えるしかないんです。これからの安威川以南のまちづくり、地域活性化について、ＪＲ貨物線の旅客化を含め、市長の意気込みをお教え願います。

以上で質問を終わります。

○南野直司議長　市長。

○森山市長　中川議員の質問にお答えをいたします。先ほども森西議員にもお答えしたものと少し重複いたします。

都市資源の活用という中でのハードな面でのご指摘もありましたけれども、安威川以南で、特に五中校区についての人口問題を強くご指摘いただいておりますけれども、一方で、唯一豊かな空間といいますか、農業区域があるのもこの五中校区でございます。今、国のほうで都市農業についての新たな法律もできましたけれども、一方では、こういう環境とのマッチングをする、そんなまちづくりもしっかり考えながら、先ほども言いましたけれども、目の前は、何とかして頼らざるを得ない路線バスの補完をしっかりとやる。今のまちづくりのキーワードは広域化です。広域化が一つのこれからのキーワードになってまいります。そういう意味では、吹田市であろうと茨木市であろうと、あらゆる可能性を探り、求めていかないかんと思います。

そういう意味では、ご指摘がございました旅客鉄道、これは茨木市がかかわってまいりますけれども、もちろん、谷町線は先ほど言いましたけれども、今里筋線等々、いろんな可能性も近くにあるわけであります。そういう意味も含めて、待つのではなく、しっかりと摂津市は摂津市なりの思いを府また国に伝えていくようにしたいと思います。

以上でございます。

○南野直司議長　中川議員の質問が終わりました。

次に、木村議員。

（木村勝彦議員　登壇）

○木村勝彦議員　２日間にわたって一般質問、議論が尽くされましたので、私は３点にわたって端的に質問をして、この議会の一般質問も終えていきたいと思います。

まず１点目は、総合体育館のその後の取り組みについてであります。

２０２０年には東京でオリンピックが開催されます。日本全体がスポーツ機運が高まるときであると思われます。しかしながら、摂津市においては、総合体育館がないので、現実、今日まで、三島地区のスポーツ大会等におきましては、他市のスポーツ施設をお借りして運営しているのが実態であります。そういう場合に他市の施設を借りている実態は、スポーツの活性化を考えるとき、決して好ましい姿ではないと思います。総合体育館の基本構想並びに基本計画策定に向けて、取り組みと完成までのスケジュールはどうなっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、禁煙問題についてであります。

総合計画基本構想に健康都市宣言を挙げておられます摂津市として、私は、従来より、受動喫煙の防止を含む禁煙問題について意見を申し上げてまいりました。市長に対しても、平成２３年第１回定例会におい

て、公共施設での敷地内全面禁煙を実施すべきと問題提起をしながら、市長の意見を求めて提案もしてまいりました。また、先般の第１回定例会の代表質問において、我が会派の同僚議員からも、分煙の強化から、最終的には公共施設敷地内の全面禁煙の要望もしながら質問を行っております。本市で、健康づくり推進条例の策定や吹田操車場跡地のまちづくりでの国立循環器病研究センターの移転、それに呼応して、保健福祉総合ビジョンの重点プロジェクトとして健都を掲げております。そのことについて、我が会派では、公共施設の敷地内におけるノー・スモーキングの実践であると理解をしているところであります。

厚生労働省平成２７年度人口動態統計によりますと、部位別死亡率で肺がんが第１位を占めております。たばこに起因する病気があまりにも多く、喫煙者、そして家族が苦しみ、悲しみ、その姿を見ることのない社会の環境を、本市が率先して禁煙対策の先導役として姿勢を示し、発信すべきと考えております。

その第１弾の取り組みとして、公共施設の敷地内の全面禁煙を掲げ、実践することが重要であると思っております。私が提案する禁煙の推進に関する目標は、市域全体の禁煙の発信をすることは、市民の健康はもとより、労働安全衛生の観点からも、職員一人ひとりの健康と、その家族の不幸を招かないことへの重要な取り組みと考えております。そこで、公共施設の敷地内全面禁煙への本市の取り組みをまずお聞かせください。

次に、ごみ問題についてであります。

ごみ問題は、各市が共有する悩ましい問題であります。市民が日々生活する上で、切っても切れないのがこのごみ問題です。ごみの出し方は、戸別収集とステーション収集があるようです。ごみステーションについては、新しく開発された戸建て住宅や共同住宅ではごみ集積場所が設けられているが、中には、集積所がなく、道路沿いのあいた位置を利用しているケースも見受けられます。ごみの収集日には、強風による飛散や、カラスが袋を破ってしまうなど、地域からのさまざまな苦情を耳にします。これらのことに対して、ごみ集積所に網をかけるとか、戸別ではごみをバケツに入れてふたをするなどの対策が講じられておりますが、集積所がない場合、ごみが道路上に散乱することもありますので、ごみ集積所の確保は地域の環境面や衛生面からも非常に重要なことと思われます。住宅開発に際しては、ぜひ、ごみ集積所を設置していただくことと、ごみの飛散などの問題を防止するとともに、地域の美化に努めていくことが重要と考えますが、そのお考えをお聞かせください。

以上で１回目を終わります。

○南野直司議長　答弁を求めます。市民生活部長。

（登阪市民生活部長　登壇）

○登阪市民生活部長　総合体育館の基本構想並びに基本計画策定に向けての取り組みと完成までのスケジュールについてのご質問にお答えいたします。

総合体育館の基本構想並びに基本計画策定につきましては、今年度、総合体育館建設基本構想・基本計画策定審議会を立ち上げ、今年度中に基本計画策定を行う予定としております。来年度以降、基本設計・実施設計を行い、できるだけ早い時期に工事に着手し、東京オリンピック・パラリンピックが開催される２０２０年の夏までには総合体育館完成を目指してまいります。

○南野直司議長　総務部長。

（杉本総務部長　登壇）

○杉本総務部長　公共施設の敷地内全面禁煙についてのご質問にお答えをいたします。

本市におきましては、現在、受動喫煙の防止の観点より、平成１５年から実施いたしました公共施設の建物内の全面禁煙及び保育所や幼稚園、小中学校の敷地内全面禁煙を実施している状況であります。

本市では、健康都市宣言を基本といたしました本年度制定予定の（仮称）健康づくり推進条例に基づく禁煙への取り組みについて、本市が率先して公共空間での全面禁煙を訴えていくことは重要な取り組みの一環と認識しております。しかし、市の公共施設はさまざまな方が利用され、その目的も一様ではなく、多様なご意見や反応が示されるものと考えております。また、ご指摘の公共施設敷地内全面禁煙についての周辺自治体の状況では、大阪府と吹田市が敷地内全面禁煙であり、その他の自治体は分煙もしくは建物内禁煙が基本となっており、市民の反応もさまざまであるように聞いております。

本市におきましては、摂津市保健福祉総合ビジョン２０１６の策定を踏まえ、敷地内禁煙のあり方については、全庁的な議論を展開しながら、さらに公共空間を利用されるさまざまな方々の理解を得る努力が不可欠と考えております。ただし、たばこに起因する病気が問題視されていることは、日々、メディア等で指摘されており、決して無視できるものではないことも十分認識しているところであります。今後も引き続き、公共施設の敷地内禁煙について、さらなる検討を進めてまいります。

○南野直司議長　環境部長。

（北野環境部長　登壇）

○北野環境部長　地域の美化とごみ置き場の設置についてのご質問にお答えいたします。

市内の住宅開発行為にかかわるごみ集積施設の設置につきましては、良好な環境の保全を図るために、摂津市開発協議基準に定めております。具体的には、共同住宅、長屋住宅は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源を回収する集積施設が必要となります。次に、４戸以上の戸建て住宅の開発については、資源等を回収する集積施設の設置を規定いたしております。また、３戸以下の戸建て住宅の開発については、近隣にごみ集積施設がある場合、その利用について、地元自治会の同意を得ることができれば、ごみ集積施設の設置を省くことができますが、同意が得られない場合は、その開発地域内に設置しなければならないと規定いたしております。ごみ集積施設の設置の考え方は開発協議基準が基本となりますが、地域の実情を配慮するとともに、良好な環境の保全に向け、ごみ集積施設の設置を推進してまいります。

また、ご質問にございましたごみの飛散などの対策についても、開発協議の段階で開発業者に説明するとともに、対応策について理解を求めているところでございます。

以上でございます。

○南野直司議長　木村議員。

○木村勝彦議員　総合体育館の問題は、オリンピックは秋にありますから、２０２０年の夏までに完成を目指すという答弁をいただきましたが、やはりオリンピック・パラリンピックまでに完成するということが大事であって、工事が遅れて間に合わないとかいうことは許されません。そういう点では、間違いなくこの２０２０年の夏までに

総合体育館が完成するということについて、森山市長の決意を伺いたいと思います。

ごみの問題につきましては、摂津市開発協議基準によって一定縛りがかけられているということは理解いたしておりました。ただ、３戸以下の戸建て住宅の開発にはごみ置き場の設置義務がないようですが、地域にはそれぞれの実情もありますので、通り一遍の基準では解決できない部分も出てくるかと考えます。開発協議基準という原理原則があるので、この地域の事情を全て反映させることはできないことは理解しますが、可能な限り、地域の環境の保全に努めていただくことを要望しておきたいと思います。

公共施設の全面禁煙については、即断即決での実践は困難であることは十分理解しておりますけれども、市民一人ひとりの健康づくりを考えれば、悠長に構えているわけにはいかないと思います。公共施設の敷地内全面禁煙を大阪府や吹田市では既に実施をしています。要するに、やる気があるかどうかの決断の問題です。この点についても市長の見解を求めます。

以上です。

○南野直司議長　答弁を求めます。市長。

○森山市長　木村議員の質問にお答えをいたします。

そもそも総合体育館を５０周年の記念事業として夢づくりに取り上げる一つのきっかけといいますか、理由といいますか、これは、機を同じくして２０２０年にオリンピック・パラリンピックの日本での誘致が決定した時期ではなかったかと思います。そういう意味では、今おっしゃりましたように、この２０２０年の東京オリンピック・パラリンピックまでに完成しないと、なかなか夢づくりに掲げた意味が少し薄くなってしまうわけでありますから、何が何でもそれまでに完成さすんだという思いでしっかりと取り組んでいきたいと思います。

それから、禁煙の問題ですけれども、こんなことを言ったら怒られるかもわかりませんが、できるものなら、もうあしたにでも庁内全面禁煙とあれば、これにこしたことはないと思っております。ただ、市民の皆さんの中には、たばこをのまれる方もまだまだたくさんおられます。そして、今日までのいろんな経緯があるわけであります。また、たばこの税収も、かなり多額の税収をいただいておるわけでございます。先ほど言われたように、きょう言うてあすとはまいりませんけれども、まずは庁内の喫煙場所を順次減らしていく、そして、なるだけ早く全面禁煙に向けて取り組んでいきたいと思います。

きのうから言っておりますけれども、今年度、（仮称）健康づくり推進条例を制定するわけでございます。この中に、たばこについて厳しくいろいろと内容を盛り込んでいくことになろうかと思います。他市では環境面からしか捉えておりませんが、この条例は健康づくりの面から捉えているわけでありまして、ある意味では全国的にも画期的な条例になろうかと思いますので、しっかりとご指摘の点を踏まえて今後取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○南野直司議長　木村議員。

○木村勝彦議員　市長は、この４年間、やる気・元気・本気という形でいろんな成果を上げてこられました。南千里丘のまちづくり、さらにはコミュニティプラザの寄贈、そしてまた、国循の移転に伴うまちづくり

など、数多くの実績を上げてこられましたけれども、この総合体育館の完成を加えていただいて、実現をしていただいて、市長の実績を積み上げていってもらいたいと思います。そのことを強く要求をして、４年間の実績も評価をしながら質問を終えたいと思います。

○南野直司議長　木村議員の質問が終わりました。

以上で一般質問が終わりました。

日程２、議案第４９号など１０件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

（三好義治総務常任委員長　登壇）

○三好義治総務常任委員長　ただいまから総務常任委員会の審査報告を行います。

６月９日の本会議において、本委員会に付託されました議案第４９号、平成２８年度摂津市一般会計補正予算（第１号）所管分、議案第５５号、摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第５６号、摂津市立集会所条例の一部を改正する条例制定の件、以上３件について、６月１３日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第４９号所管分については出席者による全員賛成、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○南野直司議長　建設常任委員長。

（野原修建設常任委員長　登壇）

○野原修建設常任委員長　ただいまから建設常任委員会の審査報告を行います。

６月９日の本会議において、本委員会に付託されました議案第５０号、平成２８年度摂津市水道事業会計補正予算（第１号）、議案第５１号、平成２８年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）及び議案第５７号、摂津市自転車安全利用倫理条例の一部を改正する条例制定の件、以上３件について、６月１０日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○南野直司議長　文教常任委員長。

（安藤薫文教常任委員長　登壇）

○安藤薫文教常任委員長　ただいまから文教常任委員会の審査報告を行います。

６月９日の本会議において、本委員会に付託されました議案第４９号、平成２８年度摂津市一般会計補正予算（第１号）所管分について、６月１３日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、出席者による全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○南野直司議長　民生常任委員長。

（上村高義民生常任委員長　登壇）

○上村高義民生常任委員長　ただいまから民生常任委員会の審査報告を行います。

６月９日の本会議において、本委員会に付託されました議案第４９号、平成２８年度摂津市一般会計補正予算（第１号）所管分、議案第５２号、平成２８年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第１号）及び議案第５４号、指定管理者指定の件（摂津市立別府コミュニティセンター）、以上３件について、６月１０日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○南野直司議長　駅前等再開発特別委員長。

（木村勝彦駅前等再開発特別委員長　登壇）

○木村勝彦駅前等再開発特別委員長　ただいまから駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

６月９日の本会議において、本委員会に付託されました議案第４９号、平成２８年度摂津市一般会計補正予算（第１号）所管分、議案第５３号、財産の交換の件及び議案第５８号、摂津市千里丘新町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件、以上３件について、６月１４日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第４９号所管分については出席者による全員賛成、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○南野直司議長　委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　討論なしと認め、討論を終わります。

議案第４９号を採決します。

本件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、本件は可決されました。

議案第５０号、議案第５１号、議案第５２号、議案第５３号、議案第５４号、議案第５５号、議案第５６号、議案第５７号及び議案第５８号を一括採決します。

本９件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、本９件は可決されました。

日程３、議会議案第７号など６件を議題とします。

お諮りします。

本６件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本６件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。山崎議員。

（山崎雅数議員　登壇）

○山崎雅数議員　日本共産党議員団を代表いたしまして、議会議案第１２号、待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書に対する反対討論を行います。

この意見書の中身として、政府に求めている項目には重大な欠陥があります。この間、政府が進めている待機児童解消加速化プランは、保育施設の受け入れ基準を緩め、乳幼児を詰め込むことが中心になっているためです。子どもの健やかな成長、発達を保障するために設けられている保育施設でのさまざまな基準を緩和することは、保育の質を落とすことで、子どもの安心・安全の大もとを揺るがす重大な逆行です。

急場しのぎの対策で安全を犠牲にすることは絶対にあってはなりません。

厚生労働省は、待機児童数が多い自治体に対して、基準を緩めることを求める通知を出すなどしていますが、自治体の現場からは異論や戸惑いの声が上がっています。認可保育所の基準は、国が１歳児６人に保育士１人などと定めていますが、少なくない自治体は１歳児５人に保育士１人などと上乗せした基準を独自に決めています。国基準では、子どもの安全や成長、発達を保障するのに不十分という判断からです。

保育事故に詳しい専門家からは、国基準では１歳児の食事を見守る体制としては弱く、誤嚥、窒息などを起こすリスクが高いとの指摘もあります。自治体に詰め込みを迫る国のやり方はあまりに危険です。今年３月から４月に、東京と大阪の認可外保育施設で昼寝中の乳児が亡くなるという痛ましい保育事故が相次ぎ起こっております。東京の事故は、事業所内保育所で起き、保育士資格のない非常勤職員が異変に気づかなかったとされています。大阪の事故のあった施設では、職員が１人しかいない時間帯があったなど、不備が明らかになっています。幼い子どもの命を預かる万全の体制でなかったことは極めて深刻です。

保育施設内の事故について、昨年の政府の調査では、子どもの死亡事故が認可施設で４人、認可外施設で１０人でした。認可、認可外を問わず、子どもの命が失われる事故はあってはなりませんが、保育士配置が少なくてもよい認可外施設の事故率が高いとする研究者の分析を重く受けとめる必要があります。

この意見書では、施設整備のための公有地等を活用した用地の確保や、保育士の賃金引き上げ、待遇改善といった前向きな要望項目があるものの、前提となる待機児童数の定義や、待機児童解消加速化プランを評価し、着実に実施を求めることでは問題解決になり得ません。また、企業主導型保育の強力な推進を求めるというのも、基準の緩い認可外保育施設を増やせというもので、到底賛同し得ません。国と自治体が一丸となって公的な保育に責任を持つ姿勢に立つこと、安心して子どもを預けることのできる認可施設の整備に力を尽くすことを求め、反対の討論といたします。

○南野直司議長　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　以上で討論を終わります。

議会議案第７号、議会議案第８号、議会議案第９号、議会議案第１０号及び議会議案第１１号を一括採決します。

本５件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長　異議なしと認め、本５件は可決されました。

議会議案第１２号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○南野直司議長　起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

ここで、森山市長の挨拶があります。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　議員の皆さんには、活発な議論の後、お疲れのところ、貴重な時間を頂戴いたしまして、まことに申しわけございません。この議会は、私にとりまして３期目、最終の議会でございます。よって、閉会の前に一言御礼とご報告の挨拶をさせて

いただきたいと思います。

振り返りますと、平成１６年の１０月に前森川市長の後を受け継ぎ、５代目の市長として市政のかじ取りを務めさせていただきました。就任当初は、非常に財政状況が悪うございました。経常収支比率が８年連続で１００％を上回るという危機的な状況にあったと思います。また、この３期目のスタートとなった平成２４年当時を思い起こしますと、国内はまさに政治の転換期であったと思います。それまで長く続きました自民党の政権から民主党に移り、また自民党へ戻る、そういった年だったと思います。多くの方針が目まぐるしく変わる中、さらに、日本経済は歴史的な円高に見舞われるなど、非常に先行きが不透明な年であったと思います。

そのような中、私は、財政再建、人づくり、夢づくりをまちづくりの柱に据えるとともに、市民の皆さんにも大変ご辛抱いただき、厳しい行財政改革に取り組んでまいりました。そのかいもあってと申しますか、財政状況は少しずつ回復してまいりました。さらに、景気が少し上向いたことにも助けられ、今では経常収支比率が１００％を下回り、何とか真水の黒字を維持するなど、安定的に行政サービスを提供できる水準にまで持ち直すことができたのであります。

この間、吹田操車場跡地のまちづくりが動き出し、懸案の吹田市正雀下水処理場、摂津市クリーンセンターも廃止することができるなど、旬を逃さずといいますか、一生懸命に取り組んだ数々の事業が大きく実を結んだ４年間であったと思います。特に、跡地のまちづくりの中核施設として国立循環器病研究センターを誘致することができましたことは、安全・安心、そして健康づくりを目指す本市にとりまして、この上ない大きな出来事であったと思います。これは、課題を先送りすることなく、議会の皆様はじめ市民の皆々様、そして、副市長以下全ての職員が、オール摂津で心を一つにして、それぞれの立場でできることを精いっぱい取り組んだたまものでございます。改めまして心より御礼を申し上げます。

さて、本年度は、市制施行５０周年という大きな節目の年でございます。いつも申し上げておりますように、本市が今日ありますのは、すべからく先人のおかげでもございます。今後の市政運営を見通しますと、いわゆる２０２５年問題による社会保障費の急増、老朽化した公共施設の更新問題など、避けようのない難問が待ち構えております。これらは、スケールメリットを発揮しにくい本市にとりまして、少しの油断がたちまち財政の悪化を招くことを意味いたしております。

時あたかも、国は一億総活躍社会を掲げ、戦後最大のＧＤＰ６００兆円、希望出生率１．８人、介護離職ゼロという三つの政策の目標に向けて大きく動き出そうとしております。本市も、これに伴い、先般、将来を見据えつつ、都市間競争を勝ち抜く具体的な方策を示した摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところでございます。次なる４年間は、５０周年を節目に、未来に向かって大きく踏み出せるか否かの非常に重要な時期、すなわち、子育て支援や安全・安心、健康づくりなどを柱に、摂津の魅力に磨きをかける時期になろうかと思っております。

とりわけ、まちづくりの基本中の基本である安全・安心は待ったなしでございます。先日、旧味舌小学校跡地に係ります土

地活用の変更についてご説明したところでございますが、その直後、国において、全国地震動予測地図の改訂版が示されたところでございます。南海トラフ大地震、また、大雨、洪水等々、災害への不安が今までより以上に深刻になっております。我が摂津市においても、万一に備え、万全の備えをしておかなければなりません。つきましては、昨日来、皆さん方から安全・安心のまちづくりについてご指摘も賜りましたが、旧学校跡地の活用につきましては、防災空地として残すべく、思いを新たにした次第でございます。今日まで基本は売却との答弁を繰り返してまいりましたが、この際、今後、売却方針を凍結したいと思います。今後、議会の皆様のご意見を拝聴し、より広く利活用等々について考えていきたいと思います。

また、昨日来、いろいろな質問、またご意見を賜りました。残された任期を全力で頑張っていくことは当然でございますが、先ほども申し述べましたように、本市の将来を示した人口ビジョン、そして、総合戦略を策定した当事者といたしまして、学校跡地の売却方針凍結をも含め、この後もその責任を全うすべく、引き続いて市政を担当させていただきたく、信を問う決意をしたところでございます。この場をおかりしましてご報告をさせていただきます。

なお、この議会で、野口議員の質問の中で私の政治姿勢についてのご指摘がございました。その相手が反社会的な団体に属していないと認識していたといたしましても、私の個人的な経済活動の中、誤解を招くような人間関係になっていたことについては反省をいたしております。今後、過去の経験、試練をしっかり生かして、安全で平和なまちづくりにしっかりと取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

後になりましたけれども、この４年間、何かとご理解、ご協力賜りましたこと、心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。お礼とご報告にかえさせていただきました。本当にありがとうございました。（拍手）

○南野直司議長　挨拶が終わりました。

これで平成２８年第２回摂津市議会定例会を閉会します。

（午後２時２２分　閉会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長　　南　野　直　司

摂津市議会議員　　福　住　礼　子

摂津市議会議員　　藤　浦　雅　彦

☆　添　付　資　料

平成２８年第２回定例会審議日程

月　日	曜	会　議　名	内　　容	開 議 時 刻
6 ／ 9	木	本会議（第１日）	提案理由説明・質疑・委員会付託・即決	10:00
			（議会議案届出締切　17:15）	
10	金		建設常任委員会（第一委員会室） 民生常任委員会（第二委員会室）	10:00 10:00
11	㊏			
12	㊐			
13	月		総務常任委員会（第一委員会室） 文教常任委員会（第二委員会室）	10:00 10:00
			（一般質問届出締切　12:00）	
14	火		駅前等再開発特別委員会（第二委員会室）	10:00
15	水			
16	木			
17	金			
18	㊏			
19	㊐			
20	月			
21	火		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
22	水			
23	木	本会議（第２日）	一般質問	10:00
24	金	本会議（第３日）	一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案	10:00
			議会運営委員会（第一委員会室）	本会議終了後

議　　案　　付　　託　　表

平成２８年第２回定例会

〈総務常任委員会〉

議案 第 49 号　平成２８年度摂津市一般会計補正予算（第１号）所管分

議案 第 55 号　摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議案 第 56 号　摂津市立集会所条例の一部を改正する条例制定の件

〈建設常任委員会〉

議案 第 50 号　平成２８年度摂津市水道事業会計補正予算（第１号）

議案 第 51 号　平成２８年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

議案 第 57 号　摂津市自転車安全利用倫理条例の一部を改正する条例制定の件

〈文教常任委員会〉

議案 第 49 号　平成２８年度摂津市一般会計補正予算（第１号）所管分

〈民生常任委員会〉

議案 第 49 号　平成２８年度摂津市一般会計補正予算（第１号）所管分

議案 第 52 号　平成２８年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第１号）

議案 第 54 号　指定管理者指定の件（摂津市立別府コミュニティセンター）

〈駅前等再開発特別委員会〉

議案 第 49 号　平成２８年度摂津市一般会計補正予算（第１号）所管分

議案 第 53 号　財産の交換の件

議案 第 58 号　摂津市千里丘新町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件

平成２８年　第２回定例会　一般質問要旨

質問順位

１番	野原修議員	２番	水谷毅議員	３番	村上英明議員
４番	福住礼子議員	５番	東久美子議員	６番	増永和起議員
７番	藤浦雅彦議員	８番	山崎雅数議員	９番	上村高義議員
10番	渡辺慎吾議員	11番	安藤薫議員	12番	野口博議員
13番	森西正議員	14番	中川嘉彦議員	15番	木村勝彦議員

【注】囲み数字は一問一答方式（１回目は一括質問一括答弁方式で２回目から一問一答方式）、囲みのない数字は一括質問一括答弁方式での質問になります。

１番　野原修議員

1　中小企業支援と商業活性化について
2　市立自転車駐車場の運営について
3　千里丘三島線の渋滞原因及び解消について
4　空家対策について
5　人間基礎教育について

２番　水谷毅議員

1　市内道路の交通安全対策について
2　児童生徒の熱中症及びインフルエンザ対策について
3　在宅介護における介護教室の開催について

３番　村上英明議員

1　ピロリ菌検査の導入について
2　振り込め詐欺などへの電話録音による被害防止について
3　自主防災組織による防災マップの作成支援について

４番　福住礼子議員

1　総合体育館建設におけるクラウドファンディングなどの活用について
2　熊本地震から学ぶ発災時の自発的支援の受入れについて
3　子育て世代包括支援センターの設置について
4　新生児聴覚検査の公費助成について

５番　東久美子議員

１　災害時の防災空地について
２　大規模開発に対応した教育施策について
３　地域活性化について
４　教育課題について
　（１）性的少数者（ＬＧＢＴ）について
　（２）特別教室の空調整備について

６番　増永和起議員

１　国民健康保険都道府県化と大阪での「統一国保」について
２　来年度から始まる介護保険の新しい総合事業について
３　市民税の納税猶予制度が拡充されたことと、摂津市における滞納処分について

７番　藤浦雅彦議員

１　市民窓口アンケートの活用について
２　摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略における「公共交通の充実」に対する多くの高齢者の声について
３　保健福祉総合ビジョン２０１６の推進について

８番　山崎雅数議員

１　旧味舌小学校跡地利用計画に係る方針変更について

９番　上村高義議員

１　自転車安全運転の推進について
　（１）自転車通行帯の整備推進について
　（２）自転車安全運転指導者講習会の推進について
　（３）職員の自転車保険加入促進について
２　摂津市の財政課題と行政課題について

10番　渡辺慎吾議員

１　摂津市体育協会について
２　淀川わいわいガヤガヤ祭について

11番　安藤薫議員

１　待機児童の実態と解消策について
２　第５次行革として計画されている学童保育の民間委託について

12番　野口博議員

１　清潔で公正な市政運営について
２　大正川橋東詰交差点への押しボタン信号機の設置について
３　今後の財政運営と、とことん市民の暮らしを守ることについて

13番　森西正議員

１　千里丘新町地区の都市型居住ゾーン入居における保育所設置について
２　社会福祉法人桃林会の問題について
３　森山市長の公約である「夢づくり」について

14番　中川嘉彦議員

１　ＪＲ貨物線による地域活性化について

15番　木村勝彦議員

１　総合体育館のその後の取り組みについて
２　禁煙問題について
３　ごみ問題について

議決結果一覧

議案番号	件　　名	議決月日	結果
	議席の一部変更の件	６月９日	決定
報告　第 2 号	摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件	６月９日	承認
報告　第 3 号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	（６月９日　報告）	
報告　第 4 号	平成２７年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件	（６月９日　報告）	
報告　第 5 号	平成２７年度摂津市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越報告の件	（６月９日　報告）	
議案　第 49 号	平成２８年度摂津市一般会計補正予算（第１号）	６月２４日	可決
議案　第 50 号	平成２８年度摂津市水道事業会計補正予算（第１号）	６月２４日	可決
議案　第 51 号	平成２８年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）	６月２４日	可決
議案　第 52 号	平成２８年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第１号）	６月２４日	可決
議案　第 53 号	財産の交換の件	６月２４日	可決
議案　第 54 号	指定管理者指定の件（摂津市立別府コミュニティセンター）	６月２４日	可決
議案　第 55 号	摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件	６月２４日	可決
議案　第 56 号	摂津市立集会所条例の一部を改正する条例制定の件	６月２４日	可決
議案　第 57 号	摂津市自転車安全利用倫理条例の一部を改正する条例制定の件	６月２４日	可決
議案　第 58 号	摂津市千里丘新町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件	６月２４日	可決
議会議案 第 7 号	核兵器廃絶に向けた具体的行動を求める意見書の件	６月２４日	可決
議会議案 第 8 号	奨学金制度の充実等を求める意見書の件	６月２４日	可決
議会議案 第 9 号	骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書の件	６月２４日	可決
議会議案 第 10 号	次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の件	６月２４日	可決
議会議案 第 11 号	食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書の件	６月２４日	可決
議会議案 第 12 号	待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書の件	６月２４日	可決